

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第四卷 第九號

昭和十八年九月刊行

調査研究

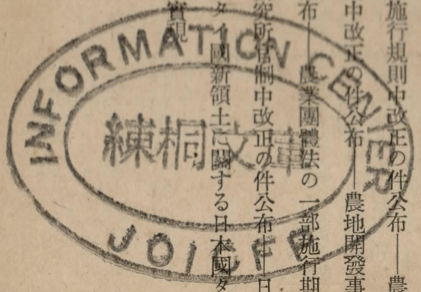
地方別に觀たる農村住民の出生力……………横田 年(二)
民族混血の研究……………篠崎 信 男(二)

彙報

人口民族部に於いて製作せる資料目録——人口民族部研究報告會——人口民族部特別懇談會——第二次食糧増産對策要綱の閣議決定——應徴士服務紀律の公布——船員職業能力申告令改正の件公布——船員職業能力申告令改正の件公布——船員職業能力申告令施行規則中改正の件公布——農地調整法施行令中改正の件公布——農地調整施設補助規則中改正の件公布——農地開發事業令中改正の件公布——臨時農地價格統制令中改正の件公布——農業團體法の一部施行期日の件等の公布——朝鮮食糧管理令の公布——熱帯醫學研究所官制中改正の件公布——日本家族制度の昂揚保全方策に關する大政翼贊會の上申——タイ國新領土に關する日本國タイ國間條約の成立——ジャワ現地住民に對する政治參與の實現

文獻

邦文人口問題關係文獻(四〇)



厚生省研究所

人口民族部

人口問題研究

第四卷 第九號

調査研究

地方別に觀たる農村住民の出産力

横田 年

昭和十五年一月二十日現在で人口民族部の前身人口問題研究所は全國的の出産力調査を行つた。其の結果の概要に就いては岡崎部長が既に本誌第一卷第七號に記述して居られる。

私は本調査中の農村在住者のみに就いて其の出産力の地方的差異を調べたいと考へ、手許に於いて集計を行ひ漸く完了したので報告する次第である。

地方別に觀るには道府縣單位が最も適當であるが、それでは各單位の村の数が少な過ぎるので之を更に大きな地方別に分けてみた。地方區分の方法は、其の根本に於いては衛生局年報に於ける分類に據つたが、其の儘では我が國の地方別出生率の差異の特色と一致しない點があるので、之に若干

地方別に觀たる農村住民の出産力

の變更を行つた。先づ北海道は僅か二箇村であるし其の出生率の傾向は大體東北六縣と等しく高率であるので之を東北地方に加へ、北陸區中の新潟縣は他の富山、石川、福井の三縣の人口動態と甚だ異なるものがあり寧ろ東北型に近いので之も東北地方に入れた。中國區では山陰と山陽は出生率の傾向がかなり著しい差を示してゐるので、山陰は僅か二箇村ではあつたが之を山陽と別に分けた。

斯くして東北地方は北海道、岩手、宮城、山形、福島、新潟の一道五縣で十二箇村、關東地方は茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川の六縣で八箇村、北陸地方は富山、石川、福井の三縣で三箇村、東山地方は山梨、長野、岐阜の三縣で三箇村、東海地方は静岡、愛知、三重の三縣で三箇村、近畿地方は京都、大阪、兵庫、和歌山の二府二縣で七箇村、山陰地方は鳥取、島根の二縣で二箇村、山陽地方は岡山、山口の二縣で五箇村、四國地方は愛媛、高知の二縣で三箇村、九州地方は福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、大正十四年、昭和五年、昭和十年の三箇年次に於ける之等の諸村の地方

別合計人口及び人口動態は第一表に見る如くである。之によれば東北、關東、東山の三地方は最も出生率高く、東海及び九州が之に次ぎ、北陸、山陰、山陽、四國、近畿の順に低率となつてゐる。之等の關係は大體に於いて全國の道府縣別出生率に見られる地方的差異と甚だ良く一致してゐる。

第一表 地方別人口動態比較

地方別 動區 態分	大正十四年				昭和五年				昭和十年						
	人口數	婚姻率(人口千に付)	出生率(人口千に付)	死亡率(人口千に付)	人口數	婚姻率(人口千に付)	出生率(人口千に付)	死亡率(人口千に付)	人口數	婚姻率(人口千に付)	出生率(人口千に付)	死亡率(人口千に付)			
東 北	三三,一九一	九.五八	三九.七一	二二.〇八	五,一八	三五.八五二	六.九七	三八.三〇	一八.二四	五.八九	三四.五六六	七.八一	三六.七五	一六.三九	三.三五
關 東	三〇,八四一	九.三七	四〇.三四	二二.三三	五,五四	三二.一五三	九.〇八	三四.九九	一八.九七	五.〇六	三二.三七六	九.六一	三七.六五	一八.七五	六.一六
北 陸	八,五三九	一〇.七九	三三.〇六	二二.三九	三,七五	八.二七九	一一.二三	三七.九三	二二.七一	三.〇九	八.八三三	一二.四五	三二.八三	二二.四三	二.〇三
東 山	八,九〇九	七.一八	四〇.九七	二〇.二〇	四,四五	九,四六四	九.六二	三六.五六	一七.九六	五.七二	九,七九六	一〇.一一	三六.四四	一八.二七	四.二九
東 海	二八,八八〇	九.四五	三六.〇八	二二.八一	六,〇四	三〇,三九〇	八.八二	三四.二二	二二.三三	五.八八	三二,〇三九	九.二一	三五.〇八	二四.一三	四.三四
近 畿	二九,二三六	七.八三	二八.五九	一九.二六	七.二二	三一,四九八	八.一三	二八.七六	一八.四五	六.三二	三四,五五一	八.四二	二六.八六	一六.八七	五.七九
山 陰	四,七四三	一一.八一	三五.二二	一八.七六	七.二二	四,八八七	六.七五	三〇.四九	一五.九六	六.三二	四,九四五	八.二九	三四.一八	一五.五七	三.九八
山 陽	一六,三九三	八.四八	三〇.九九	一九.二八	三.七九	一六,三五六	九.八四	二八.〇〇	一八.七一	七.二九	一六,〇二一	八.七四	三二.〇二	一八.四一	三.一一
四 國	七,八六七	八.五二	三一.四〇	一九.五八	四.二六	七,九四三	八.三一	二六.〇六	一八.五一	三.二七	七,八一〇	九.三五	二九.四五	一九.〇八	二.九五
九 州	五,五一六三	八.七七	三六.八〇	一七.九二	二.六八	五,六七九四	八.五七	三四.六七	一八.七九	四.二八	五,七六一	八.七三	三三.四三	一七.〇三	三.〇二

二、初婚年齢

次に集計の結果に就いて述べる。

先づ平均初婚年齢であるが、調査票中には夫妻の生年月の不明なるもの、婚姻年月の不明なるもの、婚姻時と第一子出生時との關係の不合理なる記載あるもの等の事情の爲で確な初婚年齢を算出し得なかつたものがあり存した。之等の不完全票及び再婚者を除いた總計三〇,〇五二の夫婦に就いて地方別に妻の平均初婚年齢を計算した。(第二表)

總平均は二〇・一九歳であり、最も早婚なるは山陰の一七・九九歳、最も晩婚なるは東山の二一・五七歳である。此の表で注目すべきは出生率の高い關東の初婚年齢と低出生率近畿のそれとが殆ど相等しく、又高出生率の

第二表 地方別女子平均初婚年齢

地方別	夫婦數	平均初婚年齢
東 北	3,965	19.34 ± 0.054
關 東	3,925	20.55 ± 0.055
北 陸	994	19.38 ± 0.114
東 山	1,366	21.57 ± 0.109
東 海	4,343	20.08 ± 0.050
近 畿	5,012	20.91 ± 0.049
山 陰	648	17.99 ± 0.120
山 陽	2,115	19.30 ± 0.071
四 國	1,009	18.76 ± 0.100
九 州	6,675	20.55 ± 0.044
合 計	30,052	20.19 ± 0.021

東北と低出生率の山陽も殆ど相等しく、其の他の地方に就いて見るも平均

初婚年齢と出生率との間には全く相關關係の存せざる如く見ゆることである。恐らく此の程度の結婚年齢の差の出生率に及ぼす影響は極めて僅かなものであらう。

三、出 産 力

地方別出生力の計算方法は古屋氏法に倣つて第一子出生時の妻の年齢別、第一子出生後の夫妻の同棲期間別に該當夫妻の平均出生兒數を計算した。又材料は夫妻共初婚なるものに限つた。(第三表1乃至11)第一子出生時の妻の年齢は一五歳乃至一九歳、二〇歳乃至二四歳、二五歳乃至二九歳の三階級とし、同棲期間は〇年乃至四年、五年乃至九年、一〇年乃至一四年、一五年乃至一九年、二〇年乃至二四年、二五年乃至二九年、三〇年以上の七階級とした。

何れの地方に於いても第一子出生時の妻の年齢が晩くなる程、同棲期間の進むと共に平均出生兒數が少くなることは既に從來諸家の認められた通りである。

今第一子出生時の妻の年齢二〇歳乃至二四歳の階級に就いて地方別に出生力を比較するに、第一圖乃至第三圖に見る如く、東北、關東、東山、九州は大體に於いて總計よりも高き値を示し、之に反し近畿、山陽、山陰、四國は總計よりも遙かに低い出生力を示してゐる、北陸は總計よりも稍、低く、東海は殆ど相等しい。

第三表よつて他の年齢階級に就き比較検討するも殆ど同様の差異を認め得られる。

之等の出生力の地方的差異は第一表に於ける地方別出生率の差異と殆ど一致してゐる。たゞ山陰のみは出生力はかなり低いのに拘らず出生率は左程低くないが、其の原因に就いては更に深い研究を行ひたいと思ふ。

地方別に觀たる農村住民の出生力

第三表 地方別出生力比較

第一子出生時の妻の年齢別、第一子出生後の同棲期間別平均出生兒數

1. 總 計

(Nは該當婦人數を示す)

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	0.56 ± 0.032 N = 652	2.37 ± 0.038 N = 851	3.74 ± 0.049 N = 1,079	4.93 ± 0.065 N = 1,069	5.67 ± 0.086 N = 874	5.91 ± 0.095 N = 799	5.64 ± 0.069 N = 1,692
20 ~ 24	0.60 ± 0.013 N = 2,797	2.17 ± 0.022 N = 2,755	3.55 ± 0.032 N = 2,360	4.60 ± 0.045 N = 2,187	5.29 ± 0.059 N = 1,671	5.30 ± 0.066 N = 1,367	5.19 ± 0.046 N = 2,753
25 ~ 29	0.53 ± 0.024 N = 779	1.85 ± 0.048 N = 579	3.04 ± 0.076 N = 543	3.54 ± 0.090 N = 502	4.06 ± 0.106 N = 417	3.91 ± 0.117 N = 373	3.97 ± 0.079 N = 721

2. 東 北 地 方

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	0.56 ± 0.062 N = 133	2.60 ± 0.088 N = 173	4.08 ± 0.177 N = 196	5.69 ± 0.131 N = 203	6.29 ± 0.184 N = 154	6.31 ± 0.211 N = 136	6.37 ± 0.479 N = 313
20 ~ 24	0.68 ± 0.037 N = 374	2.48 ± 0.069 N = 359	3.87 ± 0.086 N = 274	5.35 ± 0.113 N = 302	6.15 ± 0.147 N = 214	5.85 ± 0.207 N = 159	5.72 ± 0.131 N = 347
25 ~ 29	0.61 ± 0.064 N = 98	2.08 ± 0.138 N = 52	3.76 ± 0.267 N = 46	3.80 ± 0.283 N = 44	4.23 ± 0.354 N = 47	4.10 ± 0.348 N = 40	4.28 ± 0.328 N = 47

3. 關東地方

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	0.63 ± 0.117 N = 46	2.55 ± 0.129 N = 69	4.03 ± 0.161 N = 86	4.90 ± 0.231 N = 71	4.92 ± 0.238 N = 87	6.62 ± 0.290 N = 85	5.60 ± 0.166 N = 242
20 ~ 24	0.64 ± 0.088 N = 391	2.30 ± 0.061 N = 379	3.86 ± 0.079 N = 350	4.93 ± 0.111 N = 326	5.87 ± 0.152 N = 233	5.44 ± 0.154 N = 237	5.11 ± 0.112 N = 468
25 ~ 29	0.50 ± 0.061 N = 133	2.14 ± 0.114 N = 90	3.29 ± 0.184 N = 73	3.86 ± 0.234 N = 76	4.89 ± 0.258 N = 65	4.52 ± 0.351 N = 61	4.36 ± 0.213 N = 112

4. 北陸地方

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	0.50 ± 0.103 N = 30	2.20 ± 0.178 N = 51	3.39 ± 0.235 N = 54	4.44 ± 0.305 N = 50	5.35 ± 0.381 N = 46	5.49 ± 0.415 N = 37	5.65 ± 0.357 N = 51
20 ~ 24	0.47 ± 0.055 N = 102	1.89 ± 0.102 N = 83	3.29 ± 0.221 N = 69	4.48 ± 0.316 N = 46	4.91 ± 0.347 N = 44	5.46 ± 0.399 N = 39	5.49 ± 0.268 N = 86
25 ~ 29	0.43 ± 0.148 N = 23	2.10 ± 0.386 N = 10	2.73 ± 0.359 N = 15	2.77 ± 0.755 N = 13	3.29 ± 0.720 N = 7	5.71 ± 1.083 N = 7	3.50 ± 0.461 N = 20

5. 東山地方

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	1.05 ± 0.218 N = 22	3.00 ± 0.247 N = 14	3.62 ± 0.239 N = 34	5.17 ± 0.350 N = 30	5.76 ± 0.620 N = 17	6.00 ± 0.481 N = 15	6.79 ± 0.321 N = 62
20 ~ 24	0.82 ± 0.095 N = 68	2.31 ± 0.124 N = 87	3.92 ± 0.170 N = 89	4.85 ± 0.273 N = 62	5.71 ± 0.259 N = 84	5.19 ± 0.322 N = 57	5.98 ± 0.283 N = 94
25 ~ 29	0.73 ± 0.091 N = 67	2.49 ± 0.129 N = 63	3.98 ± 0.217 N = 57	4.00 ± 0.287 N = 40	4.40 ± 0.382 N = 35	4.50 ± 0.462 N = 22	4.43 ± 0.306 N = 35

6. 東海地方

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	0.77 ± 0.089 N = 98	2.22 ± 0.099 N = 116	3.89 ± 0.132 N = 162	4.80 ± 0.208 N = 127	5.81 ± 0.240 N = 112	5.54 ± 0.239 N = 124	6.27 ± 0.190 N = 232
20 ~ 24	0.66 ± 0.036 N = 474	2.27 ± 0.055 N = 446	3.73 ± 0.079 N = 386	4.71 ± 0.128 N = 294	5.15 ± 0.177 N = 213	5.34 ± 0.163 N = 213	5.36 ± 0.126 N = 400
25 ~ 29	0.41 ± 0.071 N = 74	1.85 ± 0.131 N = 62	2.94 ± 0.198 N = 52	3.93 ± 0.282 N = 56	3.96 ± 0.299 N = 52	4.08 ± 0.324 N = 50	4.15 ± 0.225 N = 101

7. 近畿地方

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	0.75 ± 0.107 N = 60	2.03 ± 0.120 N = 97	3.25 ± 0.154 N = 122	4.13 ± 0.201 N = 125	4.54 ± 0.243 N = 96	5.42 ± 0.298 N = 84	5.18 ± 0.265 N = 110
20 ~ 24	0.50 ± 0.028 N = 571	1.86 ± 0.048 N = 583	2.90 ± 0.071 N = 482	3.80 ± 0.095 N = 433	4.33 ± 0.139 N = 295	4.59 ± 0.158 N = 210	4.92 ± 0.125 N = 346
25 ~ 29	0.52 ± 0.044 N = 208	1.34 ± 0.092 N = 160	2.29 ± 0.143 N = 150	3.03 ± 0.175 N = 117	3.34 ± 0.221 N = 74	3.21 ± 0.256 N = 63	3.60 ± 0.181 N = 119

8. 山陰地方

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	0.55 ± 0.100 N = 31	2.31 ± 0.196 N = 29	3.33 ± 0.207 N = 49	3.77 ± 0.345 N = 43	5.00 ± 0.399 N = 37	5.00 ± 0.506 N = 31	3.21 ± 0.282 N = 67
20 ~ 24	0.60 ± 0.096 N = 42	1.78 ± 0.120 N = 49	3.03 ± 0.271 N = 34	4.24 ± 0.387 N = 37	4.64 ± 0.395 N = 28	4.36 ± 0.562 N = 22	4.04 ± 0.332 N = 54
25 ~ 29	—	1.50 ± 0.312 N = 6	—	3.00 ± 0.350 N = 7	2.17 ± 0.366 N = 6	4.50 ± 0.559 N = 4	4.15 ± 0.508 N = 13

9. 山陽地方

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	0.64 ± 0.117 N = 39	2.15 ± 0.156 N = 71	3.47 ± 0.169 N = 83	4.35 ± 0.079 N = 98	4.81 ± 0.271 N = 77	5.29 ± 0.309 N = 66	4.88 ± 0.196 N = 145
20 ~ 24	0.54 ± 0.050 N = 195	2.07 ± 0.083 N = 161	3.06 ± 0.124 N = 152	3.88 ± 0.159 N = 146	4.78 ± 0.181 N = 115	4.61 ± 0.243 N = 87	4.59 ± 0.133 N = 257
25 ~ 29	0.38 ± 0.173 N = 13	1.70 ± 0.246 N = 20	2.41 ± 0.344 N = 22	2.08 ± 0.333 N = 24	3.63 ± 0.450 N = 16	3.25 ± 0.349 N = 28	3.19 ± 0.233 N = 59

10. 四國地方

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	0.46 ± 0.112 N = 26	2.08 ± 0.164 N = 39	2.70 ± 0.184 N = 53	4.12 ± 0.298 N = 42	4.09 ± 0.386 N = 46	3.89 ± 0.347 N = 56	3.16 ± 0.194 N = 129
20 ~ 24	0.49 ± 0.071 N = 72	1.62 ± 0.092 N = 86	2.93 ± 0.182 N = 67	3.46 ± 0.242 N = 65	3.65 ± 0.262 N = 55	3.79 ± 0.326 N = 42	4.00 ± 0.213 N = 106
25 ~ 29	0.80 ± 0.395 N = 10	1.71 ± 0.483 N = 7	2.33 ± 0.561 N = 6	2.90 ± 0.690 N = 10	3.33 ± 0.786 N = 9	4.00 ± 0.612 N = 4	2.42 ± 0.478 N = 12

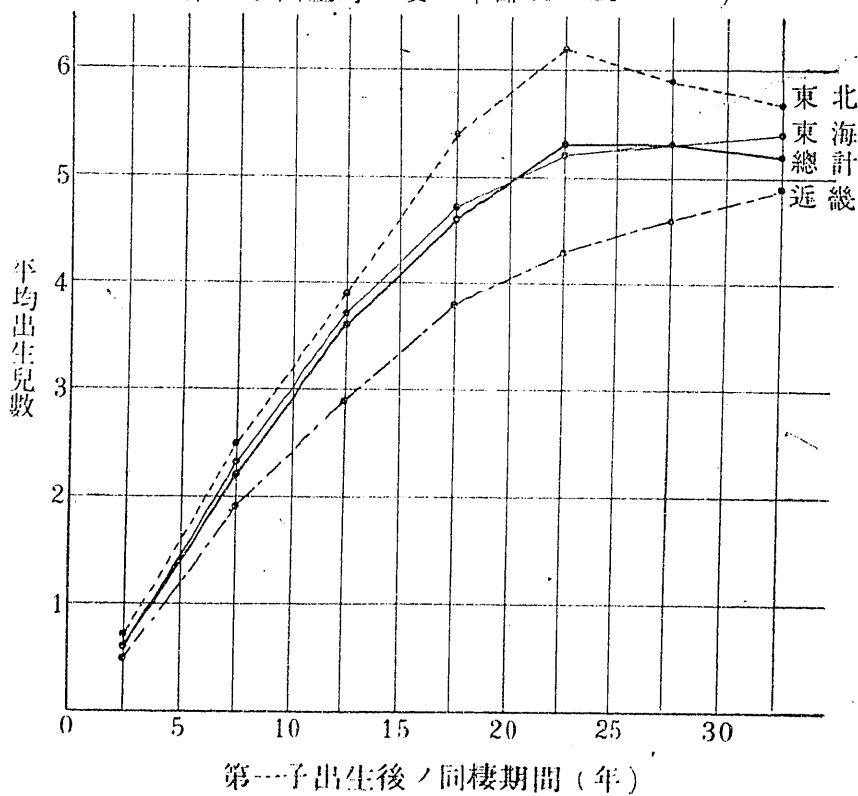
地方別に観たる農村住民の出産力

11. 九州地方

同棲期間 (年) 第一子出生時の妻の年齢	0 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 14	15 ~ 19	20 ~ 24	25 ~ 29	30 →
15 ~ 19	0.69 ± 0.073 N = 167	2.50 ± 0.075 N = 192	4.01 ± 0.097 N = 240	5.36 ± 0.116 N = 280	6.44 ± 0.168 N = 202	6.95 ± 0.188 N = 165	6.27 ± 0.151 N = 341
20 ~ 24	0.62 ± 0.031 N = 508	2.32 ± 0.048 N = 522	3.95 ± 0.067 N = 457	4.95 ± 0.093 N = 476	5.66 ± 0.116 N = 390	5.85 ± 0.135 N = 301	5.40 ± 0.097 N = 595
25 ~ 29	0.51 ± 0.052 N = 149	1.99 ± 0.106 N = 109	3.34 ± 0.154 N = 121	3.89 ± 0.184 N = 115	4.18 ± 0.196 N = 106	3.72 ± 0.203 N = 94	4.10 ± 0.144 N = 203

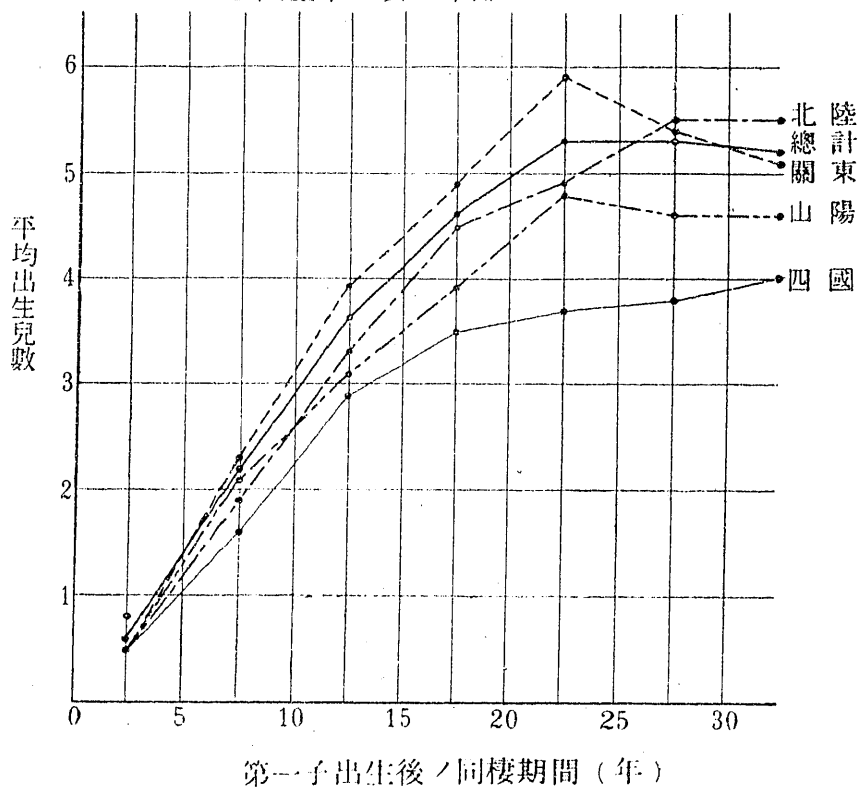
第一圖 地方別出産力比較 (1)

(第一子出生時の妻の年齢20-24のモノ)



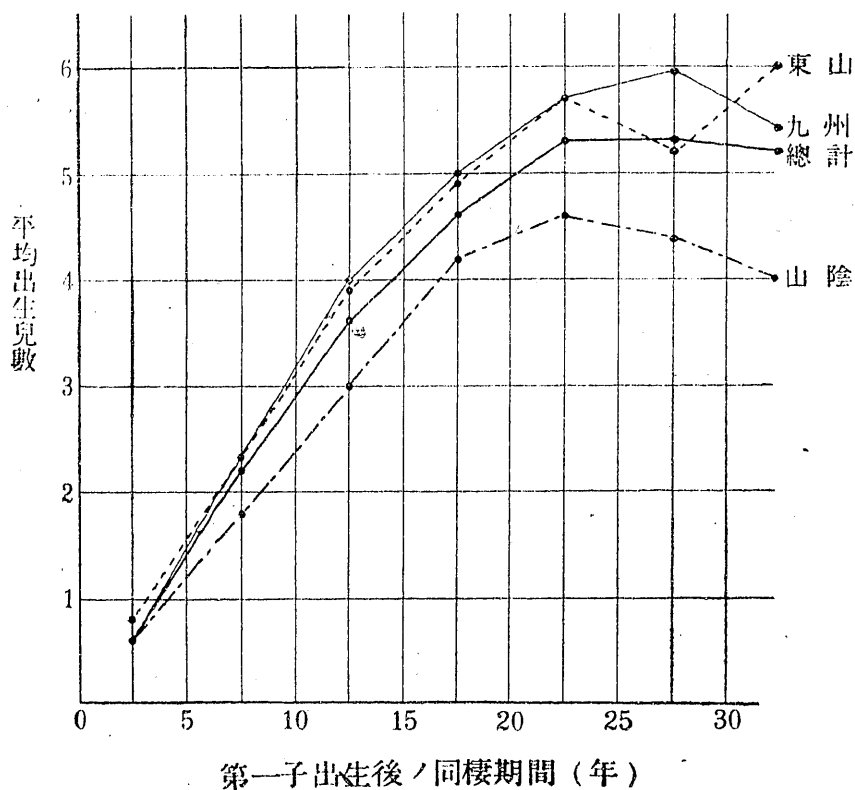
第二圖 地方別出産力比較 (2)

(第一子出生率ノ妻ノ年齢20-24ノモノ)



第三圖 地方別出産力比較 (3)

(第一子出生時ノ妻ノ年齢20-24ノモノ)



四、無子率

無子率は初婚年齢別、同棲期間別に算出した。初婚年齢は一五歳乃至一九歳、二〇歳乃至二四歳、二五歳乃至二九歳の三階級とし、同棲期間は〇年乃至九年、一〇年乃至一九年、二〇年乃至二九年、三〇年以上の四階級とした。初婚年齢は記載不正確なるものがあり、殊に最も多い誤りは婚姻時年齢と第一子出生時の年齢との間の短か過ぎるものや逆のものである

地方別に観たる農村住民の出産力

が、之等の記載不備の票は計算から除外した。

無子率のものの中にも當然同様に初婚年齢の誤れるものがある筈であるが、子供を有してゐないから之を發見することが出来ない。そこで子供を有するものの中の不備の票の割合を調べ、無子者中にも之と同率の不備の票があるものと假定して無子率を計算した。第四票乃至11は斯くして計算したものである。

第四表 地方別無子率比較 (Nは該當婦人數を示す)

1. 總 計

同棲期間 初婚年齢 (年)	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	13.85 ± 0.662 N = 2,719	3.42 ± 0.303 N = 3,607	4.17 ± 0.369 N = 2,939	4.56 ± 0.367 N = 3,238
20 ~ 24	17.10 ± 0.562 N = 4,492	5.99 ± 0.411 N = 3,330	7.39 ± 0.542 N = 2,326	8.31 ± 0.584 N = 2,235
25 ~ 29	26.52 ± 1.688 N = 684	15.40 ± 1.563 N = 533	15.07 ± 1.725 N = 430	18.18 ± 1.886 N = 418

2. 東 北 地 方

同棲期間 初婚年齢 (年)	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	12.57 ± 1.515 N = 479	1.71 ± 0.552 N = 552	1.68 ± 0.599 N = 461	1.52 ± 0.542 N = 510
20 ~ 24	11.02 ± 1.321 N = 562	6.64 ± 1.356 N = 337	4.04 ± 1.287 N = 234	6.02 ± 1.682 N = 200
25 ~ 29	16.23 ± 5.065 N = 53	7.17 ± 3.724 N = 48	9.35 ± 4.292 N = 46	7.48 ± 5.485 N = 23

3. 關 東 地 方

同棲期間 初婚年齢 (年)	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	14.54 ± 2.141 N = 271	3.64 ± 0.958 N = 382	3.58 ± 1.032 N = 324	4.32 ± 0.908 N = 501
20 ~ 24	13.47 ± 1.366 N = 625	3.71 ± 0.904 N = 437	6.63 ± 1.378 N = 326	7.92 ± 1.505 N = 322
25 ~ 29	20.11 ± 4.091 N = 96	9.79 ± 3.527 N = 71	13.20 ± 5.286 N = 41	12.30 ± 4.951 N = 44

4. 北 陸 地 方

同棲期間 初婚年齢 (年)	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	14.79 ± 3.055 N = 135	3.59 ± 1.394 N = 178	0.66 ± 0.733 N = 122	5.38 ± 2.392 N = 89
20 ~ 24	22.15 ± 3.548 N = 137	8.34 ± 3.378 N = 67	5.43 ± 3.416 N = 44	4.51 ± 2.851 N = 53
25 ~ 29	46.94 ± 12.104 N = 17	22.79 ± 11.211 N = 14	29.88 ± 16.183 N = 8	34.14 ± 17.922 N = 7

5. 東山地方

初婚年齢 \ 同棲期間(年)	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	10.60 ± 3.733 N = 68	4.30 ± 1.979 N = 105	4.00 ± 2.066 N = 90	3.37 ± 1.559 N = 134
20 ~ 24	15.74 ± 2.827 N = 166	6.38 ± 1.679 N = 212	5.79 ± 1.974 N = 140	8.01 ± 2.861 N = 90
25 ~ 29	18.52 ± 3.755 N = 107	8.07 ± 3.328 N = 67	10.25 ± 4.572 N = 44	25.06 ± 10.214 N = 18

6. 東海地方

初婚年齢 \ 同棲期間(年)	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	16.89 ± 1.682 N = 496	4.62 ± 0.925 N = 515	5.78 ± 1.246 N = 351	5.28 ± 1.117 N = 401
20 ~ 24	17.53 ± 1.443 N = 604	5.29 ± 0.954 N = 550	6.32 ± 1.277 N = 363	6.82 ± 1.302 N = 375
25 ~ 29	37.20 ± 6.042 N = 64	17.64 ± 5.682 N = 45	13.71 ± 5.127 N = 45	17.64 ± 5.140 N = 55

7. 近畿地方

初婚年齢 \ 同棲期間(年)	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	14.26 ± 1.869 N = 350	4.87 ± 0.951 N = 512	11.66 ± 1.551 N = 428	6.06 ± 1.401 N = 290
20 ~ 24	22.21 ± 1.245 N = 1115	8.18 ± 0.974 N = 791	9.63 ± 1.361 N = 470	6.37 ± 1.367 N = 319
25 ~ 29	32.40 ± 3.548 N = 174	19.86 ± 3.627 N = 121	10.74 ± 3.339 N = 86	18.99 ± 4.591 N = 73

8. 山陰地方

初婚年齢 \ 同棲期間(年)	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	15.36 ± 3.822 N = 89	1.56 ± 1.146 N = 117	1.78 ± 1.309 N = 102	0.88 ± 0.916 N = 104
20 ~ 24	18.56 ± 5.291 N = 54	10.40 ± 5.160 N = 35	3.37 ± 3.473 N = 27	11.74 ± 5.781 N = 31
25 ~ 29	18.20 ± 17.255 N = 5	45.50 N = 2	— N = 4	15.17 ± 14.645 N = 6

9. 山陽地方

同棲期間 初婚年齢 (年)	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	18.24 ± 2.569 N = 226	4.07 ± 1.113 N = 315	1.44 ± 0.746 N = 255	6.11 ± 1.350 N = 315
20 ~ 24	18.73 ± 2.573 N = 230	4.09 ± 1.480 N = 179	9.23 ± 2.455 N = 139	6.58 ± 1.775 N = 195
25 ~ 29	39.29 ± 13.053 N = 14	15.96 ± 7.637 N = 23	13.07 ± 9.009 N = 14	14.77 ± 6.372 N = 31

10. 四國地方

同棲期間 初婚年齢 (年)	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	12.00 ± 3.057 N = 113	4.06 ± 1.580 N = 156	0.63 ± 0.662 N = 143	3.83 ± 1.396 N = 189
20 ~ 24	15.55 ± 3.758 N = 93	1.13 ± 1.182 N = 80	8.42 ± 4.235 N = 43	5.84 ± 2.978 N = 62
25 ~ 29	22.63 ± 14.794 N = 8	45.17 ± 20.317 N = 6	20.11 ± 13.361 N = 9	— N = 7

11. 九州地方

同棲期間 初婚年齢 (年)	0 ~ 19	10 ~ 19	20 ~ 29	30 →
15 ~ 19	9.99 ± 1.352 N = 492	2.62 ± 0.574 N = 775	3.70 ± 0.733 N = 663	6.00 ± 0.283 N = 705
20 ~ 24	16.70 ± 1.306 N = 816	6.06 ± 0.942 N = 642	8.46 ± 1.198 N = 540	12.20 ± 1.355 N = 583
25 ~ 29	26.66 ± 3.660 N = 146	18.05 ± 3.298 N = 136	21.64 ± 3.571 N = 133	21.44 ± 3.307 N = 154

總計に於いても他の何れの地方に於いても共通なる事實は當然なことであるが、初婚年齢の遅れる程無子率が著しく高率となること竝に同様期間〇年乃至九年の階級に於いて高率なることである。

地方別に比較觀察するに東北が一般に稍、低率なること及び近畿が稍、高率なることの他は著明な差異を認めることは出来ない。

東北の低無子率は其の地方の婦人の出産力が生理的に著しい障害を受けずに殆ど生地の儘の状態を呈示してゐることを示してゐるものであり、之に反し近畿地方の婦人は極く僅かではあるが何等かの性的機能障害を他地

方よりも多く有するのではなからうか。其の他の地方に於いて殆ど意義ある無子率の差異を見出し得ないことは、結局原發不妊の頻度が地方的に餘り差が無いことを示すものであり、之は又婦人の體質的生殖能力が地方により著しい差異の無いことを證するものである。従つて前述の如き出産力の地方的差異は主として續發不妊——其の原因が婦人達の自由意志に基づく産兒制限によるものか或は何等かの病理的原因によるものかは別として——によるものと考へられるのである。

民族混血の研究

篠崎 信 男

一、序 論

本論に於いて民族混血の研究と題したのは生物學的概念に於ける人種の混血に關するものが主たる内容である。即ち人種なる概念は遺傳特質、並びにその識徴の共同負荷體として根柢に把握せられるものであるが、斯かる遺傳負荷體は各地域によりて夫々外界の影響を受け變態せしめられつゝ、現在、各民族に存在してゐるものである。而して之が分類方法の規定は人類遺傳學的諸識徴の決定と共に専ら肉體的に取扱はれ、世界人類分布状態の分類が諸學者によりて試みられてゐるものである。即ち古くはベルニエル(一六二五—一六八八)リンネ(一七〇七—一七七八)ブルメンバツハ(一七五二—一八四〇)等を擧げ得らる可く、更に又ハックスレー、デニケル、ケルデー、ブリントン、キューヴィエ、ハンキンス、カムペル、トピナル、ディクソン、フィッシャー等の分類法をも述べ得られるものである。而して此等分類は何れも學術的方途の下に、科學的に夫々若干の人種識徴によりて爲されたるものであるが、猶今後の研究によりては更に別途の新分類法をも案出し得るであらう。而して民族を研究するに當り、此等民族が過去數世紀間に如何なる過程を経て、現今の状態に至りたるものか詳かならざる時、混血人種と稱せられたるもの及び混血研究より民族なる實態を探究するも有意義ならんと思惟するものである。事實ハックス

レイ等は世界に於いては人種混淆の範圍、極めて廣く、従つて純粹人種なるものは存在せずとまで極言し、又ローデンバルトは世界に於ける純粹種族と言はれる *Fireole* なるものは御伽噺であると言つてゐるのを見ても、混血研究の重要性は理解出来るであらう。故に現在混血者に特有なる呼稱のあるものがある。即ち周知なるものを述べれば

- ムラツト(Murattien)白人と黒人の混血者
- テルツェロン(Terzeion)白人とムラツトの混血者
- クオテロン(Quation)白人とテルツェロンの混血者
- オクタヴオン(Oktavon)白人とクオテロンの混血者
- メステイン(Mestien)白人とインディアン人の混血者
- シヨロ(Cholo)白人とインディアン人の混血者(南米にて)
- ザンボー(Zambo)黒人とインディアン人の混血者
- カフーン(Kafuso)黒人とインディアン人の混血者
- リプラプ(Lip-Lap)白人とジャバ人の混血者
- ユーラシヤ人(Eurasien)白人と印度人の混血者

である。斯くの如く混血者に特有の呼稱が與へられるまでの道程を考慮せば、斯る混血問題は、その人口上、社會學的に、又植民政策問題として、民族問題にまで到る重大なる對象たる事は、容易に想像し得る事であらう。

以上の呼稱は、大半、白人と他人種の混血者に多いが、更に此等以外の混血者をも世界各地に存在してゐる事は勿論である。現今は交通が便利になつた爲、各民族の交流は不可避的にして、之が各地に於いて混血しないまでも、數多く異人種の混在してゐる事實は見られるものである。特にアメリカに於いて、最も甚しき事は、前述呼稱せる混血者、主にアメリカに多き、實情に徴しても明らかである。以下諸外國に於ける異民族混在状

態を見るに次の如き數値が見られるのである。

○南 米 (Harris (1923) に依る)

白人……………一四、〇〇〇、〇〇〇乃至一五、〇〇〇、〇〇〇人

ペルー(五〇〇、〇〇〇人)

ポリビヤ(二六〇、〇〇〇人)

インディアン……………八、〇〇〇、〇〇〇乃至九、〇〇〇、〇〇〇人

ペルー(二、〇〇〇、〇〇〇人)

黑人……………二二、〇〇〇、〇〇〇人

又此等混血者も必然的に多く次の如くである。

メステイソ……………一三、〇〇〇、〇〇〇人

ペルー(一、五〇〇、〇〇〇人)

ムラット……………六、〇〇〇、〇〇〇人(主にブラジル)

ザンボ……………三〇〇、〇〇〇人

○北米合衆國(Woodson (1916) Fehlinger (1912) Hoffmann (1923) に依る)

白人(一八五〇)……………四三四、四五四人

〃 (一八六〇)……………四八八、〇七〇人

黑人(一八五〇)……………三、六二三、二〇〇人(ボストン)

〃 (一八六〇)……………四、四五七、六〇〇人(〃)

〃 (一八七〇)……………四、八六六、七〇〇人(〃)

〃 (一八九〇)……………七、四四八、〇〇〇人(〃)

〃 (一九二三)……………七、七七七、〇七七人

これと平行して混血者の數も増加してゐる。

ムラット(一八五〇)……………四〇五、八〇〇人(ボストン)

ムラット(一八六〇)……………五八八、四〇〇人(ボストン)

〃 (一八七〇)……………五八四、〇〇〇人(〃)

〃 (一八九〇)……………一、一三二、一〇〇人(〃)

〃 (一九二三)……………二、〇四九、六八六人

○ハワイ島(Fehlinger(1912) Hoffmann (1923) Territorial Bureau の人

口動態統計(1922—1926)に依る)

純粹ハワイ人(一八七二)……………五六、八九七人

〃 (一八七八)……………五七、九八三人

〃 (一八八四)……………四〇、〇一四人

〃 (一八九〇)……………三四、四三六人

〃 (一九一六)……………三一、〇一九人

然るに一九三〇年の民族混在状態は次の如くである。

純粹ハワイ人……………二二、六三六人

混血ハワイ人……………二八、二二四人

ポルトガル人……………二七、五八八人

スペイン人……………一、二一九人

カウカス人……………二四、三五八人

支那人……………二七、一七九人

日本人……………一三九、六三一人

朝鮮人……………六、四六一人

フィリピン人……………六三、〇五二人

黑人……………五六三人

此等人口中には混血者をも含んでゐるもので混血種として次の如き數値がある。

ハ ワ イ 人(混血種)……………九、七八〇人
 混血ハワイ人……………二八、二二四人
 カウカス人(混血種)……………五、八四二人
 支 那 人()……………四三〇人
 日 本 人()……………五〇〇人
 朝 鮮 人()……………一六〇人
 フイリピン人()……………一、三七五人

然るに一九三二年より一九三六年の四ヶ年にハワイに於いて、生れた子供の中、混血者と非混血者の數値は次の如く、混血者の出生數が多い事を示してゐる。

ハ ワ イ 人(混血兒)……………七、五五四人(非混血兒)……………一、三六九人
 カウカス人()……………五、七六二人()……………六、二六〇人
 支 那 人()……………三、八一九人()……………一、九六三人
 日 本 人()……………九六二人()……………一四、七九八人
 朝 鮮 人()……………一九七人()……………四二三人
 フイリピン人()……………一、四六七人()……………四、五一六人

○濠洲及びその附近の南洋諸島 (Melville, J Herskovits (1941) Waller (1940)に依る)

白人(主に英人)……………六、六〇〇、〇〇〇人
 支那人(その他アジア生れのもの)……………一、二二二、〇〇〇人
 パプア人……………二七五、〇〇〇人
 フィジー人……………八四、〇〇〇人
 オーストラリア土人……………六二二、〇〇〇人
 マオリス人……………六三三、〇〇〇人

而してパプア人とフィジー人との間には、明らかに混血が生じてゐると言はれ、白人には混血が顯著に見えないが、これは白人が法律的、社會的に他人種を閉出した爲と言はれてゐる。

○カナダ(K. L. Little(1941)に依る)

白人(主に英人フランス人)……………約一〇、〇〇〇、〇〇〇人
 インディアン及びエスキモー……………一二八、〇〇〇人
 アジア人(主に支那人)……………七〇、〇〇〇人
 黒 人……………二〇、〇〇〇人

北米合衆國及び南米に於ける如く、カナダに於いては、白人と他人種との混血は、社會的原因の爲、顯著でないが、土着インディアン及びエスキモーは既に強度に白人と混血してゐると言はれる。

○南アフリカ(K. L. Little(1941)に依る)

白人(主に英人和蘭人)……………二、〇〇〇、〇〇〇人
 バンツウ人……………六、六〇〇、〇〇〇人
 インディアン……………二二〇、〇〇〇人
 混血有色人……………七七〇、〇〇〇人

即ち此處に述べた、混血有色人(Mixed "Cape Coloured")なるものは、ホツテントット人、ブッシュマン人、バンツウ人、マライ人(ジャバ人、シヤム人等)の混血に始り、後、相當なヨーロッパ人の血が交り、外形支那人の様態を有し、社會的には白人と黒人との人種的緩衝層の役割を演じ、白人と黒人並びにバンツウ人との間は完全に隔離せられてゐるが、混血有色人と貧困なる白人との間には、連続的に混血が行はれてゐると言はれる。

○西印度諸島(K. L. Little (1941) に依る)

白人(凡て英人)……………一三〇、〇〇〇人

混血有色種……………一、六〇〇、〇〇〇人

此處で土着印度人の血は無視せらる可きではないが、本混血有色種の人口中、その五分の四は黒人にその源を發し、斯かる人口は白人移住者と、その奴隸との間に、かなりの混血が過去に於いてなされた結果發生したものであると言ふ。然し現在は相當、強度の隔離状態にあるものである。

○英國(英國及び Wales の國勢調査(1931)に依る)

ヨーロッパ大陸生れの白人……………二二六、〇〇〇人

アジア人……………一一、三〇〇人

アフリカ人(主にエヂプト人)……………六、二〇〇人

アメリカ大陸生れのもの(アメリカ人を除く)……………一一、〇〇〇人

而して、ロンドン、リバプール、カルディーフその他の港市に於いては、英國居住の者の間には、相當の混血が行はれてをり、特に西アフリカ人及び東インド諸島人の船員間には、可成りの混血がなされたと云はれる。

○ヨーロッパ大陸(D. A. Wrieth-Knudsen(1938) Lange に依る)

ヨーロッパ大陸に於いては、人口の移動甚しく、以上の如き數値はないが、南部地方に於いては、フランスの人類學者 Lapouge 及び Potifres 等に依り、混血の人口問題に關する研究が行はれ、現今フランスの住民は少くとも二種の混血より成るものとし、英人(ゴール人)ヤンキー人、オランダ人、スカンデナヴィヤ人等の如き性格を有する Homo Europæus とアルプス人、南アルメニア人、ポーランド人、バルカン人、小亞細亞人等の如き Homo Alpinus の混合より成つたものであると報じてゐる。又北部地方のドイツに於いても、現代ドイツ人は、ローマ人、フン族、アラビヤ人、

アヴァール人、マヂャール人、蒙古人等の血を交へ、更にトルコ人、猶太人、スラブ族等と混血し、又アフリカの黒人の如き血も入つてゐると言はれる。グレントロップに依れば獨領アフリカ植民地では一八九二年には、混血家族は白人家族の約半數なるを報じてゐる。併し、現今ドイツは、ナチス政權確立後、民族純血政策を取り、就中ユダヤ混血兒の増加を抑制す可き對策が講ぜられ、一九三五年九月十五日「國民血統保護法」公布せらるるに及んで、ドイツ人とユダヤ人の結婚乃至私通も禁ぜられるに到つたのである。

以上概略、諸外國に於ける民族の混在状態を述べたものであるが、斯る混在の赴く處、必然的に、更に混血現象を惹起するものである。又、既述せる混血種以外に世界に於いては、混血種と稱せられるものは少くなく、これが研究も、夫々の方途によりて爲さる可きは至當な事と言はねばならない。

特に人類遺傳學的研究には不可缺のもので、更に、民族政策問題、又社會的問題として、廣汎なる研究分野を包含する事は、贅言するまでもない事である。予は本稿に於いては、専ら、生物學的觀點より、以下論述せんとするものである。

二、混血研究調査概論

予は、曩に人類學雜誌第五十八卷、第五號に「南洋群島人と歐羅巴人其他との混血家系調査豫報」と題して、これが概略を發表したのであるが、更に補正細論し、以て研究せんとするものである、而して之が論表に當り、先づ世界に於いて、如何なる學者に依りて混血の研究が爲されて來たか、又は調査、及び、意見等が報告せられてゐるかに付き、予の入手せるものに基づいて、之を通覽するのも意義のない事ではないと思惟し、混血研究史とも言ふ可き總論を簡單に以下略述する次第である。然し嚴密に言へば以下

諸學者の混血研究は何れも一貫共通のものに乏しく、特に、我が國に於ては、その感を強くするものであるが、斯學に對する研究者も漸次に將來は増す事を期待しつつ、以下摘述する次第である。

○Long (1774) ○Berenger (1779)

白人と黒人の混血者に關し、その出産率の低い事を報告してゐる。

○Paul Broca (1859)

人種の混血研究に關して、科學的計畫を立て、フランスの人類學會に提案したが實現しなかつたと言はれる。

○Russ (1860) ○Périer (1866)

白人と黒人の混血は出産力の低下を來す事を報告してゐる。

○E. Baelz (1880—1884)

混血兒の研究を行ひ、特に小兒斑(蒙古斑)及び皮膚色調、目の形等の人類學的調査を行ひ、又日本人は、アイヌ、滿洲朝鮮型、マレー型モンゴリア族等の混血種なりとしてゐる。

○R. Neuhaus (1885)

ハワイ島に於ける支那人とカナカ土人の混血を調査し、傾斜せる眼裂は優性であると報告した。

○Nordenskiöld (1886)

エスキモーとヨーロッパ人の混血者を調査研究し、眼裂の状態、鼻形等を研究し、鼻の凹型なるものは劣性であると言つてゐる。

○F. Boas (1894) (1895)

印度人とフランス人との混血を調査、身長、頭幅、顔面幅等の増大せるを報告、更に發育の早期には、遲滞せる生長が、春期發動によつ

て速度を増加すると發表してゐる。

○Reinmayer (1897)

英國人とポリネシア人、又レホポートルの混血種に關し、その出産力の高い事を報告した。

○印度マドラス博物館出版雜誌第二卷第一冊(1899)支那人とタミール人(Tamil Parian)の混血者を印度ニルギリ地方で調査、躍進現象(Mixturieren)を報告、母のタミール黒色皮膚調より、父の薄褐色調に似るとの報告がある。

○B. Hagen (1899) (1906) (1907)

マレー人とメラネシア人、又インディアンと黒人の混血を研究、頭蓋幅、顔面の長さの増大を報じ、細い目、剛直毛、黒髪は優性遺傳と見做してゐる。又インディアン種の混血種及びエスキモーの混血種は出産力の低い事を報告した。

○C. Davenport (1907) (1913) (1917) (1925) (1929) (1939)

ジャマイカに於ける白人と黒人の混血者を調査、體軀の大きさが両親より大なる事を報告、目、毛髮、皮膚の色調等に關し、メンデル式遺傳を研究し、又全上肢長と身長の指數、鼻幅、骨盤幅等の研究を行ひムラツトの中間型を示し混血者の調和型として報告してゐるが、又アメリカに於ける混血種に關し、齒及び顎等の不調和を報告、特に齒槽と齒の關係に就いての不調和性を示し、廣く躍進現象、又貧化現象(Pauperioren)を説明してゐる。更に黒人とドイツ人の混血について心理學的遺傳研究をも行ひ、彼は混血の遺傳に於いては突然變異なる變化を想像し得る事を發表した。

○Holdge (1907—1910)

インディアンとエスキモーの混血種に就いて調査研究し、その出産力の小なる事を報告してゐる。

○Tillinghast (1907—1910) (1913)

黒人と中歐人の混血は北歐人より出産力小なる事を報告し、南北戦争に於いて、ムラツトは純粹民族よりも作業能力及び出血、疾病に對する抵抗力の劣る事を示し、英人と黒人の混血者はスペイン人、又はポルトガル人と黒人の混血者よりも弱いと報じた。

○Chervin (1908)

黒人、ポリビヤ人、印度人の混血を調査研究し直型なる鼻形の優性なるを報告した。

○Hurst (1908)

ヨーロッパ人の混血種に就いて、眼、毛髪、皮膚等のメンデル式遺傳を研究してゐる。

○E. Fischer (1906—1927) (1930) (1939)

レホボートル混血種、即ち南アフリカ土人のブーア人とホツテントット人との混血者を調査、調査人数は一、二二八人に及び家族数は二三家族で五代乃至六代に到つてゐるものである、故に叔父、甥、従兄弟等が三十餘組あるが、計測を行つたのは、男七四人女九〇人で純粹のホツテントット人は男八人女七人であつた。即ち男子身長の平均値は一六八糎、又混血度の比較的新しいものをEu群とシ、一二二人の平均身長は一七四糎(オランダ人一六七・五糎、ホツテントット男一五七・九糎女一四三・一五糎)で所謂、躍進現象を報告、又出産力は高く平均七・七と言ふ數値を示し、出産率低下を來さぬ事を發表、その他マレー人と印度人、支那人とマレー人、印度人とヨーロッパ人、ヨーロッパ人と

民族混血の研究

ツパ人とホツテントット人の混血種に於いて、顔面の長くなる事を發表、又北歐人と南歐人、チゴイナー人、ラブランド人又はユダヤ人等の混血に於いても斯かる事實ある事を報告してゐる。又ホツテントット人と白人の混血者に就いて、蒙古褶變の遺傳關係はメンデル法則の劣性遺傳なるを發表し、白人とエスキモーの混血に就いても同様なる事を報告、人類學的混血研究としては代表的なものである。

○坪井正五郎 (1905)

「日本に於ける雜婚問題」と題し混血現象を論述、結論として、混血者に對する指導教育を強調してゐる。

○レーモンパール (1909)

南米のベーンズアイレス市に於ける十年間二十萬人の出産統計を基礎として、イタリア人、スペイン人、アルゼンチン人の同人種間の出産と、之等異人種間の混血者出産とを比較し、混血が前者に比し、著しく男子の出産數が多い事を報告した。

○R. B. Bean (1911)

支那人とタガログ人、黒人とフィリピン人の混血家族を調査、支那人の剛毛はフィリピン人の波状毛、縮毛に關して優性なる事を報告し、又マレー人と黒人の混血者を研究し縮毛の劣性なるを見出したと報告してゐる。

○Salamann (1911)

ユダヤ人と他人種の混血を調査、眼の状態、鼻形状態を全體的に觀察研究し、此等諸表徴は全型として觀察するの利あるを説いてゐる。

○A. E. Jenks (1911)

「黒人問題に關する若干の見解」と題し、黒人男子と白人(六五%)以

上は合衆國以外のチュートン族の少女の混血は合法的なるものとして、二十二州に廣く行はれてゐるが、非合法のものとしては、白人男子と黒人女子の混血で地方によつては、出生兒の二%以上はこの混血兒である事を報じてゐる。

○Trellize (1912)

南ドイツに於いて長頭型と短頭型の混血種を調査、眼の障病が長頭人種の純粹に見出さるゝ場所に比して二倍に達すると言ふ。

○Hoffmann (1912) (1923)

北アメリカに於ける混血人口を論じ、合衆國では南部地方人口千に付二五二人、北部地方では三六三人、西部地方では四七三人までは黒人と白人の混血者であると言ふ。又ハワイに於ける混血者の結核に就いても調査し、純粹民族よりも結核死亡の多い事を報告してゐる。ハワイの混血結婚を調査し、混婚數二〇、六二二で、その分布状態に關し次の百分率を掲げてゐる。

日本男子と他人種の女……………	1.0 + 0.037%
フィリピン男子と他人種の女……………	2.3 + 1.5%
スペイン男子と他人種の女……………	4.9 + 3.3%
ポルトガル男子と他人種の女……………	14.2 + 2.6%
支那人男子と他人種の女……………	31.7 + 3.0%

○Fehlinger (1912)

アラスカのエスキモーとロシア人の混血を報告、混血者はヨーロッパ的傾向を示さず稀には淡調な虹彩色調を示すエスキモーとヨーロッパ人の混血兒が居るけれども毛髪は暗調で「ひげ」は純粹のエスキモーよりも濃調でないと報告してゐる。又北米ボストンに於て、一九〇〇

一九〇四年に一四三組の混血夫婦中、一三三組は黒人と白人の混血組であつたと報じてゐる。

○Fingernad (1912)

支那人男子とメキシコ婦人の混血を調査黒色毛は優性らしいと報じその黒色化を注意してゐる。

○Stefanson (1913)

エスキモーの混血状態を調査した。

○森 丑之助 (1914)

生蕃土人と支那人の混血を報告、タイヤル族と支那人の混血者は同化して、生蕃人的であり、カンタバン部族にはブスン族とタイヤル族の混血があり、東埔社、及び勃仔社にはツオウ族とブスン族の混血あるを報告、卑南蕃は殆んどパイワン族とアミ族の混血であると言ふ。又日本人とパイワン族及びアミ族の混血者も若干あると報告した。

○Sapper (1914)

中部アメリカ地方の混血を調査、インディアンと白人の混血は南部地方には相當數あつたが北部地方には極めて少いと報告した。

○Fozzer (1916—1920)

ハワイに於いて、ハワイ人と支那人の混血を二度調査し、五〇八人を研究、混血第一代目は短頭で、直毛は優性であると發表してゐる。

○L. R. Sullivan (1916—1920)

數千人のハワイ人を調査せるも、死後は C. Wissler が引き繼ぎ整理中である。

○A. G. Tanks (1916)

印度人と白人の混血を調査、皮膚、毛髪、虹彩色、毛型、被毛状態

頭幅、顔面幅は中間型の遺傳様式を取ると言ふ。

○Grentrup (1916—1920)

獨領アフリカ植民地に於いて、混血状態を調査、白人家族の四五%は混血家族であつたと言ふ。

○H. L. Shapiro (1916—1920)

イギリス人とポリネシヤ人の混血調査を行ひ、過去に於いては六人の英人と六人のタヒチ島人の混血に始り、ノーフォルク島に四〇〇人、この中ピトカリアン島に一七五人歸り住んでゐると云ふ。之を一五〇人調査し躍進現象を報告してゐる。

○Ales Hrdlicka (1918)

アメリカ、オクラホマ州に於けるシオーニー族、キカプー族の混血を調査し、人口統計八〇〇人中、純血は三名で何れも老人であつたと報じ、混血の甚しい事を論じてゐる。又北極地方のアレウト族はエスキモー系統の一部族としてアサパスカン族(平均頭形指數八四)と混血したもの如く、ユカギール族はツングース族と混血してゐるのでアメリカノイドとしての識微よりも、モンゴロイドとしての識微に近い體性を示し、ツングース族は滿洲より北極洋、オーツク海よりエニセイ河東部流域にまで全東部シベリアに分布して居ると言ひ、少群はタズ河流域のサモエツド族間、及びカス河のエニセイ、オスチャクにも居住してゐると言ふ。而して朝鮮はツングース族と支那人の混血人種であらうと發表してゐる。

○Woodson (1916)

北アメリカに於ける混血状態を調査し、白人とインディアンとの混血者メステイツも相當多數居るが、白人と黒人の混血ムラットは遙にこ

民族混血の研究

れより多數に昇る事を報告した。

○Mc Canaghey (1919)

一九一三—一九一七年間に三八〇組のハワイに於ける混血結婚を調査、五四%はハワイ人と白人の混血で、白人は全人口の二七・一%(一九一〇年)、三八%はハワイ人と支那人の混血で、支那人は全人口の一・三%であつたと言ふ。日本人とハワイ人の混血結婚は僅か八%で全人口に對する日本人は四一・五%を占めてゐると報告した。

○Jundborg (1921)

北歐人種と南歐人種との混血、又ジプシー族ラップ族又はユダヤ人との混血を研究し身長増加、顔面延長の増大を報告した。

○Mjoeen (1921) (1923) (1923)

ラップ族とスウェーデン人、ノルウェー人等の混血者を研究、身體の弱勢なるを報告、又身長、顔面等の増大する躍進現象をも報告してゐる。又遺傳因子により内分泌腺の共同作用が悪く、斯かる混血者に於いては脾臓に關する因子の障碍に依り、糖尿病の生ずる事を言ひ、肺活量及び結核に對する抵抗力が兩親の系統より劣る事を示してゐると報告した。

○Bryn (1922)

ノルウェー人とラップ族との混血を研究し、身長が小さい事を報告してゐる。

○Harris (1922)

インディアンと白人の混血状態を調査し、南米に於いては混血第一代の者の人口は一、三〇〇萬人と報じ、白人は一、四〇〇萬乃至一、五〇〇萬人であるが、この中には混血第二代目のものも含まれてゐると

言つてゐる。

○Hooton (1923)

白人と黒人の混血者ムラットを調査研究し、毛髪の長く而も少量であるのは、黒人的毛髪の要素である事を論じてゐる。

○Siemens (1924)

黒人とインディアンの混血を研究し、インディアンの長き毛髪は優性なる事を報じてゐる。

○H. H. Keith (1924)

白人とハワイ人、支那人とハワイ人の混血を調査、諸識微の遺傳法則を研究した。

○Scheidt (1925) (1929)

混血現象に於ける躍進現象は同義因子の新結合に基く爲とし、中央ヨーロッパ人の細長い顔貌は混血の結果であると發表した。

○C. S. Coon (1926)

モロッコの純血種、混血種の状態を研究し一四一人を調査したが、専ら社會學的方法によりて之を研究してゐるものである。

○W. E. Castle (1926)

混血者の不調和性、寄木細工の容貌等を記載し、混血問題は單なる生物學的問題でなく社會的問題である事を論じてゐる。

○Landauer (1926) (1929)

白人と黒人、その他の混血者を研究し、單直毛の優性を報告した。

○H. Kidder (1926)

アルヂェリア、チュニジアで三〇〇人以上のチュニジアに於けるユダヤ人の混血を調査研究した。

○Dunn (1923) (1927) (1928)

ハワイに於いて混血調査を行ひ、ハワイ人と南支那人の混血者七五人、ハワイ人、支那人及び白人の三人種間の混血者二九人、日本人とハワイ人の混血者八人、その他、計一〇四人の混血者を調査研究し、身長等の計測値は遺傳的に中間型であつたが、ハワイ人の短頭、支那人の軀幹、頭幅、剛直毛、蒙古褶襞は優性を示したと報じてゐる。

○Maruse (1927)

一九二三年、ドイツに於ける宗教的混濁を調査、生物學的研究ではなくて、所謂、社會宗教的問題として、キリスト教徒とユダヤ教徒の信仰上の混血結婚を研究、五八一、二七七組の夫婦中、二六〇四組の信仰的混血夫婦あるを報告してゐる。

○Larsen (1927) Godfrey (1927)

ハワイの混血者に關し、蒙古斑を調査研究し、七〇〇人以上の初生兒より十二歳に到る混血小兒を研究、これより蒙古斑の發現には二つの因子が作用するとの説を發表した。

○Fleming (1927)

支那人とイギリス人の混血者を研究し、支那人の皮膚及び虹彩色の暗調は優性である事を發表し、一人の子供には捲髪が見られ、觀察數四七・二%は支那人と同様の毛髪を有し、若干のものは中間型を示した。子供の半數は支那人の廣平なる鼻と幅廣い厚唇を有し、頭型も半數は支那人の特徴を持ち、一五%は短頭八五%は著明な、長頭であつたと報告してゐる。

○Herskovits (1927)

白人と黒人の混血ムラットに對して、その變異性を研究した。即ち

數學的觀點より變異係數を作成、以て夫々の混血度を計算してゐるものである。

○D. O. Williams (1927)

メキシコ、中央アメリカに於ける純血、混血を調査し、特にインディアン、黑人、白人の混血状態を研究した。

○Lotsev (1927) (1928) ○Grodin (1927) (1928)

南アメリカに於ける有色混血種(Colored-people)の研究を行ひ、特に毛髮色調に關する判別研究を行つた。又體軀の釣合、身長等を調査、両親よりも屢、大となり、或は小ともなる事を報告してゐる。

○Ernst Rodenwaldt (1927)

チモールのキザール島に於いて、オランダ人とインドネシア人の混血者に就いて、毛髮、その他につき、調査研究し、メンデル律の法則を確認せりと報じ、鼻形を廣く研究し、凹型なるものの優性、及び厚唇は薄唇に對して優性である事を論じ又顔面の延長等の如き躍進現象を報じてゐる。

○W. B. Cline (1927)

エヂプト人とアラビア人の混血者を調査研究した。

○Björner (1928) (1929)

チモールの混血種を調査研究し眼及び上下唇の状態を観察したものである。

○Sak (1928)

エスキモーの混血種を調査し、その結核に對する抵抗力の弱い事を報じてゐる。

○Goldschmidt (1928)

民族混血の研究

小笠原諸島に於ける混血者の研究を行ひその混血人口等を調査し、又日本人と白人、黑人及びポリネシア人等の混血に就いて研究しその表徴は全く日本人的であると言ひ、ヨーロッパ人に對して優性であると發表した。又混血に於ける不妊症を化學的機構の變化により説明し、混血者に於いては性細胞周囲の媒體にイオン濃度の變化が起り、その結果、化學的作用に最も鋭敏に影響を受ける性細胞は、反應して、爲に不妊を招來するものであると言つてゐる。

○Leitcher (1926) (1928)

アリアン人種とユダヤ人種の混血に關して研究、三三組の混血家族一〇一人の子供を調査し、狹耳型は優性、廣耳型は劣性である事、又鼻形の凹型は凸型なるもの、直型なるものに對して劣性であり、凸型は直型なるものに對して部分的に劣性であると報告した。

○Wagenzeil (1928)

小笠原諸島人の混血調査研究を行ひ、蒙古褶變の優性なるを報じGoldschmidtと同様なる見解を發表してゐる。

○Nilson-Ehle (1928)

混血による躍進現象は同義因子の作用であると發表してゐる。

○Steggerda (1928)

ジャマイカに於けるヨーロッパ人と黑人の混血を調査研究一四〇〇人の學童を調査し、ムラットの、身長はその中間にある事を示し、又混血人口に於ける諸表徴の多様性表現を研究し、分離と相關の外に、中間型も存在する事を發表した。

○Gates (1928) (1929)

エスキモーとデンマーク人の混血研究を行ひ、又白人とオヂブウェイ

イ人 (Ojibway) 及び Cree 印度人の混血に就いても調査し、印度人の皮膚色調は二或はそれ以上の數の因子によりて規定せられるものと考へ、その因子中の一つは目の色をも支配し、爲に濃調の皮膚を有する混血者は常に強度の黒色調の目を有するものであると發表し、又インディアンの顴骨の高し事は優性であつて、ポルトガル人と「E」印度人の混血者第一代目は中間型であると報じてゐる。

○A. Schreiner (1929)

ノルウェー人フィン族及びラツプ族の混血を研究、顴弓幅、前頭幅等の顔面に關し、その躍進現象を報告してゐる。

○Hilden (1929)

スウェーデン人とフィン族の混血を研究、特に耳部に於けるダーヴィン氏耳尖に關し、遺傳研究を行つてゐる。

○Selignans (1930)

白人と支那人、マレー人とメラネシア人の混血に關し、モンゴロイド的眼瞼型が優性である事を報じてゐる。

○G. D. Williams (1931)

ユカタン半島でスペイン人とマヤ印度人の混血男子八八〇人、女子六九四人を調査し、混血者はスペイン人の血よりも印度人の血を多分に有し、スペイン人の有する狭鼻型、印度人の短頭にして、頭幅の大なる事は、優性の様であると報告、又印度人の剛直毛はスペイン人の波狀型なる柔毛に對し、優性遺傳であるとし、更に黒色毛は優性で、女子より男子に顯著に働き、虹彩色も濃調なるものが優性で、これは女子に於いて強く示されたと言ひ、次の割合を掲げてゐる。

男子暗調又は暗褐調 八九% 緑褐乃至青褐調 七%
女子 〃 八一% 〃 三%

但し本半島にては三五〇年來混血の行はれ來たものであるから、科學的なる混血度を決定する事は困難であるとしてゐる。

○E. L. チェブルコフスキイト (1917—1934)

ソ聯邦のリアザン、ペナ、タンボブの政府管下の住民を「リアザン型」と稱し、ロシアの原住民は斯る「リアザン型」であるが、明にフィン族との混血があり、最もモルトバ人、モクシヤ人に近いものであると報告してゐる。

○A. ヤルロー (1917—1934)

アルタイ地方に於ける混血種を研究し、純血種よりも多く存在してゐる事を報告、混血によりて、體質低下を來さないと云ひ、又中部アジア亞型としてのウズベック人、トルコ人、チャウデル人等の混血者の出産率は大なるものがあると報告、更にフィン族には二つの型があつて、一つは廣顔、色黒く、ウスト・シソルスク地區に居住し、他の一つは中頭で白く、イヅホラ・ペチョルスキイー及びウスト・ビム地區に居住してゐるが、これは恐らく西ヨーロッパ人と混血したものの様であると發表した。

○Schaupe (1934—1935)

南米チリに於ける印度人とヨーロッパ人、主として、地中海沿岸より移住したる、メデラン人との混血者を調査し、人類學的計測、指紋、掌紋及び毛髪の形狀等を觀察した。又地中海人種の外にドイツ人、英國人、スカンヂナビア人等と印度人との混血も研究し、人種の持つ特徴が雜然として、寄木細工狀になり、融合しないで發現する事を指摘

し、以て此等諸識徴は個々に分離して獨立に遺傳せるものである事を示唆してゐる。

○永井 潛、鈴木 正夫、松本 洋(1935)

アイヌ人と日本人との混血者を調査研究し、握力、打叩速度、運動感覺、指頭操作、時間反應、向性指數等を比較研究し、混血者は向性指數を除く他の五種目に就いて何れも成績悪く、向性指數のみ、男子にあつては一番高く、女子は中間であつたと報告、兒童のみに關しても混血者は運動感覺のみ第一位で、他は一般に最劣等であるが、之等の差異は先天的要因の問題よりも、後天的、社會的原因に基くものであらうと發表した。

○内村 祐之、石橋 俊實(1934—1935)

アイヌ人と日本人及び此等混血者の智能検査を行ひ、アイヌ兒童一、一五八人(内純血七八八人、混血三七〇人)日本兒童一、三三二人を調査、自由畫テスト、クレペリン式連續加算法、ブールドン氏抹消法等を試行し、一般にアイヌ人は日本人に比べて劣り、混血者は、この中間に位する事を發表してゐる。

○J. S. Huxley (1935) A. C. Haddon. (1935)

世界に於ける諸種の混血状態並びにその特徴等を論じ、人種混血問題を單に、生物學的問題として、解決するよりも、國家的、社會的情勢に關する事柄として重要なを説き、現今、既存人種の實態より推判して、純粹種なるものはなく、混血は強ち有害であるとは斷定し得られないと發表してゐる。

○W. Abel (1937)

南アフリカの混血種に於いて、齒列の不調和である事を報告してゐる。

る。

又モロッコ人と白人、安南人と白人の混血を研究、概して第一代目は變異多く、前者の混血者は、毛型、鼻型、唇型、頭型等黒人的であり、後者の混血者に於いては、逆にその剛毛性、蒙古褶襞、偏平なる顔貌、小なる鼻、頭圍の圓穹状等が顯著に表現せられたと發表、ネグリの傾向は多分に蒙古人的遺傳體を含んでゐるが、蒙古褶襞なき細長なる目に付いては蒙古人的よりも、黒人的な眼列が優性である事を報告してゐる。

○S. L. Gullik (1937)

ハワイに於ける混血問題を論じ、人種により分類したる婚姻數を掲げ、更にその智能問題を論じ、六五人の支那人、白人及びハワイ人の混血種の調査の結果、優秀なる結果が見られたと言ひ、他の混血種は概ね中間的位置を占むるものと發表した。

○Adams (1937)

ハワイに於ける混血調査を研究し、その社會現象、即ち言語、宗教習慣、傳統、社會的地位、教育等を論じ、ポルトガル人と白人との差別感情あるを言ひ、一九三二年七月三十日現在に於いて、ハワイ婦人の六〇%、ポルトガル婦人の四五%、日本婦人の五%が他人種と混血してゐるのを報告、混血ハワイ人の急速な増加を示し、一九三〇年より一九三〇年の十年間に混血ハワイ人は、ハワイ人、支那人、ポルトガル人の數を凌駕したと發表してゐる。

○Eickstedt (1939)

混血一般論、又疾病原因としての混血問題を論じ、多くの混血研究結果を例證しつつ、一般にメンデルの法則に従ふものとし、諸識徴は

多様性を示さず中間型を示し、混血第二代目は逆に多様性を示し諸徴は不調和を示すに到ると言ひ、更に人種は長年の淘汰と突然變異により、その内分泌的平衡状態の調和にあるのであるが、混血はその統一性を破壊するものであるとし、印度人と歐洲人の混血に就いて斯かる不調和と體質的障礙に關して論述してゐる。更にラップ族とスウェーデン人の混血者は精神作業力が低下する事を例證してゐる。又現在棲息する地域の遠近如何によつては、必ずしも血縁的親近關係を肯定するを得ずとして、ラップ族とポリネシア人を擧げ、生物學的に近き血縁の混血に就いては、何等價値ある證明なく、遠い血縁の混血に關する生物學的考察に對してのみ、多くの重要な證明の存するものなるを指摘し、混血度の問題を論じてゐる。

○Hirtel (1939)

歐洲人と日本人の混血に關し、その不調和性と體質的障礙性に就いて報告す。

○Tao (1939)

支那人とドイツ人の混血家族を調査研究し一三組の夫婦と、その子供を研究、何れも一二歳以下のもの二〇人を調査せり。即ち皮膚の黄調なるものは白人の淡調なるものに對して、優性のものの様で、小兒ではヨーロッパ人の白調が相當認められたと言ひ、蒙古斑は三一%に認められ、この消失は支那人の小兒よりも、多少早期に起ると論述し、毛髪は中間型にして、多少暗調のものが多く、硬軟性に關しては、八八%は父側の剛毛乃至柔毛であるが、年齢と共に硬化する現象を認め、剛毛は柔毛に對して優性らしく、概して、毛髪は父よりも細いと言ふ。毛髪の太さは中間型で、目は黒色調のものが優性であり、位置は傾斜

せるものが、然らざるものに對して不完全優性で、身長、頭型、顔貌は不定であるが、鼻形はヨーロッパ人に特有なる凸型のもの、低い東洋人の鼻形に對して優性のものの様であると言ひ、混血者は何れも高い鼻型を有してゐたと報告してゐる。更に蒙古褶皺は第一代目には全部發現し、第二代目以下は二五%に示されたと言ひ、支那人の蒙古褶皺は白人に對して優性である事を報告してゐる。

○谷口 虎年(1939)

アイヌ人と日本人、及び南洋群島のチャムロ族、即ちスペイン人とカナカ土人の混血と稱せらるゝものを若干調査、又日本人と朝鮮人の混血に就いても調査してゐる。

○石原 房雄、佐藤 一二三(1941)

日本人と中華人の混血家族を調査研究し、即ち男は中華民國人、女は日本人なる混血夫婦、六四家族にして、此等混血兒童二〇四人に就き醫學的調査を行つてゐる。即ち身長四一五歳の子供では、日本兒童と差がないが、七一三歳に及んで、六一七耗、混血者は高く、ローラー指數は乙位のもの男女平均六六%で、大差なく、比胸圍は若干細長型を示した。文學業成績は概して良好で、他の諸遺傳徴は中間型を示してゐると報告した。

○水島 治夫、三宅 勝雄(1941)(1942)

第五回人口問題全國協議會に於いて、日本人と朝鮮人の混血者に關して報告した。即ち父を朝鮮人とし母を日本人とする混血兒童をA群とし、男一六〇人、女一四五人、父が日本人にて母が朝鮮人なる混血兒童をB群として、男八二人、女六二人を朝鮮にて調査研究し、父を朝鮮人、母を日本人とせる混血兒童男一六人、女一七人を内地に於いて

調査研究し之をC群としてゐる。而してB群はA群より身長一般に大で、胸圍はA・B兩群大差ないが、内地在住の混血者は著しく胸圍狭く、體重はB群最も優れ、純日本兒童と比較すると一般に混血者は身長、體重、胸圍とも優れてゐると報じ例外として高學年(一三歳頃)の體格は大都市日本兒童の身長及び高地農村兒童の胸圍等より劣り、純朝鮮人に比すれば混血群なるものは全年齡に亘り優れてゐる事を言ひ、又學業成績に關しては次の數値を示してゐる。

A群 優(一七・八%) 中(七五・六%) 劣(六・六%)

B群 優(二二・一%) 中(七一・八%) 劣(二六・一%)

即ちB群の劣つてゐるものが稍、多い事を報告してゐる。更に水島氏は「日本民族の構成と混血問題」と題して世界の混血現象を概説し、混血有害説を排撃し、更に日本民族が雜種混血によつて生じたものである事を述べ、將來發生す可き混血兒對策の問題を論じてゐる。

○Rita Hanschild(1941)

南米の Trinidad 島及びヴェネツェラに於いて混血家族を調査研究、支那人と黒人の混血家族七組、四十二人を調査、又、支那人とインディアンの混血家族二組十四人を調査してゐる。調査項目は、毛髮、皮膚、眼、頭形、顔輪廓、眼型、鼻、唇、上下唇被膜、顎、耳部(子供丈)、體軀の鈎合、全體の印象等の觀察事項を主として行つてゐるもので現今までの混血調査に關する結果を判別檢討しつゝ、特に毛髮に於いては複對因子、同義因子の導入を主張し、皮膚の色調に於いては日光照射の影響及び頬の赤味(Wangenrot)、雀斑(そばかす)(Sommerfrosen)等を述べ、蒙古褶襞に關しては、本混血者に於いては優劣、決定的でなく、更に Plica Naso-Marginalis に關して特に注意してゐる。

鼻型は凹型なるものの遺傳を説明し、上下唇被膜では突唇なるものが劣性の様であると報告してゐる。頭型については複雑で單に長さ、幅、指數等で示される程簡單でなくその生長度を説き、一般に躍進現象あると認めてゐるが、體軀全體の鈎合並びに状態は、ほとりとした弱化現象を呈してゐると言ふ。概して本調査は遺傳學的に研究せられてゐるもので、その結論は不安定であるが更に多くの識微に關して發生學的に調査する事が必要であると發表してゐるものである。

○松岡 壽八(1929)

雜婚問題對策として極端な兩人種の混血は避く可きであるが、近縁なるものは有害ではないとして、グレゴリー、イースト・ジョンズ・ハンキンス等の意見を引例し、民族發展上の日本に於いて、斯かる混血の行はれ事は適當であるとして、これが對策として、日本婦人の奮發を促し、以てこれが第二世の養育宜しきを得る事を希望し、意見を發表してゐる。

○篠崎 信男(1933)

南洋群島に於いて、イギリス人、ドイツ人、スペイン人、ポルトガル人、アメリカ人等の歐洲人と各島のカナカ土人との諸種の混血種を家系的に調査、凡そ六家系、一五七人を調査研究し、毛髮、皮膚、眼、顔面、鼻、唇、耳等を觀察し、指紋、掌紋、血液型を、他人類學的諸計測を行ひ、その概略を發表し、結論として、ヨーロッパ人的色彩の尖はれつゝある事を報じ、混血の脱化現象、複對因子、同義因子の研究、並びに左右不相稱、生長學的遺傳研究の不可缺を説き、その他混血研究はそれ等の變動性を遺傳並びに環境、特に社會的、又民族意識問題

等、綜合的且科學的に研究す可きである事を發表してゐる。

以上は混血に關する研究、並びに報告に就いて、その概略を摘述したものである。

通覽するに、生物學的研究が多く、人類遺傳學に資するものが少くないのである。

而して、これが研究は各國に於いて、夫々異なる目的の下に進められつゝあるのは當然であるが、此等研究結果の及ぼす處、廣くは人種識微の決定、人種衛生の問題、民族政策の資料となる可く、民族の研究には不可缺の要素たるを失はぬのである。更に世界各地に於いて、混血種と稱せられるも

の少くなく、特に未開僻地に於ける小住民に多く見出されるものである。即ちビルマのドアニヤ族はカチン人とアホム人の混血、泰國南部西海岸のサムサム族はシヤム人とマレイ人の混血、小スンダ列島のウオンマヂヤパヒトはバリ人とジャバ人及び印度よりの移住者との混血、ボルネオのクイジャウ族はズスン人とムルト人の混血、フィリピンのアタ人はビコル人とアエタ人の混血、又ミンダナオ島のカリブガン族はサマル、ヤカン、スン等の混血、ルソン島のバルガ族はマライ人とアエタ族の混血種等々を擧げ得るものである。

上述せる處は單に生物學的問題のみに止らず廣汎なる民族問題に資す可きものと考へ、此處に通論したるものである。

參 考 文 獻

- 遺傳學 田中義麿
- 人種學概論 小山榮三
- 亞米利加土人の混血 松村 瞭
人類學雜誌 第33卷 87頁
- 小笠原島の混血兒調査抄報
人類學雜誌 第43卷 423頁
- 歸化人種の區別 加茂元喜
人類學雜誌 第4卷 322頁
- 黒人と白人の雜婚 松村 瞭
人類學雜誌 第28卷 356頁
- 雜 婚 坪井正五郎
人類學雜誌 第24卷 55頁
- 雜婚と性抄報 人類學雜誌 第24卷 176頁
- 人種混淆の研究
Hooton 著 須田昭義抄譯
人類學雜誌 第42卷 362頁
- 臺灣蕃族と本島人の雜婚
森 丑之助
人類學雜誌 第29卷 245頁
- 北極圏内の諸民族 小山榮三
民族學研究 第1卷
- ソビエトロシア過去17年間の人類學界
B. N. ピシネフスキイ 今村 豊譯
民族學研究 第3卷
- 遺傳、體質、混血 谷口虎年
- 民族生物學 古屋芳雄
- 民族と混血 古屋芳雄 日本醫事新報
- 日本民族の構成と混血問題
水島治夫
- アイヌ學童と知能検査——知能の人種的差異並びに知能に及す混血の影響に関する一知見——
内村祐之 石橋俊實
民族衛生 第20卷 第4號
- 日華混血兒の醫學的調査
石原房雄 佐藤一二三
民族衛生 第9卷 第3號
- 内鮮混血問題について
水島治夫 三宅勝雄
第五回人口問題全國協議會報告
- アイヌと和人の混血兒に関する調査
永井 潜 鈴木正夫 松本 洋
民族衛生學會第4回學術大會發表
- 大東亞民族問題 松岡 壽八
- 東亞民族名彙 帝國學士院
- 日本人と南洋人 長谷部言人 日本民族別刷
- ナチス民族人口政策摘要 人口問題研究所
- 南洋群島人と歐羅巴人其他との混血家系調査豫報
篠崎信男
人類學雜誌 第38卷 第5號
- Bean. (1911), 'Heredity of hair form among the Filipinos. Amer. Natural., Vol. 45.
- Boas, H. M. (1919), 'Inheritance of eye-color in man. Amer. Journ. Anthropol., Vol. II.
- Davenport, Ch. (1917), 'Heredity in Stature. Eugenic record, ——— (1925), Skin Colour. Carn. Inst. Wash., Nr. 188.
- (1925), 'Body build: its development and inheritance. Eug. Record Off. Bull., Nr. 24.
- (1925a), 'Notes on physical Anthropology of Australian aborigines and black white hybrids. Amer. Journ. phys. Anthr., Vol. 8.
- (1926), 'Human metamorphosis. Amer. Journ. phys. Anthr., Vol. 9.
- (1927), 'Race crossing in Man. C. R. III Sess. Inst. internat. d'Anthr. Amsterdam.
- (1928), 'Nasal breadth in Negro and white crossing. Eug. News. Vol. 13, No. 3.
- (1928a), 'Is there inheritance of twinning tendency from the father's side? Verh. 5. internat. Kongr. Vererbgl., Bd. 1. Berlin 1927.
- Fischer, E. (1913), 'Die Rehobother Bastards und das Bastardierungsproblem beim Menschen. Jena, 1913.
- (1914), 'Die Rassenmerkmale des Menschen als Domestikationsmerkmale. Zeitschr. Morph. Anthr., Bd. 18.

- (1929), Zur Frage einer äthiopischen Rasse.
Zeitschr. Morph. Anthr., Bd. 27.
- (1930), Europäer-polynesier-Kreuzung.
Zeitschr. Morph. Anthr., Bd. 28.
- (1930), Versuch einer Genanalyse des Menschen.
Zeitschr. induk. Abst. u. Vererbh. Bd. 54.
- (1924), Schädelform und Vererbung.
Zeitschr. f. induct. Abst. u. Vererbgl., Bd. 33 und Münch. med. Wochenschr., 1923, Nr. 50.
- (1924), Zum Konstitutionsbegriff.
(Autoreferat.) Klin. Wochenschr., Jahrg. 3, S. 299.
- (1938), Neue Rehobother Bastardstudien.
Zeitschr. f. Morph. u. Anthrop. Bd. 1.
- Hagen, B. (1906), Kopf- und Gesichtstypen ostasiatischer und melanesischer Völker. Stuttgart.
- Jenks, A. (1916), Indian-White amalgamation. Studies in Soc. Sc. Univ. of Minnesota, No. 6.
- Meyer, H. (1917), Zur Biologie der Zwillinge.
Zeitschr. Geb. Gyn., Bd. 79.
- Neuhaus, R. (1885), Verhandlungen S. 30.
Zeitschr. Ethnol., Bd. 17.
- Salaman. (1911), Heredity of the Jew.
Journ. of Gen. Vol. 1.
- Virchow, H. (1912), Die Stellung der Haare im Brauenkopf. Zeitschr. Ethnol., Bd. 44.
- (1924), Zur Anthropologie der Nase.
Ebenda, Bd. 56.
- Baur-Fischer-Lenz. (1927), Menschliche Erblichkeitslehre und Rassenhygiene, (3. Aufl.). München.
- Bernstein, F. (1923), Zur Statistik der sekundären Geschlechtsmerkmale beim Menschen. Göttinger Nachr., Muth.-phys. Kl.
- (1928), Über mendelistische Anthropologie. Verhandl. 5. internat. Kongr. Vererbgl. Berlin, 1927. Bd. 1.
- Fehlinger, H. (1926), Geschlechtsleben und Fortpflanzung der Eskimo. Abhandl. aus d. Geb. der Sexualforsch., Bd. 4, Heft 6.
- Frets, G. P. (1927), Die Auffassungen M. W. Hauschilts I über die Erblichkeit der Kopfform.
Zeitschr. Morph. Anthr., Bd. 26.
- Frey, Hedwig (1924), Konstitution und Morphologie.
Schweiz. Med. W., Nr. 36.
- Bickstedt, V. (1926), Eine Studie über menschliche Körperproportionen und die Ursachen ihrer Variabilität.
Mitt. Anthr. Ges. Wien., Bd. 56.
- Friedenthal. (1915), Ergebnisse und Probleme der Haarforschung. Zeitschr. f. Ethnol. Jahrg. 47.
- (1926), Zur Grundlegung des Rasseproblems in der Anthropologie. Haustier-rassen, Menschenrassen und Menschenaffen. Zeitschr. Ethn., Jahrg. Heft 1—2.
- Gates, R. R. (1925), Mendelian heredity and racial differences. Journ. R. Anthr. Inst., Vol. 55.
- (1928), A pedigree study of American crosses in Canada.
Journ. R. Anthr. Inst., Vol. 58.
- (1923), Heredity and Eugenics.
- Geyer, E. (1928), Vererbungsstudien am menschlichen Ohr. Mitt. Anthr. Ges. Wien., Bd. 58.
- (1928), Vererbung der bandförmigen Helix. Mitt. Anthr. Ges. Wien., Bd. 58.
- Dunn, L. (1923), Some results of race mixture in Hawaii. Eug. in race and state. Baltimore.
- (1928), An anthropometric study of Hawaiians of pure and mixed blood. Pap. Peabody Mus., Vol. II, No. 3.
- Goldschmidt, R. (1927), Neu Japan. Berlin.
- (1928), Die Nachkommen der alten Siedler auf den Bonininseln.
Mitt. Deutsch. Ges. f. Natur- u. Völkerkunde Ostasiens., Bd. 22, Teil B.
- Mjöen, J. A. (1921), Harmonische und unharmonische Kreuzungen. Zeitschr. Ethnol. Bd. 52.
- (1925), Zur Erbanlage der Begabung. Hereditas, Bd. 7.

- (1926), Biological consequences of race crossing.
Journ. of Hered.,
Vol. 17, Nr. 5.
- (1927), Rassenmischung beim Menschen.
C. R. III. Sess. Inst. internat. d'Anthr. Amsterdam.
- (1929), Rassenkrenzung beim Menschen.
Volk und Rasse 1929, H. 2.
- Harris, R. G. (1926), The San Blas Indians.
Am. Journ. phys. Anthr., Vol. 9, No. 1.
- Henckel, K. O. (1926), Über Konstitution und Rasse.
Zeitschr. Konst., Bd. 12, Heft 2.
- Herskovits, M. (1924), On the negro-white Population of New York City: The use of the variability of family strains as an index of heterogeneity or homogeneity.
C. R. 21. Congr. internat. des Americanistes Sess. La Haye.
- (1925), A further discussion of the variability of family strains in the Negro-white population of New York City.
Journ. Amer. Statist. Assoc.
- (1926), Some effects of social selection on the American negro.
Publ. Amer. Social. Soc.,
Vol. 32.
- (1930), The Anthropometry of the American Negro.
Columb. Univ. Contr. Anthropol. LXI.
- (1927), Variability and racial mixture.
Amer. Natural., Vol. 61.
- Hildén, K. (1922), Über die Form des Ohrläppchens beim Menschen und ihre Abhängigkeit von Erbanlagen.
Hereditas III.
- (1925), Zur Kenntnis der menschlichen Kopfform in genetischer Hinsicht.
Hereditas VI.
- (1929), Studien über das Vorkommen der Darwinschen Ohrspitze in der Bevölkerung Finnlands.
Fennia 52, Nr. 4.
- Hooton, E. A. (1923), Observations and queries as to the effect of race mixture on certain physical characteristics.
Eug. in race and state.
Baltimore.
- (1926), Methods of Racial Analysis.
Science, LXIII.
- Hrdlicka, A. (1928), Catalogue of human crania in the U. S. Nat. Mus. Coll. in Proc. U. S. Nat. Mus.,
Vol. 71, Art. 24.
- Just, G. (1925), Zur Vererbung der Farbensinnsstufen beim Menschen.
Arch. Augenheilk., Bd. 96,
Heft 3/4.
- Karvé, J. (1930), Augenfarbe der Chitpavans.
Zeitschr. Morph. Anthr.,
Bd. 28.
- Keith, A. (1928), The evolution of the human races. (Huxley Mem. Lect.)
Journ. R. Anthr. Inst.,
Vol. 58.
- Schlaginhaufen, (1922), Über menschliche Haarformen. Verhandl. Schweiz. Nat. Ges. II.
- Schreiner, A. (1924), Anthropologische Studien an norwegischen Frauen.
Vidensk. Skrift. I. Mat-Nat.
Kl., Nr. 9.
- (1929), Die Nordnorweger.
Skrifter N. Vidensk. Akad. Oslo
Mat-Nat. Kl., Nr. 2.
- Semenowski, (1927), The distribution of the principal types of epidermic patterns on the fingers of the man.
Journ. russ Anthr. T. 16.
- Siemens, W. (1924), Zur Kenntnis der Epheliden mit Bemerkungen über Haarbleichung und Haarfarbenbestimmung.
Arch. Derm. Syph., Bd. 147.
- (1927), Das Problem der Erbgleichheit bei den eineiigen Zwillingen.
Virch. Arch., Bd. 264, Heft 2.
- Snyder, L. H. (1926), The linkage relations of the blood groups.
Anat. Record, Bd. 34.
- Steggerda, M. (1928), Physical development of negro-white hybrids in Jamaica.
British west Indies.
Amer. Journ. Phys. Anthr.,
Vol. 12, Nr. 1.

- Suk, V. (1928). Congenital pigment spots in Eskimo children. *Anthr. (prag)*. Bd. VI, II. I.
- Bernstein and Robertson. (1927). Racial and sexual differences in hair weight. *Am. Jour. Phys. Anthr.* 10.
- Bijlmer, H. J. T. (1929). Outlines of the anthropology of the Timor-archipelago. (*Ind. Com. Voor Wetensch. Onderzoek*, III) *Wetlevreden*.
- Boas, F. (1895). *Zur Anthropologie der Nord-amerikanischen Indianer*. *Zeitschr. Ethno.* Bd. 27.
- (1922). Report on the anthropometric investigation of the population of the United States. *Journ. Amer. Statist. Assoc.*
- (1928). *Materials for Study of Inheritance in Man*. *Columb. Univ. Contr. Anthropol.* VI.
- (1940). *Race Language and Culture*.
- Lundborg, H. (1921). Die Rassenmischung als Ursache zu auffälligen Morphologischen Veränderungen im Gesichtstypus. *Upsala Läkareför. förhandl.* N. F. Bd. 26.
- (1921). *Hereditas*. Bd. 2.
- Salmon, T. N. and Blakeslee, A. F. (1935). Genetics of sensory thresholds: variations within single individuals in taste sensitivity for P. T. C. *Proc. Nat. Acad. Sci.* 21.
- Bunak, V. V. und Sobolewa, G. V. (1925). Untersuchung der Elemente der Irisfärbung beim Menschen. *Exper. Biol. Serie. A.*
- Buschke. (1925). Haarwuchsform bei einem Mischling. *Ebenda*, Bd. 17.
- Mac Canghey. (1919). Race mixture in Hawaii. *Journ. Hered.* 10.
- Carrière. (1921). Über erbliche Ohrformen, insbesondere das angewachsene Ohr-läppchen. *Zeitschr. f. ind. Abst.-u. Vererbl.*, Bd. 28.
- Carter, J. G. (1928). Reduction of variability in an inbred population. *Am. Journ. Phys. Anthr.* Vol. II, No. 3.
- Castle, W. E. (1926). Biological and social consequences of race-crossing. *Am. Journ. Phys. Anthr.*, Vol. 9, Nr. 2.
- Chervin. (1908). *Anthropologie bolivienne*. Paris.
- Dahlberg, G. (1926). Twin births and twins from a hereditary point of view. *Stockholm*.
- Danforth, C. H. (1921). Distribution of hair on the digits in man. *Am. Journ. Phys. Anthr.*, Vol. 4, No. 2.
- (1924). The theoretical distribution of hereditary traits in Man. *Am. Journ. Phys. Anthr.*, Vol. 7, No. 3.
- Darré, W. (1929). *Das Bauerntum als Lebens-quell der Nordischen Rasse*. München.
- Rodenwaldt, E. (1927). *Die Mestizen auf Kisar, Batavia*.
- (1939). *Rasse und Umwelt*. *Organismen, u. Umwelt*, S. 19.
- Wieth-Kundsen, K. A. (1938). *Croisement de races et fécondité. Natalité et progres*.
- Encyclopaedia Britannica. (1939). *The British Empire: Area and Population*.
- Trevor, J. C. (1938). Characteristics of Hybrid Population. *Eugenic Review*. XXX.
- Muller, H. J. (1936). On the variability of Mixed Races. *Amer. Nat.*, LXX.
- Shapiro, H. L. (1931). *The Chinese Population in Hawaii*. The American Council. Institute of Pacific Relations.
- Wagner, K. (1932). The Variability of Hybrid Population. *Amer. Journ. Phys. Anthropol.* XVI.
- Abel, W. (1936—1937). Über Europäer-Marokkaner und Europäer—Annamiten Kreuzung. *Zeitschr. f. Morph. Anthr.*
- Tao, Yun-kuei. (1935). Über Chinesen-Europäerinnen Kreuzung. *Zeitschr. f. Morph. u. Anthropol.*
- Geipel, G. (1933). Ein Winkel für den Stellungswinkel des menschliche Chres. *Zeitschr. f. Morph. u. Anthr.*

- Krieger, H. (1940), Die Rassenfrage in Brasilien.
Archiv. Rassen. u. Ges.-Biologie.
Bd. 34, H. 1.
- Huxley, S. und Haddon, C. (1935),
We Europeans: A Survey of Racial
Problem.
- Walker, E. A. (1940), South Africa.
Oxford, Pamphlets on world Affairs.
- Little, K. L. (1941),
The Study of Racial Mixture in the British
commonwealth. Eugenic. Review. XXXII.
- Hanschild, R. (1941),
Bastardstudien an Chinesen-Neger Kreuzung
in Trinidad und an Chinesen-Indianer Kreuzung
in Venezuela.
Zeitschr. f. Morph. u. Anthrop.

量の推計

人口民族部研究報告會

○農村人口移動調査について——埼玉縣兒玉郡藤田村人口移動調査結果(昭和十八年八月五日)

内藤研究官補

○南洋群島人と歐羅巴人との混血家系調査研究(昭和十八年八月十八日)

篠崎 囑託

○南亮三郎著「人口原理の研究」(昭和十八年八月二十五日、九月三日)

島村研究官

○古代日本民族の北進政策について(昭和十八年九月十五日)

甲野 囑託

○民族と社會(昭和十八年九月二十二日)

甲田研究官補

人口民族部特別懇談會

人口民族部に於いては昭和十八年九月八日企畫院調査官美濃口時次郎氏を招き「マルサスの人口原理について」なる題下に同氏の研究報告をきき種々懇談した。

第二次食糧増産對策要綱の閣議決定

昭和十八年六月四日食糧増産應急對策を決定、同月十五日召集の第八十二帝國議會に於いては之に必要な法律並に豫算の協贊を得てその實施を見るに到つたが、戦局の進展に伴ふ食糧自給體制の一段の強化を目的とする第二次食糧増産對策は昭和十八年八月十七日の閣議に於いてその要綱の決定をみ、同日情報局より左の如く發表せられた。既定諸方策の強化に加へ土地

改良事業の急速擴充を中心としてゐる點が注目せられる。國庫支出は三億乃至五億圓と見積られ、實施は本昭和十八年稻刈入れ直後より今冬にかけて行はれ、長期のものは二乃至三ヶ年の繼續事業となる筈である。

第二次食糧増産對策要綱

國民食糧確保の絶對的要請に應じ食糧自給力の飛躍的増強を期するため國民全般の意、昂揚せる増産熱意の下に既定諸方策の外更に左に依り増産對策を實施せんとす。

一、土地改良事業の急速擴充

農地の改良事業は食糧増産の確實なる基礎を造成するものにして水稻の増收は勿論農作の擴張改良またこれに依りて實現せられ國內食糧生産力増強の根幹として最も緊要適切な施設なるを以てこの際暗渠排水客土小川排水等の改良事業を廣範圍に互り急速に擴充實施せんとす、なほ急速完成し得る水田の造成にも努むるものとす。

(一) 暗渠排水客土事業約四十萬町、小川排水事業受益面積約六十萬町(約三分の一は暗渠排水事業に伴ふ)を目的として本年度内急速に擴充實施すること

(二) 本事業の實施には努めて地元農業團體の活動を促進し諸般の手續を簡易ならしめ迅速に事業の進捗を期し得る如く措置することとし、なほ實狀に應じ農道の整備をも實施すること

(三) 本事業は國家的要請に應じ大規模且急速にこれを完成すべきものなるを以て的確敏速に事業の遂行を期し得る如く特別なる助成措置をなす等萬

人口民族部に於いて製作せる資料目録

厚生省研究所人口民族部に於いて製作せるその後の參考資料の目録を掲ぐれば左の如くである。

人口問題研究資料

- 17 昭和十七年及同十八年在朝鮮朝鮮人並在臺灣本島人年齡別推計人口
- 18 人口基本調査結果表(昭和十七年二月二十日現在) 千葉縣安房郡稻都村
- 19 同 千葉縣安房郡西條村
- 20 同 千葉縣安房郡佐久間村
- 21 同 千葉縣安房郡豊房村
- 22 同 千葉縣香取郡山倉村
- 23 同 千葉縣東葛飾郡梅郷村
- 24 同 埼玉縣入間郡東吾野村
- 25 同 島根縣隱岐島知夫村
- 26 同 島根縣隱岐島中條村
- 27 同 島根縣隱岐島浦郷村
- 28 モンペルト著「統後の人口政策」に就て

國土計畫資料

- 10 昭和十八年以降五箇年道府縣別生産年齢人口補給

全の方途を講ずること、なほ事業の迅速なる進捗を圖るために應じ法制的措置を講ずること

(四) 農地開發事業の實施に付ては既定計畫に檢討を加へ急速に効果を期し得るものの外は一時これを中止するを原則とし農地開發營團の事業にも適當なる調整を加へ、その餘力を土地改良等に活用すること

(五) 本事業の實施に必要な土管その他資材の確保に付ては特に遺漏なき措置を講ずること

二、裏作の擴張改良

土地改良に依り裏作可能面積を擴張してこれに作付をなすは勿論苟も裏作可能の耕地に付ては地方の實情に即し麥、春馬鈴薯等食糧作物作付の徹底的勵行を圖るものとし濕田利用に付ても格段の措置を講ぜんとす

三、土地利用の強化

食糧農産物の増産を目的として有ゆる土地に付その利用を強化するため實情に應じ適宜の措置を講ぜんとす

(一) 農耕地の他用途への轉換はこの際極力これを抑制し工場等の建設に付ては農耕地以外に立地せしむるを原則とし、空荒地その他農作に利用し得る有ゆる土地を動員して雜穀、蓄類等の生産に活用するの外立地條件に應じ飼料作物の栽培に努むること

(二) 花卉等不急作物の作付を抑制するとともに農業上の立地條件その他を勘案し陸稻の甘藷への轉換、桑園(改植の施設を伴ふ)果樹園等に付食糧生産への轉換活用を促進するものとし必要なる助成等の措置を講ずること

四、蓄類の調期的増産

蓄類増産に關する方策の強化擴充に格段の努力を拂

ひ特に左の諸點に努むるものとす

(一) 甘藷優良苗の急速なる普及を自途とし特設育苗設置の繼續擴張等をなすこと

(二) 明年春馬鈴薯の増産にはこの際特に重點を置き濕田の利用及種薯節約方法の普及等必要なる措置を講ずること

(三) 北海道よりの種子用馬鈴薯輸送に付特別の措置を講ずるとともに各府縣高冷地における馬鈴薯採種保護地の急速なる擴張をなすこと

五、優良種苗の確保普及

優良種苗の育成普及に關する方策を強化するとともに種苗の確保に必要な措置を講じ種苗價格の適正を圖るものとす

六、農業勞務動員の強化

農業勞力の確保は増産達成上の絕對要件なるを以て農村勞力の他部門への轉移の抑制、學徒の農業勞務の動員強化等につき格段の方途を講ぜんとす

(一) 農業勞力の他部門轉移に付ては關係各廳緊密なる連絡をなし食糧増産に支障を與へざる様特に留意すること

(二) 農業勞務の調整移動を敏速適期に實施するたため關係行政事務の簡捷を期するとともに所要機構の整備充實を圖ること

七、農業技術指導態勢の刷新充實

技術改善を農家に滲透せしむる爲技術指導を戦力に推進し得る如く適切なる措置を講ぜんとす

(一) 農業團體特に市町村農業團體の事務簡捷能率

化を圖らしむると共にその技術指導力を強化するため必要なる措置を講ずること

(二) 各都道府縣の農事試驗場は實際の技術指導機關たる如く措置し篤農等を參與せしめ各地方の立地條件に即したる基礎的試驗研究調査に付ては中央農事試驗場の機構を擴充する等適當なる方途を講ずること

本要綱の實施に付必要なる豫算的措置を講ずるものとす

【備考】(一) 方策の確なる實行を期し中央地方の連絡を敏速緊密ならしむると共に隨時現地に於てその實施を査閱督勵するの措置を講ずること

(二) 肥料農機具等の供給確保に關しては別途適切な措置を講ずること

(三) 外地に於ても本對策に即應し別途食糧増産上適切なる方途を講ずること

(四) 滿洲國に於ける食糧増産に付ては内地人開拓用地に於ける報國農場設置の擴充等日滿兩國提携して適切なる方策の實施に努むること

尚、右要綱に基く土地改良事業費の單價並に國庫補助率については昭和十八年八月十八日農林省に於いて左の如く決定した。

即ち事業費の平均反當標準單價は暗渠排水、客土、小用排水については三割以上開田(地目變換による開田も含む)については五割方引上げ、補助率については暗渠排水、客土は二割五分、小用排水は二割五分乃至一割五分、開田は一割をそれら引上げると共に、新に農道を補助對象に加へ五割以上の助成をなし以て

事業の促進を圖ることになつた。

緊急食糧増産事業單價補助率新舊比較表

(平均標準單價)

事業名	單價		補助率	
	新	舊	新	舊
暗渠排水	四九・八〇	三八・〇〇	六五	四〇
客土	七七・〇〇	五三・二〇	六・五	四・〇
小用排水	三四・三〇	二六・四〇	六・五	四・〇
開田	四六・〇〇	三〇・〇〇	五・〇	四・〇
農道 (未定)	—	—	五・〇	—

【註】小用排水補助率五割は百町歩以上、四割は百町歩以下

應徴士服務紀律の公布

應徴士服務紀律は、昭和十八年八月十日付官報を以て左の如く公布せられた。

應徴士服務紀律

(昭和十八年八月十日 厚生省令第三十六號)

第一條 國民徵用令第十六條ノ五ノ規定ニ基ク應徴士ノ服務ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 應徴士ハ徵用ノ本義ニ則リ左ノ紀律ヲ遵守スベシ

- 一 應徴士ハ職紀ヲ尙ビ責任ヲ重ンジ全能ヲ奮ヒ誠心職務ニ勉勵スベキコト
- 二 應徴士ハ至誠上長ニ服従シ上下相信倚シ和衷協同互ニ敬愛スベキコト
- 三 應徴士ハ率先挺身部下ノ模範トナリ其ノ信望ヲ

一身ニ聚ムル如キ行動ヲ爲スベキコト

四 應徴士ハ智識技能ノ鍊磨ニ努ムベキコト

五 應徴士ハ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ苟モ應徴士タルノ名譽ヲ毀損スルガ如キ所爲アルベカラザルコト

六 應徴士ハ居常簡素ヲ旨トシ質實剛毅ノ氣風ヲ振起シ堅忍不拔ノ精神ヲ涵養スベキコト

七 應徴士ハ保健衛生ニ留意シ體力ノ鍊成ニ努ムベキコト

八 應徴士ハ職場保安ニ留意シ災害豫防其ノ他ノ措置ニ萬全ヲ期スベキコト

九 應徴士ハ機械、器具、材料、製品其ノ他ノ物資ヲ尊重シ苟モ粗略ノ取扱アルベカラザルコト

十 應徴士ハ自己ノ職務ニ關スルト否トヲ問ハズ知悉シタル機密ヲ保持シ防諜上遺憾ナキヲ期スベキコト

第三條 事業主タル應徴士ハ生産遂行ノ全責任ヲ負荷セラレタルモノナルノ自覺ニ徹シ

率先垂範前條ノ紀律ヲ遵守スルノ外常ニ士氣ノ鼓舞ニ努メ明確ナル企圖ノ下ニ適時適切ナル指揮ヲ爲スト共ニ工場事業場總員一家ノ肉親の團結ヲ圖リ以テ戦力増強ノ責ヲ果スベシ

第四條 應徴士前二條ノ紀律ニ違背シ其ノ他應徴士タルノ本分ニ悖ル所爲アリタルトキハ之ヲ懲戒スルコトヲ得

第五條 懲戒ハ左ノ三種トス

一 訓告

二 譴責

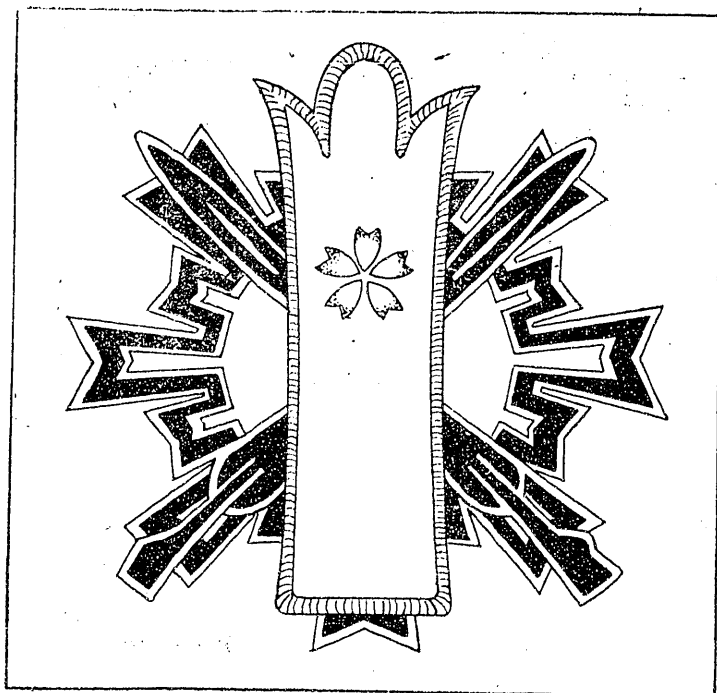
三 罷免

訓告及譴責ハ文書ヲ以テ之ヲ行ヒ罷免ハ徵用解除ニ依リ之ヲ行フ

第六條 罷免事業主タル應徴士ノ懲戒ハ厚生大臣、其ノ他ノ懲戒ハ當該管理工場若ハ指定工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)之ヲ行フ

厚生大臣懲戒(訓告ヲ除ク)ヲ行ヒタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第七條 應徴士ハ別表制式ニ依ル徽章ヲ左肋ニ裝著ス



被徵用者ニ非ザレバ前項ノ規定ニ依ル徽章ヲ裝著スルコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 本圖ハ實物ノ大サヲ示ス
- 一 地及色 布地國防色
- 一 楯 黒色
- 一 楯縁 金色又ハ黃色
- 一 櫻花 金色又ハ黃色
- 一 鉦 銀色又ハ紅海老茶色
- 一 鉦縁 銀色又ハ雀茶色
- 一 旭光 紅色及白色

船員職業能力申告令中改正の件公布

船員職業能力申告令中改正の件は、昭和十八年九月八日付官報を以て左の如く公布せられた。

船員職業能力申告令中改正ノ件

(昭和十八年九月七日勅令第七百二號)

- 第二條 本令ニ於テ船員トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ
 - 一 船員法第一條(朝鮮船員令及關東州船員令ニ於テ依ル場合ヲ含ム)ニ規定スル船員
 - 二 小形船舶乗組員手帳法第一條第一項ニ規定スル船員
 - 三 海技免狀ヲ有スル者
 - 四 遞信大臣ノ指定スル船員養成施設ニ於テ其ノ課程ヲ修了シタル者ニシテ修了後三年ヲ經過セザルモノ及該期間内ニ第一號又ハ第二號ノ船員トシテ船舶ニ乗組ミ最後ノ雇止ノ公認若ハ下船ノ證明後又ハ最後ノ雇止契約終了ノ證明若ハ乗組員廢業ノ

證明後三年ヲ經過セザルモノ

五 第一號又ハ第二號ノ船員トシテ一年以上船舶ニ乗組ミタル者ニシテ最後ノ雇止ノ公認若ハ下船ノ證明後三年又ハ最後ノ雇止契約終了ノ證明若ハ乗組員廢業ノ證明後二年ヲ經過セザルモノ

第四條第一項及第二項中「船員手帳」ノ下ニ「又ハ小形船舶乗組員手帳」ヲ加フ

第五條中「船員法第一條ニ規定スル船員ハ」ヲ「第二條第一號及第二號ノ船員ハ」ニ、「船員法第一條ニ規定スル船員」ヲ「同條第一號及第二號ノ船員」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十四年一月三十日勅令第二十三號船員職業能力申告令抄録

第二條 本令ニ於テ船員トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

(左記略ス)

第四條第一項

船員ハ左ニ掲グル事項ヲ居住地ヲ管轄スル管海官廳ニ申告スベシ

八 船員手帳ヲ有スルトキハ其ノ管海官廳略號及番號

第五條 船員法第一條ニ規定スル船員ハ本令ニ依リ申告ヲ爲スコトヲ要セズ但シ遞信大臣必要アリト認ムルトキハ船員法第一條ニ規定スル船員ノ全部又ハ一部ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條第一項ニ掲グル事項ノ一部ヲ申告セシムルコトヲ得

船員職業能力申告令施行規則中改正の件公布

船員職業能力申告令施行規則中改正の件は、昭和十八年九月八日付官報を以て左の如く公布せられた。

船員職業能力申告令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年九月八日勅令第七百二十四號)

- 第四條中「船員法第一條ニ規定スル船員」ヲ「同令第二條第一號及第二號ノ船員」ニ改ム
- 第六條及第七條中「第三號」ヲ「第四號」ニ改ム
- 第八條中「船長ノ退職認證ノ申請又ハ海員ノ雇止公認ノ申請」ヲ「退職ノ認證ノ申請、雇止ノ公認ノ申請、下船ノ證明ノ申請、雇止契約終了ノ證明ノ申請又ハ乗組員廢業ノ證明ノ申請」ニ改ム
- 第九條中「第二號乃至第四號」ヲ「第三號乃至第五號」ニ、「船員法第一條ニ規定スル船員」ヲ「同條第一號及第二號ノ船員」ニ改ム
- 第十條第四號中「船員法第一條ニ規定スル船員」ヲ「申告令第二條第一號又ハ第二號ノ船員」ニ改ム
- 第十一條 削除
- 第一號書式中

(六)船員手帳交付管海官廳名略號及番號	第	號
(六)船員手帳又ハ小形船舶乘組員手帳交付管海官廳名略號及番號	第	號
	第	號

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地調整法施行令中改正の件公布

皇國皇村確定計畫の一環を爲す自作農創設維持事業計畫の改訂擴充を目的とする農地調整法施行令中改正の件は、昭和十八年八月七日附官報を以て左の如く公布せられた。

因みに新計畫は本年度以降二十四箇年計畫（昭和四十二年まで）を以て既墾地百五十萬町歩、開發農地五十萬町歩、計二百萬町歩（本年度は四萬町歩）の自作農地を目標とするもので、本令改正の要旨も從來團體の力を助成の對象とせるに對し個人の自作地となすべき土地の取得若くは開發に必要な資金の貸付及び助成を爲すこととし、又適正規模の觀點より見て狭きに過ぐる從來の制限を改正する等、種々の點に於いて助成の積極化を意圖してゐることが注目せられる。

農地調整法施行令中改正ノ件

（昭和十八年八月六日勅令第六百六十二號）

農地調整法施行令中左ノ通改正ス

第二條 農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業ト

ハ同條ノ團體ガ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ左ノ事業ヲ謂フ

一 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ取得ヲ斡旋スル

コト

二 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ取得若ハ開發ニ

必要ナル資金ヲ貸付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲ス

コト

三 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ開發ニ對シ助成

ヲ爲スコト

四 前三號ノ事業ニ依リ創設セラルル自作地ノ利用

ニ必要ナル施設ノ取得ノ斡旋ヲ爲スコト

五 前號ノ施設ノ建設若ハ取得ニ必要ナル資金ヲ貸

付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲スコト

六 第四號ノ施設ノ建設又ハ取得ニ對シ助成ヲ爲ス

コト

七 自作農ノ負擔スル債務ノ借替ニ必要ナル資金ヲ

貸付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲スコト

八 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ヲ讓渡シ、又ハ開

發シテ讓渡スコト

九 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ヲ取得シ、取得シ

テ開發シ又ハ開發シテ取得シ之ヲ讓渡スコト

十 前二號ノ事業ニ依リ創設セラルル自作地ノ利用

ニ必要ナル施設ヲ建設シ、取得シ又ハ讓渡スコト

第三條 農地調整法第六條ノ自作農創設維持ノ事業ト

ハ前條ノ事業及同條第二號、第五號又ハ第七號乃至

第十號ノ事業ニ關シ必要ナル資金ヲ道府縣、產業組

合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行又ハ北海道拓

殖銀行ガ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付クル事業ヲ謂フ

附則

本令ハ昭和十八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

登録稅法施行規則第五條第四號中「又ハ農事實行組合

ヲ」農事實行組合、產業組合中央金庫、日本勸業銀

行、農工銀行又ハ北海道拓殖銀行」ニ改ム

〔參照〕

昭和十三年七月二十勅令第五百二十六號農地調整法

施行令抄錄

第二條 農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業

トハ同條ノ團體ガ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ左ノ

事業ヲ謂フ

（左記略ス）

第三條 農地調整法第六條ノ自作農創設維持ノ事業

トハ道府縣、市町村、產業組合又ハ農事實行組合

ガ直接又ハ間接ニ政府ノ資金ノ融通又ハ補助若ハ

助成ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ前條第一號

乃至第四號ノ事業及同法第四條第二項ノ規定ニ依

リ土地又ハ其ノ使用收益ノ權利ヲ取得シテ行フ前

條ノ事業ヲ謂フ

農地調整施設補助規則中改正の件公布

農地調整法施行令の改正に伴ふ農地調整施設補助規則中改正の件は、昭和十八年八月十日付官報を以て、左の如く公布せられた。

農地調整施設補助規則中改正ノ件

（昭和十八年八月十日勅令第六十號）

第二條 補助金ハ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ道

府縣又ハ產業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀

行若ハ北海道拓殖銀行（以下金融機關ト稱ス）ニ之ヲ

交付ス

一 市町村農地委員會ノ費用ニ對シ市町村ニ交付ス

ル道府縣ノ補助金及道府縣農地委員會ニ要スル道

府縣ノ費用

二 農地ニ關スル事務ニ要スル道府縣ノ費用

三 道府縣若ハ金融機關ノ自作農創設維持資金又ハ

市町村、產業組合若ハ農事實行組合ノ自作農創設

維持資金ニ付道府縣ノ交付スル補助金

四 自作農創設維持ニ關スル道府縣ノ左ニ掲グル費

(一) 個人が自作地ト爲スベキ土地ヲ取得シ若ハ開發スル場合ニ於ケル左ノ費用又ハ之ニ對スル市町村、産業組合若ハ農事實行組合ノ補助金ニ對シ交付スル補助金

(イ) 土地ノ開發ニ要スル費用

(ロ) 土地ノ取得又ハ開發ニ伴ヒ其ノ自作地ノ利用ニ必要ナル施設ノ建設又ハ取得ニ要スル費用

(二) 市町村、産業組合若ハ農事實行組合ガ自作農創設ノ爲土地ヲ取得シ若ハ開發スル場合ニ於ケル前號(イ)若ハ(ロ)ノ費用又ハ之ニ對スル補助金ニ對シ交付スル補助金

(三) 道府縣ガ自作農創設ノ爲土地ヲ取得シ又ハ開發スル場合ニ於ケル(一)ノ(イ)又ハ(ロ)ノ費用

(四) 前各號ノ事業ヲ行フ場合ニ於ケル調査設計、指導監督其ノ他事業補助ノ爲ニ要スル道府縣ノ費用

五 開發農地ニ關スル道府縣ノ左ニ掲グル費用又ハ補助金

(一) 個人ノ開發農地入植ニ關スル左ノ費用又ハ之ニ對スル市町村、産業組合若ハ農事實行組合ノ補助金ニ對シ交付スル補助金

(イ) 入植準備ニ要スル費用

(ロ) 營農實習ニ要スル費用

(ハ) 農機具購入ニ要スル費用

(二) 市町村、産業組合又ハ農事實行組合ノ開發農地ニ關スル前號(イ)乃至(ハ)ノ費用ニ對シ交付スル補助金

(三) 道府縣ノ開發農地ニ關スル(一)ノ(イ)乃至

(ハ)ノ費用

前項第五號ノ補助金ハ農地開發營團其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル者ノ費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付スルコトアルベシ

第三條 前條第三號若ハ第四號ノ補助金ノ交付ヲ受ケル道府縣若ハ金融機關又ハ同條第三號若ハ第四號ノ補助金ノ交付ヲ受ケテ支出スル道府縣ノ補助金ノ交付ヲ受ケル市町村、産業組合若ハ農事實行組合ハ農地調整法施行規則第六條乃至第八條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

第四條第一項、第五條第一項、第七條及第八條中「道府縣」ヲ「者」ニ改ム

第六條第一項中「第二條第一號乃至第四號」ヲ「第二條第一號乃至第三號及第五號」ニ、「道府縣」ヲ「者」ニ、同條第二項中「第二條第五號」ヲ「第二條第四號」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發事業令中改正の件公布

農地開發事業令中改正の件は、昭和十八年八月七日付官報を以て左の如く公布せられた。

農地開發事業令中改正ノ件

(昭和十八年八月六日勅令第六百六十一號)

農地開發事業令中左ノ通改正ス

第二十一條中「耕地整理法」ヲ「耕地整理法(第三條第二項但書ヲ除ク)」ニ改ム

第二十三條ノ二 農地開發法第四十四條第一號ノ農地開發事業ニ關シ耕地整理法及同法ニ基キテ發スル命令ヲ適用スルニ付テハ大正七年法律第四十三號ノ規

定ニ依ル地種變更免租年期ヲ有スル土地及同法第一

條第一項各號ニ掲グル土地ハ之ヲ耕地整理法第十五條第一項ニ掲グル免租年期ヲ有スル土地ト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十六年九月十三日勅令第八百五十三號農地開發事業令抄錄

第二十一條 農地開發法第四十四條第一號ノ農地開發事業ニ關シテハ耕地整理法及同法ニ基キテ發スル命令ヲ適用ス但シ農地開發法及本令並ニ此等ニ基キテ發スル命令ニ於テ別段ノ規定アル事項ニ付テハ其ノ定ムル所ニ依ル
大正七年五月二十日法律第四十三號ハ地種變更免租年期ニ關スル件ナリ

臨時農地價格統制令中改正の件公布

臨時農地價格統制令中改正の件は、昭和十八年八月二十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

臨時農地價格統制令中改正ノ件

(昭和十八年八月二十四日勅令第六百八十號)

臨時農地價格統制令中左ノ通改正ス

第三條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 農地開發營團ガ農地開發事業令第七條第一項若ハ第十三條第一項(第十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ)ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル價格以下ノ價格ヲ以テ同令第六條第一項若ハ第十三

條第三項（第十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ）ノ規定ニ依リ農地ヲ賣渡シ若ハ讓渡ストキ又ハ同令第十三條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル價格以下ノ價格ヲ以テ同令第十四條ノ規定ニ依リ讓渡ストキ

二 農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ者ガ農地開發事業令第十三條第三項ノ規定ニ依リ讓受ケタル農地ヲ第十三條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル價格以下ノ價格ヲ以テ讓渡ストキ

三 命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
第五條ノ二 前條ノ規定ハ第三條第一項但書第一號又ハ第二號ニ掲グル場合ニハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十六年一月三十日 勅令第九號臨時農地價格統制令抄録

第三條第一項

農地ノ價格ハ當該農地ノ地租法ニ依ル賃貸價格ニ農林大臣ノ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農業團體法の一部施行期日の件等の公布

農業團體法に就ては本誌第四卷第二號本欄所載の如くであるが、その一部施行期日の件等は、昭和十八年九月十三日付官報を以て左の如く公布せられた。

農業團體法ノ一部施行期日ノ件

（昭和十八年九月十一日 勅令第七百十二號）

農業團體法第一條乃至第七十五條、第七十七條乃至第九十八條、第百條第一項第一號、第百一條、第百二條、第百四條乃至第百六條、第百八條、第百九條、第百十一條乃至第百十五條、第百十七條乃至第百二十五條、第百二十七條乃至第百二十九條及第百三十二條ノ規定ハ昭和十八年九月十五日ヨリ之ヲ施行シ第百條第二項及第三項ノ規定ハ同條第一項第一號ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ、同法第百十條及第百三十條ノ規定ハ市町村農業會及道府縣農業會ニ關係アル範圍内ニ於テ、同法第百三十一條ノ規定ハ同法第百十八條、第百十九條又ハ第百二十二條ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ同日ヨリ之ヲ施行ス

農業團體法施行令

（昭和十八年九月十一日 勅令第七百十三號）

農業團體法施行令目次

第一章 地方農業會

第一節 設立

第二節 管理

第三節 會員

第四節 解散、合併及清算

第五節 雜則

第二章 全國農業經濟會

第三章 中央農業會

第四章 特例

第一節 東京都特例

第二節 樺太特例

第五章 附則

第一節 施行規程

第二節 中央農業會ノ設立

第三節 全國農業經濟會ノ設立

第四節 地方農業會ヲ設立

第五節 農業團體法第九十二條ノ法人ノ分割

第六節 雜則

第七節 他ノ勅令ノ廢止又ハ改正

第一章 地方農業會

第一節 設立

第一條 農業團體法第十四條第一項第三號ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

一 買入レタル種鶏卵ニ依リ當該市町村農業會ノ地區内ニ於テ孵卵業ヲ營ム者

二 買入レタル茶生葉ニ依リ當該市町村農業會ノ地區内ニ於テ荒茶ノ製造業ヲ營ム者

三 當該市町村農業會ノ地區内ノ耕地、牧野又ハ原野ニ付永小作權又ハ賃借權ヲ有スル者

第二條 農業團體ハ農地開發營團、農事實行組合及養蠶實行組合竝ニ左ノ各號ノ全部又ハ一部ニ該當スルノミニ因リテ市町村農業會ノ會員タルベキ者ハ農業團體法第十四條第一項但書ノ規定ニ依リ之ヲ除外ス

一 當該市町村農業會ノ地區内ニ於テ十坪未滿ノ温室ニ依リ耕作ノ業務ヲ營ム者

二 當該市町村農業會ノ地區内ニ於テ一段歩未滿ノ土地ニ依リ耕作ノ業務ヲ營ム者

三 當該市町村農業會ノ地區内ニ於テ當時二十羽未滿ノ鶏、十頭未滿ノ家兎又ハ五群未滿ノ蜜蜂ノ飼

養ノ業務ヲ營ム者

四 當該市町村農業會ノ地區内ニ於テ一年ヲ通ジテ

二十瓦未滿ノ蠶種ヲ掃立テ養蠶ノ業務ヲ營ム者

五 當該市町村農業會ノ地區内ニ於テ一年ヲ通ジテ

二十貫未滿ノ荒茶ノ製造業ヲ營ム者

六 當該市町村農業會ノ地區内ニ於テ一段歩未滿ノ

耕地、牧野又ハ原野ニ付所有權、永小作權又ハ賃

借權ヲ有スル者

第三條 地方農業會ヲ設立セントスルトキハ農業團體

法第十四條ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ有スル者發

起人ト爲リ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ同條ノ

規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スル者ノ同意ヲ求ムル

コトヲ要ス

一 地區

二 事業ノ概要

三 賦課金ノ賦課徵收方法ノ概要

四 出資一口ノ金額及出資拂込ノ方法

前項ノ同意ハ同項ノ書面ニ記名捺印スルコトニ依リ

テ之ヲ爲スコトヲ要ス、

第四條 市町村農業會ヲ設立スル場合ニ於テ其ノ地區

タルベキ區域ガ二以上ノ市町村ノ區域ニ互ルトキハ

各市町村ニ屬スル區域毎ニ當該區域ニ付農業團體法

第十四條第一項ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ有スル

者ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五條 地方農業會ノ設立當時ノ會長、副會長及理事

(支部長タル道府縣農業會ノ理事ヲ除ク)タルベキ者

ノ推薦並ニ監事ノ選任ハ創立總會ニ於テ之ヲ爲スコ

トヲ要ス

農業團體法第二十九條第一項、第二項及第六項ノ規

定ハ前項ノ場合ニ於ケル會長ノ任命並ニ副會長及副

事ノ選任ニ付之ヲ準用ス

第六條 創立總會ニ於ケル決議ハ農業團體法第十四條

ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ有スル者ノ半數以上出

席シ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第七條 創立總會ニ於テハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フ

コトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

第八條 農業團體法第十六條ノ規定ニ依ル認可ヲ爲シ

タルトキハ行政官廳ハ地方農業會ノ會長ヲ命ズ、

第九條 前條ノ規定ニ依ル會長ノ任命アリタルトキハ

發起人ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ會長ニ引渡スベシ

第十條 會長前條ノ規定ニ依ル事務ノ引渡ヲ受ケタル

トキハ遲滞ナク農業團體法第三十六條第一項ノ規定

ニ依リ出資ヲ有スベキ者ヲシテ出資第一回ノ拂込ヲ

爲サシムベシ

第十一條 民法第四十四條第一項及第五十條ノ規定ハ

地方農業會ニ付之ヲ準用ス

第二節 管理

第十二條 會長ハ少クトモ每事業年度一回通常總會ヲ

招集スルコトヲ要ス

會長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ

招集スルコトヲ得

第十三條 會員ハ總會員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ

會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面

ヲ會長ニ提出シ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第十四條 總會ニ於テハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコ

トヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

第十五條 農業團體法第二十九條第一項乃至第三項ノ

推薦、同條第四項ノ選任及同法第三十條第三項ノ解

任ノ決議ハ議決權ヲ有スル者ノ半數以上出席シ出席

者ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ爲ス

第十六條 前條ノ規定ハ會則ノ變更又ハ統制規程ノ設

定、變更若ハ廢止ノ決議ニ付之ヲ準用ス

市町村農業會ノ會則ノ變更ガ地區ノ増減ニ關スルモ

ノナルトキハ前項ノ規定ニ依ル決議ノ外新ニ編入セ

ラレ又ハ削除セラルベキ區域ニ付農業團體法第十四

條第一項ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ有スル者ノ三

分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十七條 會長ハ會則及總會ノ議事録ヲ各事務所ニ、

會員名簿ヲ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

前項ノ會員名簿ニハ各會員ニ付左ノ事項ヲ記載スル

コトヲ要ス

一 氏名又ハ名稱及住所

二 會員ト爲リタル年月日及會員タル資格

三 出資口數

四 拂込ミタル出資額及其ノ拂込ノ年月日

五 出資各口ノ取得ノ年月日

會員及地方農業會ノ債權者ハ第一項ニ掲グル書類ノ

閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 地方農業會ガ會員ニ對シテ爲ス通知又ハ催

告ハ會員名簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者

ガ別ニ其ノ住所又ハ通知若ハ催告ヲ受クベキ場所ヲ

地方農業會ニ通知シタルトキハ其ノ住所又ハ場所ニ

宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ

到達シタルモノト看做ス

第十九條 會長、副會長及理事ハ監事ノ承認ヲ得タル

トキニ限り自己又ハ第三者ノ爲ニ地方農業會ト取引

ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第百八條ノ規

定ヲ適用セズ

第二十條 地方農業會ガ會長、副會長若ハ理事ニ對シ又ハ會長、副會長若ハ理事ガ地方農業會ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監事地方農業會ヲ代表ス

第二十一條 監事ハ當該地方農業會ノ會長、副會長、理事又ハ使用人ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第二十二條 地方農業會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十三條 會長農業團體法第二十一條第一項第三號及第四號ノ事項ニ付通常總會ノ議決ヲ經ントスルトキハ其ノ會ヨリ一週間前ニ事業報告書、財産目録、貸借對照表及剩餘金處分案又ハ損失處理案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

會員及地方農業會ノ債權者ハ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第一項ニ掲グル書類ヲ通常總會ニ提出スル場合ニハ監事ノ意見書ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十四條 農業團體法第三十一條第二項ノ經費ハ事業ニ要スル費用、役職員ノ俸給、給與及旅費、事務所費、會議費其ノ他地方長官ノ認可ヲ受ケタル經費トス

第二十五條 農業團體法第三十六條第一項ノ但書ノ規定ニ依リ出資ノ義務ナキ者左ノ通定ム

- 一 地區内ニ住所ヲ有セザル者
- 二 出資ヲ有スル會員ト同一ノ世帯ニ在ル者
- 三 出資能力ナキ者其ノ他正當ノ事由アル者ニシテ會長ノ承認ヲ受ケタルモノ

第二十六條 出資一口ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス 出資一口ノ金額ハ市町村農業會ニ在リテハ三十圓

道府縣農業會ニ在リテハ五百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ 道府縣農業會ノ出資一口ノ金額ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ前項ノ金額ヲ超エテ之ヲ定ムルコトヲ得

第二十七條 農業團體法第三十一條第二項ノ事業ニ關スル收支決算ニ依リ生ジタル殘金ハ之ヲ翌事業年度ノ同項ノ事業ニ關スル經費ニ充ツベシ

第二十八條 地方農業會ハ會則ヲ以テ定メタル額ニ達スル迄ハ每事業年度ノ剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

前項ノ會則ヲ以テ定ムル準備金ノ額ハ出資總額ノ二分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第一項ノ準備金ハ損失ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十九條 地方農業會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ會員ガ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スベキ剩餘金ヲ其ノ拂込ニ充ツルコトヲ得

第三十條 地方農業會ハ損失ヲ填補シ第二十八條第一項ノ準備金ヲ控除シタル後ニ非ザレバ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

剩餘金ノ配當ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 會員ニ配當スベキ剩餘金又ハ持分ノ計算ニ付テハ計算ノ基礎ト爲スベキ金額ニ付計算上不便ナル端數金額ハ之ヲ切捨ツルコトヲ得

第三十二條 地方農業會ハ會員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ

第三十三條 地方農業會出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間以内ニ財産目録及貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

地方農業會ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ且貯金者以外ノ知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

第三十四條 債權者ガ前條第二項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ出資一口ノ金額ノ減少ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者ガ異議ヲ述ベタルトキハ地方農業會ハ辦濟ヲ爲シ若ハ相當ノ擔保ヲ供シ又ハ債權者ニ辦濟ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託會社若ハ信託業務ヲ營ム銀行ニ相當ノ財產ヲ信託スルコトヲ要ス

第三十五條 民法第六十二條、第六十四條及第六十六條ノ規定ハ地方農業會ノ總會ニ付之ヲ準用ス

第三節 會員

第三十六條 會員ハ出資ノ拂込ニ付相殺ヲ以テ地方農業會ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三十七條 會員ハ地方農業會ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得ズ

第三十八條 會員ハ持分ヲ共有スルコトヲ得ズ

第三十九條 會員ニシテ農業團體法第十四條ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ有スルモノハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

- 一 農業團體法第十四條ノ規定ニ依ル會員タル資格ノ喪失
- 二 死亡
- 三 法人ノ解散

前項ニ規定スル者同項第一號ノ事由ニ該當スルモ尙農業團體法第十五條第一項ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ有スル場合ニ於テハ特ニ脱退ノ申出ヲ爲サザル

限り同項ノ規定ニ依ル會員タル資格ニ於テ仍當該市町村農業會ノ會員タルモノトス但シ同法第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ出資ヲ有セザル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル脱退ノ申出ハ其ノ者ガ農業團體法第十四條第一項ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依ル脱退ノ申出ヲ爲シタル者ハ其ノ申出ヲ爲シタル日ニ脱退ス

第四十條 會員ニシテ農業團體法第十五條ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ有スルモノ(同法第十四條ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ併セ有スル者ヲ除ク)ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

一 農業團體法第十五條ノ規定ニ依ル會員タル資格ノ喪失

二 死亡

三 法人ノ解散

四 破産

五 禁治産

六 除名

第四十一條 會員ニシテ農業團體法第十五條ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ有スルモノ(同法第十四條ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ併セ有スル者ヲ除ク)ハ六月前ニ豫告ヲ爲シ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得

市町村農業會必要アリト認ムルトキハ會則ノ定ムル所ニ依リ前項ノ脱退ニ關シ其ノ承諾ヲ承ケシムルコトヲ得

市町村農業會ハ正當ノ事由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒

ムコトヲ得ズ

第四十二條 除名ノ事由ハ會則ヲ以テ之ヲ定ム

除名ハ總會ノ決議ニ依ル但シ除名シタル會員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ其ノ會員ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十五條ノ規定ハ前項ノ決議ニ付之ヲ準用ス

第四十三條 出資ヲ有スル會員脱退シタルトキハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ持分ハ脱退シタル事業年度ノ終ニ於ケル地方農業會ノ財産ニ依リテ之ヲ定ム

第一項ノ請求權ハ二年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第四十四條 前條ノ規定ハ出資ヲ有スル會員ガ農業團體法第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ出資ヲ有セザル會員ト爲ル場合ニ付之ヲ準用ス

第四十五條 脱退シタル會員ガ地方農業會ニ對スル債務ヲ完済スル迄ハ地方農業會ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第四十六條 會員ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ出資口數ヲ減少スルコトヲ得

第四十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四節 解散、合併及清算

第四十七條 地方農業會ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 破産
 - 二 農業團體法第十四條ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ有スル會員ガ一人ト爲リタルコト
 - 三 農業團體法第四十七條ノ規定ニ依リ解散ノ命令
- 市町村農業會ハ前項ニ掲グル事由ノ外總會ノ決議又

ハ合併ニ因リテ解散ス

第十五條ノ規定ハ前項ノ總會ノ決議ニ付之ヲ準用ス

第四十八條 市町村農業會合併ヲ爲サントスルトキハ總會ヲ開キ合併ノ決議ヲ爲スコトヲ要ス

第十五條ノ規定ハ前項ノ總會ノ決議ニ付之ヲ準用ス

第四十九條 第三十三條及第三十四條ノ規定ハ市町村農業會ノ合併ニ付之ヲ準用ス

第五十條 合併ニ因リテ市町村農業會ヲ設立セントスル場合ニ於テハ會則ノ作成、會長、副會長及理事タルベキ者ノ推薦並ニ監事ノ選任其ノ他設立ニ必要ナル事項ノ決定ハ各市町村農業會ノ總會ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

農業團體法第二十九條第一項、第二項及第六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於ケル會長ノ任命並ニ副會長及理事ノ選任ニ付、第十五條ノ規定ハ前項ノ總會ニ於ケル選任ノ決議ニ付之ヲ準用ス

第五十一條 總會ノ決議ニ因リ解散又ハ合併ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五十二條 市町村農業會ノ合併ハ合併後存続スル市町村農業會又ハ合併ニ因リテ設立スル市町村農業會ガ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ爲ス變更又ハ設立ノ登記ニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

第五十三條 合併後存続スル市町村農業會又ハ合併ニ因リテ設立シタル市町村農業會ハ合併ニ因リテ消滅シタル市町村農業會ノ權利義務(當該市町村農業會ガ其ノ行フ事業ニ關シ行政官廳ノ許可ヲ認可其ノ他ノ處分ニ基キ有スル權利義務ヲ含ム)ヲ承繼ス

第五十四條 地方農業會解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外會長清算人ト爲ル

前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ又清算人ノ缺ケタルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ申請ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス
裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第五十五條 清算人ハ就職ノ後遲滞ナク地方農業會ノ財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作り財産處分ノ方法ヲ定メ總會ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス
第五十六條 清算人ハ清算及財産處分ノ方法ニ付裁判所ノ認可ヲ受クベシ

裁判所必要アリト認ムルトキハ清算人ニ對シ清算及財産處分ノ方法ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 清算人ハ地方農業會ノ債務ヲ辨濟スルニ非ザレバ地方農業會ノ財産ヲ處分スルコトヲ得ズ
第五十八條 清算事務終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第五十九條 清算終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ地方長官ニ通知スベシ
第六十條 民法第七十三條、第七十八條乃至第八十一條及第八十二條第二項並ニ非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百二十五條ノ二十五第二項、第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及第三百三十八條ノ規定ハ地方農業會ノ清算ニ付之ヲ準用ス

第五節 雜則

第六十一條 地方長官ハ農業團體法第四十一條第二項ノ規定ニ依リ左ニ掲グル者ニシテ市町村農業會ノ會

員ニ非ザルモノニ對シ當該市町村農業會ノ行フ農業ニ關スル統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得
一 第二條ニ規定スル者
二 農業團體法第十五條第一項第一號ニ掲グル者
(其ノ者ガ法人ナルトキハ同項但書ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル者ニ限ル)

前項第二號ニ掲グル者ニ付同項ノ命令ヲ爲スコトヲ得ル場合ハ同號ニ掲グル者ノ三分ノ二以上ガ當該市町村農業會ノ會員タル場合ニ限ル

第六十二條 農林大臣又ハ地方長官ハ農業團體法第四十二條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル團體ニ對シ市町村農業會ノ事業ニ付協力スベキコトヲ命ズルコトヲ得
一 農事實行組合
二 養蠶實行組合
三 部落其ノ他之ニ準ズル區域ヲ地區トシ其ノ地區

内ノ農業者ヲ以テ組織スル團體ニシテ隣保共助ノ精神ニ則リ農業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トスルモノ
第六十三條 農業團體法第三條及第四十二條乃至第四十四條ノ行政官廳ハ農林大臣及地方長官トス
農業團體法第四十條及第四十七條ノ行政官廳ハ市町村農業會ニ在リテハ地方長官、道府縣農業會ニ在リテハ農林大臣及地方長官トス但シ同法第四十七條ノ規定ニ依ル道府縣農業會ノ解散ノ命令ニ付テハ農林大臣トス

農業團體法第十六條、第四十五條及第四十六條第一項並ニ本令第八條ノ行政官廳ハ市町村農業會ニ在リテハ地方長官、道府縣農業會ニ在リテハ農林大臣トス

第六十四條 主務大臣ノ職權ニシテ第一號ニ關スルモノハ農林大臣及大藏大臣、第二號ニ關スルモノハ農林大臣及厚生大臣協議シテ之ヲ行フ
一 地方農業會ノ金利及餘裕金ニ關スル事項
二 地方農業會ノ醫療事業ニ關スル事項

第二章 全國農業經濟會
第六十五條 出資一口ノ金額ハ千圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
第六十六條 會員ハ解散ニ因リテ脱退ス
市町村農業會ハ六月前ニ豫告ヲ爲シ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得

第六十七條 第十一條乃至第十五條、第十六條第一項、第十七條乃至第二十三條、第二十六條第一項、第三項、第二十八條乃至第三十八條、第四十三條、第四十五條、第四十六條、第四十七條第一項及第五十四條乃至第六十條ノ規定ハ全國農業經濟會ニ付之ヲ準用ス但シ地方長官トアルハ農林大臣トス
第六十八條 農業團體法第三條並ニ同法第五十七條ニ於テ準用スル同法第二十一條第二項、第三十條第四項、第四十條及第四十三條乃至第四十七條ノ行政官廳ハ農林大臣トス

第三章 中央農業會

第六十九條 第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第十六條第二項、第十七條乃至第二十二條、第三十五條、第四十七條第一項第二號、第三號、第五十四條、第五十六條、第五十七條、第五十九條、第六十條及第六十六條第一項ノ規定ハ中央農業會ニ付テ之ヲ準用ス但シ地方長官トアルハ農林大臣トス

第七十條 農業團體法第三條並ニ同法第六十六條ニ於テ準用スル同法第三十條第四項、第三十九條、第四十條及第四十三條乃至第四十七條ノ行政官廳ハ農林大臣トス

第七十一條 主務大臣ノ職權ニシテ左ノ事業ニ關スルモノハ農林大臣及厚生大臣協議シテ之ヲ行フ

一 中央農業會ノ事業ニシテ道府縣農業會ノ醫療事業ニ關スルモノ

二 中央農業會ノ事業ニシテ道府縣農業會ガ其ノ會員ノ醫療事業ニ關シ行フ事業ニ關スルモノ

第四章 特例

第一節 東京都特例

第七十二條 本令ノ適用ニ付テハ東京都ノ區ノ存スル區域ハ之ヲ市ノ區域トス

本令中道府縣農業會又ハ道、府若ハ縣農業會トアルハ東京都農業會トシ道府縣トアルハ東京都トス

第二節 樺太特例

第七十三條 農業團體法及本令ヲ樺太ニ適用スルニ付テノ特例ハ第七十四條乃至第七十七條ノ定ムル所ニ依ル

第七十四條 農業團體法及本令中道府縣農業會又ハ道、府若ハ縣農業會トアルハ樺太農業會トシ道府縣トアルハ樺太トス農業團體法第八條中養畜(馬)ニ關

スルモノヲ除ク)又ハ養蠶ノ業務トアルハ養畜又ハ製炭ノ業務トシ同法第三十八條第一項中郡ノ區域トアルハ樺太廳支廳長ノ管轄區域トシ主務大臣トアルハ樺太廳長官トシ同法第四十八條中所得稅、法人稅及營業稅トアルハ所得稅、資本利子稅、法人資本稅及營業收益稅トス

本令第一條第三號及第二條第六號中賃借權トアルハ賃借權若ハ樺太國有未開地特別處分令第七條ノ規定ニ依ル借地權トシ本令第二條本文中農地開發營團トアルハ樺太開發株式會社トシ同條第二號及第六號中一段歩未滿トアルハ三段歩未滿トス

農業團體法第十六條、第四十五條及第四十七條ノ行政官廳ハ樺太廳長官トス

第七十五條 樺太開發株式會社及樺太農業會ノ地區内ニ住所ヲ有スル信用組合ハ農業團體法第十五條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ要セズ樺太農業會ノ會員ト爲ルコトヲ得

第七十六條 樺太廳長官ハ農業團體法第四十二條ノ規定ニ依リ樺太開發株式會社ニ對シテモ市町村農業會ノ事業ニ付協力スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十七條 農業團體法及本令ニ定ムル樺太廳長官ノ職權ニシテ市町村農業會ニ關スルモノノ一部ハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ之ヲ樺太廳支廳長ニ委任スルコトヲ得

第五章 附則

第一節 施行期日

第七十八條 本令ハ昭和十八年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第二節 中央農業會ノ設立

第七十九條 農業團體法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ解散ヲ命ズル法人左ノ通定ム

一 帝國畜産會

二 茶業組合中央會議所

第八十條 農林大臣農業團體法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ解散ノ命令ヲ發シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第八十一條 農業團體法第七十八條第一項ノ受命法人ハ農林大臣ノ指定スル日ニ於ケル財産目録及當該法人ヲ組織スル者ノ名簿ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第八十二條 農業團體法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ解散ノ命令アリタル後ハ同項ノ受命法人ノ業務ヲ執行スル役員ハ農林大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該法人ノ常務ニ屬セザル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八十三條 農業團體法第七十九條ノ規定ニ依ル總會ニハ保證責任全國購買販賣組合聯合會(以下全購販聯ト稱ス)茶業組合及道府縣ノ區域ヲ地區又ハ區域トスル法人ヲ招集ス

第八十四條 中央農業會ノ設立當時ノ監事ノ選任ハ農業團體法第七十九條ノ規定ニ依ル總會ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第八十五條 農業團體法第七十九條ノ規定ニ依ル總會ノ決議ハ第八十三條ノ規定ニ依リ招集セラレタル者ノ半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ第八十三條ノ規定ニ依リ招集セラレタル者ノ員數ノ計算ニ付テハ全購販聯ヲ除クノ外一道府縣内ニ住所ヲ有スル者ニ以上アル場合ニハ此等ノ者ハ各當該道府縣ニ付通ジテ之ヲ一人ト看做ス

第二節 中央農業會ノ設立

第七十九條 農業團體法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ解散ヲ命ズル法人左ノ通定ム

一 帝國畜産會

二 茶業組合中央會議所

第八十條 農林大臣農業團體法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ解散ノ命令ヲ發シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第八十一條 農業團體法第七十八條第一項ノ受命法人ハ農林大臣ノ指定スル日ニ於ケル財産目録及當該法人ヲ組織スル者ノ名簿ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第八十二條 農業團體法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ解散ノ命令アリタル後ハ同項ノ受命法人ノ業務ヲ執行スル役員ハ農林大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該法人ノ常務ニ屬セザル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八十三條 農業團體法第七十九條ノ規定ニ依ル總會ニハ保證責任全國購買販賣組合聯合會(以下全購販聯ト稱ス)茶業組合及道府縣ノ區域ヲ地區又ハ區域トスル法人ヲ招集ス

第八十四條 中央農業會ノ設立當時ノ監事ノ選任ハ農業團體法第七十九條ノ規定ニ依ル總會ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第八十五條 農業團體法第七十九條ノ規定ニ依ル總會ノ決議ハ第八十三條ノ規定ニ依リ招集セラレタル者ノ半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ第八十三條ノ規定ニ依リ招集セラレタル者ノ員數ノ計算ニ付テハ全購販聯ヲ除クノ外一道府縣内ニ住所ヲ有スル者ニ以上アル場合ニハ此等ノ者ハ各當該道府縣ニ付通ジテ之ヲ一人ト看做ス

第二節 中央農業會ノ設立

第七十九條 農業團體法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ解散ヲ命ズル法人左ノ通定ム

一 帝國畜産會

二 茶業組合中央會議所

第八十條 農林大臣農業團體法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ解散ノ命令ヲ發シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第八十一條 農業團體法第七十八條第一項ノ受命法人ハ農林大臣ノ指定スル日ニ於ケル財産目録及當該法人ヲ組織スル者ノ名簿ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第八十二條 農業團體法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ解散ノ命令アリタル後ハ同項ノ受命法人ノ業務ヲ執行スル役員ハ農林大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該法人ノ常務ニ屬セザル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八十三條 農業團體法第七十九條ノ規定ニ依ル總會ニハ保證責任全國購買販賣組合聯合會(以下全購販聯ト稱ス)茶業組合及道府縣ノ區域ヲ地區又ハ區域トスル法人ヲ招集ス

第八十四條 中央農業會ノ設立當時ノ監事ノ選任ハ農業團體法第七十九條ノ規定ニ依ル總會ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第八十六條 第七條ノ規定ハ農業團體法第七十九條ノ規定ニ依ル總會ニ付之ヲ準用ス

第八十七條 農業團體法第七十九條ノ規定ニ依ル認可ヲ爲シタルトキハ農林大臣ハ中央農業會ノ會長及副會長ヲ命ズ

第八十八條 前條ノ規定ニ依ル會長ノ任命アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ會長ニ引渡スベシ

第三節 全國農業經濟會ノ設立

第八十九條 全購販聯ハ農林大臣ノ指定スル日ニ於ケル財産目錄、貸借對照表及全購販聯ヲ組織スル者ノ名簿ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第九十條 農業團體法第八十四條ノ規定ニ依ル總會ハ全購販聯ノ總代ヲ招集ス

第九十一條 全國農業經濟會ノ設立當時ノ理事タルベキ者ノ推薦及監事ノ選任ハ農業團體法第八十四條ノ規定ニ依ル總會ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十二條 第六條及第七條ノ規定ハ農業團體法第八十四條ノ規定ニ依ル總會ニ付之ヲ準用ス

第九十三條 設立委員農業團體法第八十四條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ作ルコトヲ要ス

一 全購販聯ノ出資ノ數及拂込金額

二 第八十九條ノ農林大臣ノ指定スル日ニ於ケル全購販聯ノ財産ノ概況

三 全購販聯ノ出資ニ全國農業經濟會ノ出資ヲ引當ツル方法

ツル方法

四 全購販聯ノ出資ニ全國農業經濟會ノ出資ヲ引當ツル場合ニ於テ全購販聯ヲ組織スル者ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ額

五 第三號ノ方法ニ依ル引當ニ適セザル出資アル場合ニ於テハ其ノ出資ニ付全購販聯ヲ組織スル者ニ支拂フベキ金額

第九十四條 全購販聯ヲ組織スル者ニシテ農業團體法第八十五條ノ規定ニ依リ全國農業經濟會ノ會員ト爲リタル者ハ全國農業經濟會成立ノ日ヨリ三年ヲ限リ其ノ會員トス

前項ノ規定ニ依ル會員ハ同項ノ期間ノ滿了及解散ニ因リテ脫退スルノ外全國農業經濟會ノ承諾ヲ受ケ脫退スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ全國農業經濟會ノ會員タル町村農業會ノ脫退ノ例ニ依ル

第九十五條 全購販聯ノ出資ニ全國農業經濟會ノ出資ヲ引當テタル場合ニ於テ從前ノ出資ヲ目的トスル債權ハ引當ニ際シ全購販聯ヲ組織スル者ガ受クベキ出資又ハ金錢ノ上ニ存在ス

第九十六條 第八十條、第八十二條、第八十七條及第八十八條ノ規定ハ全國農業經濟會ニ付之ヲ準用ス

第九十七條 地方長官農業團體法第八十七條ノ規定ニ依リ市町村農業會ヲ設立スル爲メ設立委員ヲ命ズル場合ニ於テハ當該市町村農業會ノ地區ヲ指定シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十八條 農業團體法第八十八條前段ノ規定ニ依リ道府縣農業會ヲ設立スル場合ニ於テ解散ヲ命ズル法

入ヨリ除外スル者左ノ通定ム

一 茶業組合規則第二條ノ規定ニ依ル茶業組合ニシテ主トシテ製茶ノ販賣業ヲ營ム者(荒茶ノ製造業ヲ併セ營ム者ヲ除ク)ヲ以テ組織スルモノ

二 茶業組合規則第四條ノ規定ニ依ル茶業組合(荒茶ノ製造業ヲ營ム者ノミヲ以テ組織スルモノヲ除ク)

三 主トシテ馬産上ノ改良發達ヲ圖リ組織者ノ利益ヲ増進スルコトヲ目的トスル畜産組合又ハ畜産組合聯合會

四 搾乳專業者ノミヲ以テ組織スル畜産組合

五 農業ニ關スル事業ヲ行ハザル産業組合聯合會

六 財産ノ狀況ニ依リ事業ノ繼續困難ナル産業組合聯合會

七 製絲、乾繭其ノ他農業ニ關スル事業ヲ行フ産業組合聯合會ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

八 農業團體法第八十八條前段ノ規定ニ依リ道府縣農業會ヲ設立スル場合ニ於テ解散ヲ命ズル法人左ノ通定ム

一 郡農會
二 二以上ノ郡市又ハ市町村ノ區域ヲ地區又ハ區域トスル茶業組合、畜産組合若ハ産業組合聯合會(前項各號ニ該當スルモノヲ除ク)又ハ養蠶業組合
三 農林大臣ノ指定スル市ノ區域ノ全部又ハ一部ヲ地區又ハ區域トスル茶業組合若ハ畜産組合(前項第一號乃至第四號ニ該當スルモノヲ除ク)又ハ養蠶業組合
四 同業組合及同業組合聯合會(重要物産同業組合法ニ依ルモノニ限ル以下同ジ)ニシテ主トシテ農業團體法第十一條第一項第一號ニ掲グル事業ヲ行フモノ

第九十九條 農業團體法第八十八條後段ノ規定ニ依リ市町村農業會ヲ設立スル場合ニ於テ解散ヲ命ズル法人ヨリ除外スル者左ノ通定ム

一 當該市町村農業會ノ地區タルベキ區域ト他ノ區域トニ互ル區域ヲ地區又ハ區域トスル農會又ハ產業組合

二 產業組合法第一條第四項ニ掲グル區域ノ全部又ハ一部ガ其ノ區域ニ屬スル信用組合ニシテ同條第一項第一號ノ事業ノミヲ行フモノ

三 農業ニ關スル事業ヲ行ハザル產業組合
四 財産ノ狀況ニ依リ事業ノ繼續困難ナル產業組合
五 土地利用其ノ他農業ニ關スル事業ヲ行フ產業組合ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

農業團體法第八十八條後段ノ規定ニ依リ市町村農業會ヲ設立スル場合ニ於テ解散ヲ命ズル法人左ノ通定ム

一 當該市町村農業會ノ地區タルベキ區域ノ全部又ハ一部ヲ地區又ハ區域トスル市農會若ハ町村農會又ハ產業組合(前項第二號乃至第五號ニ該當スルモノヲ除ク)

二 當該市町村農業會ノ地區タルベキ區域ニ準ズル區域ヲ地區トスル養蠶實行組合(其ノ地區ガ當該市町村農業會ノ地區タルベキ區域以外ノ區域ニ互ルモノヲ除ク)

三 前條第二項第三號ニ該當スルモノヲ除クノ外當該市町村農業會ノ地區タルベキ區域ノ全部又ハ一部ヲ地區又ハ區域トスル茶業組合若ハ畜産組合(前條第一項第一號乃至第四號ニ該當スルモノヲ除ク)又ハ養蠶業組合

第百條 農業團體法第八十八條ノ受命法人ハ行政官廳ノ指定スル日ニ於ケル財産目録、貸借對照表及當該法人ヲ組織スル者ノ名簿ヲ行政官廳ニ提出スルベシ但シ受命法人ニシテ之ヲ組織スル者ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノニ在リテハ貸借對照表ヲ提出スルコトヲ要セズ

第百一條 農業團體法第八十九條ノ規定ニ依リ道府縣農業會ヲ設立スル場合ノ總會ニハ同法第八十八條前段ニ規定スル法人毎ニ當該法人ヲ組織スル者ノ互選スル者(當該法人ガ茶業組合、畜産組合、養蠶業組合又ハ同業組合ナルトキハ設立委員ニ於テ定ムル選出方法ニ依リ當該法人ヲ組織スル者ノ中ヨリ選出スル者)ヲ招集ス

前項ノ規定ニ依リ互選シ又ハ選出スル者ノ員數及選出ニ關シ必要ナル事項ハ設立委員之ヲ定ム

第六條ノ規定ハ第一項ノ總會ニ付之ヲ準用ス

第百二條 農業團體法第八十九條ノ規定ニ依リ市町村農業會ヲ設立スル場合ノ總會ニハ同法第八十八條後段ニ規定スル法人ヲ組織スル者ヲ招集ス

前項ノ總會ニ於ケル決議ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第百三條 道府縣農業會ノ設立當時ノ支部長タル理事ハ農業團體法第二十九條第三項ノ規定ニ拘ラズ同條第八十九條ノ規定ニ依リ道府縣農業會ヲ設立スル場合ノ總會ニ於テ推薦シタル者ニ就キ會長之ヲ選任ス

農業團體法第二十九條第六項ノ規定ハ前項ノ選任ニ付之ヲ準用ス

第百四條 農業團體法第八十九條ノ規定ニ依リ出資ノ引當ハ當該地方農業會ニ依リ受命法人ノ出資ニシテ

當該受命法人ヲ組織スル他ノ受命法人ノ所有ニ係ルモノニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第百五條 道府縣農業會成立シタルトキハ受命法人ヲ組織スル者ハ左ニ掲グル者ヲ除クノ外農業團體法第九十條ノ規定ニ依リ總テ其ノ會員トス

一 受命法人タル茶業組合、畜産組合、養蠶業組合又ハ同業組合ヲ組織スル者(其ノ者ニ付其ノ者ガ農業團體法第十四條第一項ノ規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スルコトニ因リ會員タルベキ市町村農業會ノ全部ガ成立シ居ル場合ニ限ル)

二 受命法人タル畜産組合ヲ組織スル者ニシテ牛、羊又ハ豚ノ飼養ノ業務ヲ營マザルモノ

前項ノ規定ニ依リ道府縣農業會ノ會員ト爲ル者ニシテ左ニ掲グルモノハ左ニ掲グル期間其ノ會員トス

一 第九十八條第一項第一號又ハ第二號ニ該當スル者ニ在リテハ當該道府縣農業會成立ノ日ヨリ一年

二 受命法人タル茶業組合、畜産組合、養蠶業組合又ハ同業組合ヲ組織スル者ニ在リテハ其ノ者ニ付其ノ者ガ農業團體法第十四條第一項ノ規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スルコトニ因リ會員タルベキ市町村農業會ノ全部ガ成立スル日迄

第百六條 市町村農業會成立シタルトキハ受命法人ヲ組織スル者ニシテ農業團體法第十四條第一項ノ規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スルモノ及同法第八十九條ノ規定ニ依リ出資ノ引當ニ依リ當該市町村農業會ノ出資ヲ有スルモノニ至リタルモノハ同法第九十條ノ規定ニ依リ總テ其ノ會員トス

前項ノ規定ニ依リ市町村農業會ノ會員ト爲リタル農事實行組合又ハ養蠶實行組合ハ當該市町村農業會成

立ノ日ヨリ三月ヲ限リ其ノ會員トス

第七條 農業團體法第九十條ノ規定ニ依リ道府縣農

業會ノ會員ト爲リタル者ニシテ同法第八十九條ノ規

定ニ依ル出資ノ引當ニ依リ當該道府縣農業會ノ出資

ヲ有スルニ至ラザルモノハ同法第三十六條第一項ノ

規定ニ拘ラズ出資ヲ有スルコトヲ要セズ

第八十條 第十條ノ規定ハ第百十一條ニ於テ準用スル

第八十八條ノ規定ニ依ル事務ノ引渡アリタル場合ニ

於テ當該地方農業會ニ付農業團體法第十四條ノ規定

ニ依ル會員タル資格ヲ有スル者(同法第八十九條ノ

規定ニ依ル出資ノ引當ニ依リ當該地方農業會ノ出資

ヲ有スルコトト爲リタル者ヲ除ク)ニ付之ヲ準用ス

第二十五條及第四十四條ノ規定ハ農業團體法第九十

條ノ規定ニ依リ市町村農業會ノ會員ト爲ル者ニシテ

同法第十四條第一項ノ規定ニ依ル會員タル資格ヲ有

スルモノニ付之ヲ準用ス

第九十條 農業團體法第九十條ノ規定ニ依リ道府縣農

業會ノ會員ト爲リタル者ニシテ市町村農業會以外ノ

モノハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

一 第四十條第二號乃至第六號ニ掲グル事由

二 第百五條第二項ノ者ニ在リテハ同項ノ期間ノ滿

了

三 受命法人タル茶業組合、畜産組合、養蠶業組合又

ハ同業組合ヲ組織スル者ニ在リテハ夫々其ノ者ニ

付テノ從前ノ受命法人ヨリノ脱退事由ニ該當スル

事由

第四十一條ノ規定ハ農業團體法第九十條ノ規定ニ依

リ道府縣農業會ノ會員ト爲リタル者ニシテ市町村農

業會以外ノモノニ付之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ道府縣農業會ノ會員ニシテ農

業團體法第十五條第二項ノ規定ニ依ル會員タル資格

ヲ有スルモノノ脱退ノ例ニ依ル

第百十條 農業團體法第九十條ノ規定ニ依リ市町村農

業會ノ會員ト爲リタル者ニシテ同法第十四條第一項

又ハ同法第十五條第一項ノ規定ニ依ル會員タル資格

ヲ有セザルモノハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

一 第四十條第二號乃至第六號ニ掲グル事由

二 農事實行組合又ハ養蠶實行組合ニ在リテハ第百

六條第二項ノ期間ノ滿了

第四十一條ノ規定ハ農業團體法第九十條ノ規定ニ依

リ市町村農業會ノ會員ト爲リタル者ニシテ同法第十

四條第一項又ハ同法第十五條第一項ノ規定ニ依ル會

員タル資格ヲ有セザルモノニ付之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ市町村農業會ノ會員ニシテ農

業團體法第十五條第一項ノ規定ニ依ル會員タル資格

ヲ有スルモノノ脱退ノ例ニ依ル

第百十一條 第五條及第七條ノ規定ハ農業團體法第八

十九條ノ規定ニ依ル總會ニ付、第八十條、第八十二

條、第八十七條、第八十八條、第九十三條及第九十五

條ノ規定ハ地方農業會ニ付之ヲ準用ス但シ農林大臣

トアルハ道府縣農業會ニ在リテハ農林大臣(樺太農

業會ニ在リテハ第八十七條ノ場合ヲ除ク)外樺太廳

長官、市町村農業會ニ在リテハ地方長官トス

第百十二條 農業團體法第八十七條乃至第八十九條及

本令第百條ノ行政官廳ハ道府縣農業會ニ在リテハ農

林大臣(樺太農業會ニ在リテハ樺太廳長官)、市町村

農業會ニ在リテハ地方長官トス

農業團體法第九十八條中特別法人稅法トアルハ樺太

ニ在リテハ樺太法人稅令トス

第五節 農業團體法第九十二條ノ法人ノ分割

第百十三條 農業團體法第九十二條ノ規定ニ依リ分割

ヲ命ズルコトヲ得ル法人左ノ通定ム

產業組合

第百十四條 地方長官分割ヲ命ズル場合ニ於テハ左ノ

事項ヲ指定シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

一 農會ヲ分割スル場合ニ在リテハ分割ニ因リテ設

立スル市農會又ハ町村農會ノ地區

二 畜産組合又ハ畜産組合聯合會ヲ分割スル場合ニ

在リテハ分割ニ因リテ設立スル畜産組合又ハ畜産

組合聯合會ノ目的ニ係ル家畜ノ種類

三 產業組合ヲ分割スル場合ニ在リテハ分割ニ依リ

テ設立スル產業組合ノ區域

第百十五條 分割ヲ命ゼラレタル法人ハ遲滞ナク總代

會(總代會ナキ場合ニ在リテハ總會)ヲ開キ分割ニ因

リテ設立スル法人ノ會則又ハ定款、承繼スベキ權利

義務ノ限度其ノ他分割ニ必要ナル事項ヲ定メ地方長

官ノ認可ヲ受クベシ

第十五條ノ規定ハ前項ノ總代會又ハ總會ノ決議ニ、

第三十三條及第三十四條ノ規定ハ畜産組合、畜産組

合聯合會及產業組合ノ分割ニ付之ヲ準用ス但シ第三

十三條中二週間トアルハ一週間トシ一月トアルハ二

週間トス

第百十六條 前條第一項ノ規定ニ依ル認可アリタル時

分割ヲ命ゼラレタル法人ハ解散スルモノトシ分割ニ

因リテ設立スル法人ハ成立スルモノトス

第百十七條 分割ニ因リテ設立シタル法人ハ第百十五

條第一項ノ規定ニ依リ定マリタル限度ニ於テ從前ノ

法人ノ權利義務ヲ承繼ス

第一百八條 産業組合ニ付分割アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ分割ニ因リテ消滅スル産業組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ分割ニ因リテ設立シタル産業組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

産業組合法中合併ニ關スル登記ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第六節 雜則

第一百九條 農業團體法第八十一條ノ規定ニ依リ中央農業會ノ會員ト爲リタル畜産組合聯合會ガ同法第九十二條ノ規定ニ依リ分割シタル場合ニ於テ分割ニ因リテ設立シタル畜産組合聯合會ニシテ牛、羊又ハ豚ニ關スル畜産上ノ改良發達ヲ圖リ組織者ノ利益ヲ増進スルコトヲ目的トスルモノハ從前ノ畜産組合聯合會ニ代リ中央農業會ノ會員トス

第一百二十條 第八十五條第二項ノ規定ハ道府縣農業會成立セザル道府縣アル場合ニ於テ全購販聯又ハ全國農業經濟會ヲ除クノ外當該道府縣内ニ住所ヲ有スル中央農業會ノ會員二以上アル場合ニ於ケル中央農業會ノ總會ニ付之ヲ準用ス

第一百二十一條 農業團體法第八十一條ノ規定ニ依リ中央農業會ノ會員ト爲リタル茶業組合ノ組合員ニ付テハ當該茶業組合ガ中央農業會ノ會員タル間中央農業會ヲ茶業組合中央會議所ト看做シ茶業組合規則第十一條ノ規定ヲ適用ス

第一百二十二條 全購販聯解散ノ際之ヲ組織スル者ハ全購販聯解散前ニ生ジタル其ノ債務ニ付産業組合第八十一條ニ於テ準用スル同法第二條第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ免ルルコトナシ

前項ノ責任ハ全購販聯解散ノ日ヨリ二年以内ニ請求又ハ請求ノ豫告ヲ爲サザル債權者ニ對シテハ其ノ解散ノ日ヨリ二年ヲ經過シタルトキ消滅ス

第一百二十三條 第八十五條第二項ノ規定ハ市町村農業會成立セザル市町村(市町村農業會ノ地區ニ屬セザル市町村ノ一部ヲ含ム本條中以下同ジ)アル場合ニ於テ當該市町村ノ區域ト他ノ區域トニ互ル區域ヲ地區又ハ區域トスル法人ヲ除クノ外當該市町村ノ區域内ニ住所ヲ有スル道府縣農業會ノ會員二以上アル場合ニ於ケル道府縣農業會ノ總會ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於ケル總會ニ關スル通知其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ會則ヲ以テ之ヲ定ム

第一百二十四條 第三百三條ノ規定ハ農業團體法第二十九條第三項ノ規定ニ依ル會議ノ成立セザル場合ニ付之ヲ準用ス

第一百二十五條 農業團體法第八十八條ノ受命法人ガ保證責任又ハ無限責任ノ組織ヲ有スル産業組合聯合會又ハ産業組合ナルトキハ當該受命法人解散ノ際之ヲ組織スル者ハ當該受命法人解散前ニ生ジタル其ノ債務ニ付産業組合法第二條第二項ノ規定(同法第八十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル責任ヲ免ルルコトナシ

第一百二十六條 農業團體法第八十七條乃至第九十三條ノ規定ニ依リ市町村農業會成立シタル場合ニ於テ當該市町村農業會ニ權利義務ヲ承繼セラレタル市農會又ハ町村農會ノ所屬シタル道府縣農會又ハ郡農會ト當該市町村農業會トノ間ノ所屬其ノ他ノ關係ニ付テハ當該市町村農業會ハ當該市農會又ハ町村農會ト看做シ農會法ノ規定ヲ適用ス

第一百二十七條 當分ノ内地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ第二條各號ニ掲グル者ノ外農業團體法第十四條第一項但書ノ規定ニ依リ除外スル者ヲ定ムルコトヲ得

第六十一條第一項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル者ニシテ市町村農業會ノ會員以外ノモノニ付之ヲ準用ス

第一百二十八條 本令ニ規定スルモノノ外農業團體法第七十七條乃至第九十三條ノ規定ニ依ル農業團體ノ設立及受命法人ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七節 他ノ勅令ノ廢止又ハ改正

第一百二十九條 左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

一 明治四十二年勅令第二百十三號

二 大正十一年勅令第三百五十八號

三 昭和十五年勅令第五百二十九號

第一百三十條 日本醫療團令中左ノ通改正ス

第一條第二號及第三十一條中「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會、道府縣農業會」ヲ加フ

第一百三十一條 法人稅法施行規則中左ノ通改正ス

第五條第一項第一號中「農會」ヲ削ル

第一百三十二條 米麥檢査令中左ノ通改正ス

第二條第一項中「販賣組合」ノ上ニ「市町村農業會」ヲ加フ

第一百三十三條 登錄稅法施行規則中左ノ通改正ス

第五條中「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改メ「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會」ヲ加フ

ハ當該市町村農業會ハ當該市農會又ハ町村農會ト看做シ農會法ノ規定ヲ適用ス

第一百二十七條 當分ノ内地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ第二條各號ニ掲グル者ノ外農業團體法第十四條第一項但書ノ規定ニ依リ除外スル者ヲ定ムルコトヲ得

第六十一條第一項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル者ニシテ市町村農業會ノ會員以外ノモノニ付之ヲ準用ス

第一百二十八條 本令ニ規定スルモノノ外農業團體法第七十七條乃至第九十三條ノ規定ニ依ル農業團體ノ設立及受命法人ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七節 他ノ勅令ノ廢止又ハ改正

第一百二十九條 左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

一 明治四十二年勅令第二百十三號

二 大正十一年勅令第三百五十八號

三 昭和十五年勅令第五百二十九號

第一百三十條 日本醫療團令中左ノ通改正ス

第一條第二號及第三十一條中「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會、道府縣農業會」ヲ加フ

第一百三十一條 法人稅法施行規則中左ノ通改正ス

第五條第一項第一號中「農會」ヲ削ル

第一百三十二條 米麥檢査令中左ノ通改正ス

第二條第一項中「販賣組合」ノ上ニ「市町村農業會」ヲ加フ

第一百三十三條 登錄稅法施行規則中左ノ通改正ス

第五條中「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改メ「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會」ヲ加フ

第五條ノ六中「産業組合中央金庫」ヲ「市町村農業會、農林中央金庫」ニ改ム

第三十四條 特別法人税法施行規則中左ノ通改正ス

第四條、第五條第一項及第六條中「産業組合」ノ上ニ

「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業經濟會、」

ヲ加フ

第三十五條 臨時農地等管理令中左ノ通改正ス

第十一條第二項中「道府縣農會」ヲ「道府縣農業會」ニ

改ム

第三十六條 臨時資金調整法施行令中左ノ通改正ス

第十一條第一項中「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央

金庫、道府縣農業會」ニ改ム

第三十七條 關東州臨時資金調整令中左ノ通改正ス

第二條中「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改

ム「戰時金融金庫」ノ下ニ、「道府縣農業會」ヲ加フ

第三十八條 樺太特別法人稅令中左ノ通改正ス

第二條中第一號ヲ第一號ノ二トシ第一號トシテ左ノ

如ク加フ

一 市町村農業會及樺太農業會

第三十九條 樺太所得稅令中左ノ通改正ス

第二十一條第四號中「産業組合貯金」ノ上ニ「市町村

農業會貯金」ヲ加フ

第四十條 家屋稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二條第一號中「農會」ヲ削ル

第四十一條 南洋群島臨時資金調整令中左ノ通改正

ス

第二條中「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改

ム「戰時金融金庫」ノ下ニ、「道府縣農業會」ヲ加フ

第四十二條 酪農業調整法施行令中左ノ通改正ス

第一條中「畜産組合」ノ上ニ「市町村農業會、道府縣農

業會」ヲ加フ

第四十三條 農業動産信用法施行令中左ノ通改正ス

第二條中第一號ヲ第一號ノ二トシ第一號トシテ左ノ

如ク加フ

一 道府縣農業會

二 市町村農業會

ニ改ム

第四十四條 農業生産統制令中左ノ通改正ス

第二條中「農會」ヲ「市町村農業會」ニ、「當該農會」ヲ

「當該市町村農業會」ニ改ム

第三條中「市農會」又ハ「町村農會」(以下市町村農會ト稱

ス)及「市町村農會」ヲ「市町村農業會」ニ改ム

第四條乃至第七條中「市町村農會」ヲ「市町村農業會」

ニ改ム

第八條及第十條中「市町村農會」ヲ「市町村農業會」

ニ、「農會」ヲ「市町村農業會」ニ改ム

第四十五條 農地調整法施行令中左ノ通改正ス

第一條中「産業組合」ノ上ニ「市町村農業會」ヲ加フ

第三條中「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改

ム

第四十六條 産業組合自治監査法施行令中左ノ通改

正ス

「産業組合自治監査法施行令」ヲ「農業團體自治監査

法施行令」ニ改ム

「産業組合自治監査法」ヲ「農業團體自治監査法」ニ改

ム「産業組合監査聯合會」ヲ「農業團體監査聯合會」ニ、

「産業組合及産業組合聯合會」ヲ「農業團體」ニ、「産業

組合關係者」ヲ「農業團體關係者」ニ、「産業組合監査

聯合會登記簿」ヲ「農業團體監査聯合會登記簿」ニ改

ム

第三十二條中「及大藏大臣」ヲ削ル

第三十三條中「及大藏大臣」ヲ削リ同條但書ヲ左ノ如

ク改ム

但シ信用事業ニ付テノ監査ニ關スル事項ニ付テハ

農林大臣及大藏大臣トス

第三十四條第一項中「産業組合」又ハ「産業組合聯合會」

ヲ「市町村農業會」又ハ「道府縣農業會」ニ改メ同項但書

及同條第二項ヲ削ル

第四十七條 産業債券令中左ノ通改正ス

「産業債券令」ヲ「農林債券令」ニ改ム

「産業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ、「産業債

券」ヲ「農林債券」ニ、「産業債券申込證」ヲ「農林債券

申込證」ニ、「産業債券原簿」ヲ「農林債券原簿」ニ、

「産業債券權利者」ヲ「農林債券權利者」ニ、「産業債券

應募者」ヲ「農林債券應募者」ニ改ム

第四十八條 蠶絲業組合法施行令中左ノ通改正ス

第二條第一項及第二項ヲ削リ同條第三項中「道府縣

ノ區域」ヲ「地區」トスル「蠶絲業組合」又ハ「蠶絲業組合以外

ノ」ヲ削ル

第三條 前條ノ規定ニ依リ農林大臣又ハ商工大臣ニ

訴願セントストルキハ其ノ決定ヲ爲シタル蠶絲業

組合ヲ經由スベシ

第六條第一項ヲ削リ同條第二項中「蠶絲業組合以外

ノ」ヲ削ル

第二十三條中「第六條第二項」ヲ「第六條」ニ改ム

第四百四十九條 蠶絲業統制法施行令中左ノ通改正ス
第一條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 中央農業會、道府縣農業會、市町村農業會及養蠶實行組合

第五百五十條 金融統制團體令中左ノ通改正ス

第六十六條第一項及第六十七條第一項中「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫、道府縣農業會、市町村農業會」ニ改ム

第五百五十一條 金融事業整備令中左ノ通改正ス

第十六條第二項ヲ左ノ如ク改ム

本令中主務大臣トアルハ農林中央金庫ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ道府縣農業會、市町村農業會、信用組合聯合會及信用組合ニ付テハ農林大臣トス

第五百五十二條 銀行等資金運用令中左ノ通改正ス

第一條中「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改ム
「商工組合中央金庫」ノ下ニ「道府縣農業會」ヲ加フ

第十一條第一項中「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫、道府縣農業會」ニ改ム

第五百五十三條 食糧管理法施行令中左ノ通改正ス

第五條第一項中「產業組合、農會」ヲ「市町村農業會、產業組合」ニ改ム

第七條中「販賣組合」ノ上ニ「市町村農業會」ヲ加フ

第九條中「販賣組合」ノ上ニ「市町村農業會」ヲ加ヘ

「販賣組合聯合會」ヲ「道府縣農業會、販賣組合聯合會、全國農業經濟會」ニ改ム

第五百五十四條 所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第一條第一項第一號中「農會」ヲ削ル

第七條及第二十一條中「自動車運送事業組合聯合會」ノ下ニ「農林中央金庫」ヲ加フ

第二十二條中「產業組合」ノ上ニ「市町村農業會」ヲ加フ

第五百五十五條 自作地登記令中左ノ通改正ス

第一條中「產業組合」ノ上ニ「市町村農業會」ヲ加フ

第五百五十六條 種馬統制法權太施行令中左ノ通改正ス

第三條中「產業組合」ノ上ニ「市町村農業會、權太農業會」ヲ加フ

第五百五十七條 大正六年勅令第二百號中左ノ通改正ス

第一項中「及第五條」ヲ削リ第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

二 削除

同項第三號中「信用組合、信用組合聯合會及產業組合中央會」ヲ「信用組合及信用組合聯合會」ニ改ム

同項第五號ヲ削ル

第五百五十八條 昭和八年勅令第三百二十九號中左ノ通改正ス

「市街地信用組合」ノ次ニ「市町村農業會」ヲ加ヘ「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改ム

第五百五十九條 昭和十二年勅令第五百九十四號中左ノ通改正ス

第二條中「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改ム
「戰時金融金庫」ノ下ニ「道府縣農業會」ヲ加フ

第六十條 昭和十二年勅令第五百九十五號中左ノ通改正ス

第二條中「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改ム
「戰時金融金庫」ノ下ニ「道府縣農業會」ヲ加フ

第六十一條 昭和十二年勅令第六百三號中左ノ通改正ス

第二條中「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央金庫」ニ改ム
「銀行及」ヲ「銀行、權太農業會及」ニ改ム
「戰時金融金庫」ノ下ニ「道府縣農業會」ヲ加フ

第六十二條 本令施行ノ際現ニ存スル農會（農會法ノ規定ニ依ル合併、分割又ハ農業團體法第九十二條ノ規定ニ依ル分割ニ依リ設立スルモノヲ含ム）、產業組合中央會、養蠶業組合、道府縣養蠶業組合聯合會又ハ全國養蠶業組合聯合會ニ付テハ農業團體法第九十二條乃至第九十四條乃至第九十六條、第九十八條、第九十九條、第一百一條乃至第一百五條、第一百七條乃至第一百二十五條及第二百二十七條乃至第二百二十九條並ニ本令第六百二十九條乃至前條ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第六十三條 他ノ命令ニ於テ農會法ニ依ルコトノ定アル場合ニ於テハ同法ノ廢止ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

（參照）
明治四十二年八月二十日勅令第二百三十三號ハ產業組合中央會ノ設立及事業ニ關スル件、大正六年七月二十日勅令第二百號ハ產業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件、同十一年八月一日勅令第三百五十八號ハ農會法第三十條ノ規定ニ依ル異議ノ申立、訴願及行政訴訟ニ關スル件、昭和八年八月二十日勅令第三百二十九號ハ小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件、同十二年十月十五日勅令第五百九十四號ハ臨時資金調整法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件、同勅令第五百九十五號ハ臨時資金調整法

ヲ臺灣ニ施行スルノ件、同十月二十三日公布勅令第六百三號ハ臨時資金調整法ヲ樺太ニ施行スルノ件及同十五年八月十四日勅令第五百二十九號ハ農會法第十六條ノ二ノ農業ニ關スル團體ノ範圍ニ關スル件ナリ

農業團體登記令

(昭和十八年九月十一日勅令第七百十四號)

第一條 地方農業會ノ設立ノ登記ハ設立ノ認可アリタル日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 地區

四 事務所

五 出資ノ總口數

六 出資一口ノ金額及其ノ拂込方法

七 會長、副會長、理事及監事氏名及住所

八 公告ノ方法

地方農業會ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後二週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第二條 地方農業會ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三條 地方農業會ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ同項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ主タル事務所又ハ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第四條 第一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一條第二項第五號ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ハ前項ノ規定ニ拘ラズ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ四週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ五週間以内ニ之ヲ爲スコトヲ得

第五條 地方農業會ガ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六條 市町村農業會ガ合併ヲ爲シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所

在地ニ於テハ三週間以内ニ合併後存續スル市町村農業會ニ付テハ變更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル市町村農業會ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル市町村農業會ニ付テハ第一條第二項ニ掲グル事項ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第七條 地方農業會ハ清算人就職ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ清算人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第四條第一項ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ准用ス

第八條 地方農業會ノ清算ガ終了シタルトキハ清算終了ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ清算終了ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 地方農業會ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ地方農業會登記簿ヲ備フ

第十條 地方農業會ノ設立ノ登記ハ會長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ會則、出資ノ總口數ヲ證スル書面及役員ノ任命又ハ選任ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十一條 第一條第三項ノ規定ニ依リ登記ハ會長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十二條 地方農業會ノ事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ハ會長又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項

ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十三條 地方農業會ノ解散ノ登記ハ第三項ニ規定スル場合ヲ除クノ外會長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

行政官廳ガ地方農業會ノ解散ヲ命ジタル場合ニ於ケル解散ノ登記ハ當該行政官廳ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第十四條 第七條ノ規定ニ依ル登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第七條第一項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ會長ガ清算人タラザル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第七條第二項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十五條 地方農業會ノ清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ清算人ガ農業團體法施行令第五十八條ノ規定ニ依リ決算報告書ノ承認ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十六條 登記スベキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十七條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第十八條 非訟事件手續法第四百一條乃至第五百五十一條ノ六及第五百五十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ地方農業會ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十九條 第一條乃至第五條及第七條乃至前條ノ規定

ハ全國農業經濟會ニ之ヲ準用ス但シ第一條第一項第七號及第十條乃至第十四條中會長、副會長又ハ會長トアルハ理事長トス

第二十條 第一條乃至第五條及第七條乃至第十八條ノ規定ハ中央農業會ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本令ニ規定スル登記ヲ爲スベキ期間ハ權太ニ在リテハ之ヲ二倍トス

第二十二條 本令ハ昭和十八年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 農業團體法第八十條(同法第八十六條及第九十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ設立ノ登記ノ申請書ニハ同法第七十八條第一項、第八十三條又ハ第八十八條ノ規定ニ依ル解散命令書ノ謄本及當該受命法人ノ事務所ノ所在地ニ於テ農業團體ノ登記ヲ爲ス場合ヲ除クノ外受命法人ノ登記簿ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス

第二十四條 受命法人ノ主たる事務所ノ所在地ノ登記所ニ於テ前條ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ受命法人ノ解散ノ登記ヲ爲シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

前項ノ場合ヲ除クノ外前條ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ受命法人ノ主たる事務所ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第一項ノ規定ハ前項ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 前條第一項又ハ第三項ノ手續ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ當該受命法人ノ從タル事務所ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

前條第一項ノ規定ハ前項ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

朝鮮食糧管理令の公布

朝鮮食糧管理令は昭和十八年八月三十日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮食糧管理令

(昭和十八年八月九日)
勅令第四十四號

第一條 本令ハ國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル爲食糧ヲ管理シ其ノ需給及價格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的トス

第二條 本令ニ於テ米麥等トハ米穀、大麥、稷麥、小麥及粟ヲ謂ヒ主要食糧トハ米麥等及朝鮮總督ノ定ムル其ノ他ノ食糧ヲ謂フ

第三條 米麥等ノ生産者及小作料(朝鮮總督ノ定ムル其ノ他ノ給付ヲ含ム以下同ジ)トシテ米麥等ヲ受クル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥等ニシテ朝鮮總督ノ定ムルモノニ付朝鮮食糧營團ニ對シ之ヲ政府ニ賣渡スベキ旨ノ委託ヲ爲スベシ

第四條 前條ニ掲グル者ハ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥等ニシテ同條ノ規定ニ依リ賣渡ノ委託ヲ爲スベキモノ以外ノモノニ付テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ朝鮮食糧營團ニ對シ之ヲ政府ニ賣渡スベキ旨ノ委託ヲ爲スノ外之ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 朝鮮食糧營團前二條ノ規定ニ依リ米麥等ノ政府ニ對スル賣渡ノ委託ヲ受ケタルトキハ朝鮮總督ノ

定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ賣渡スベシ

第六條 前三條ノ規定ニ依リ政府ガ米麥等ヲ買入ルル場合ノ價格ハ生産費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ朝鮮總督之ヲ定ム

第七條 朝鮮總督ハ第三條ニ掲グル者ニ對シ同條ノ規定ニ依リ賣渡ノ委託ヲ爲スベキ米麥等ノ保管ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ其ノ買入レタル米麥等ヲ朝鮮食糧營團又ハ朝鮮總督ノ指定スル者ニ賣渡スモノトス
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ賣渡ノ價格ハ家計費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ朝鮮總督之ヲ定ム

第九條 政府ハ食糧管理上必要アリト認ムルトキハ米麥等以外ノ主要食糧ノ買入又ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得

第三條 第五條 第七條及前條第一項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ政府ガ買入又ハ賣渡ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ朝鮮總督之ヲ定ム

第十條 政府ハ食糧管理上必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ輸入若ハ移入ヲ目的トスル買入又ハ輸出若ハ移出ヲ目的トスル賣渡ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十一條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ貸付若ハ交付又ハ貯藏、交換、加工若ハ製造ヲ爲スコトヲ得

第十二條 第三條ニ掲グル者ハ同條又ハ第四條ノ規定ニ依リ賣渡ノ委託ヲ爲スベキ米麥等ニ付朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ検査ヲ受クベシ

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ニ付検査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十三條 朝鮮總督ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ販賣ヲ業トスル者又ハ其ノ團體ニ對シ主要食糧ノ配給ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條 精米又ハ精麥ノ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受クベシ

第十五條 朝鮮總督ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ價格、加工賃又ハ製造ノ料金ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條 主要食糧ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入又ハ移入シタル主要食糧ヲ政府ニ賣渡スベシ

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十七條 朝鮮總督ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ加工、製造、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費及移動ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第十八條 主要食糧ノ生産費、生産高、現在高及移動ノ調査、家計費ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ヲ行フ爲必要ナル調査ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮總督ハ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ調査ヲ行フ爲必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏若ハ吏員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十九條 朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督ノ定ムル食糧配給計畫(各道内ニ於ケル地方的食糧配給ニ關シ道知事ノ定ムル配給計畫ヲ含ム)ニ基キ主要食糧ヲ配給スルト共ニ朝鮮總督ノ指定スル食糧ヲ貯藏スル爲必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス

朝鮮食糧營團ハ法人トス

第二十條 朝鮮食糧營團ハ主タル事務所ヲ京城府ニ置ク

朝鮮食糧營團ハ各道毎ニ從タル事務所トシテ支部ヲ設置ス

前項ニ定ムルモノノ外朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第二十一條 朝鮮食糧營團ノ資本ハ三千萬圓トシ之ヲ六十萬圓ニ分チ一口ノ出資金額ヲ五十圓トス但シ資本ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

政府ハ千萬圓ヲ限リ朝鮮食糧營團ニ出資ス

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 朝鮮食糧營團ハ定款ヲ以テ出資者ノ資格ヲ制限スルコトヲ得

第二十三條 朝鮮食糧營團ニ非ザル者ハ朝鮮食糧營團又ハ類似ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二十四條 朝鮮食糧營團ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發行ス

出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十五條 朝鮮食糧營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ朝鮮食糧營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺
ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十六條 出資者ハ朝鮮食糧營團ノ承認ヲ經テ其ノ
持分ヲ讓渡スコトヲ得

第二十七條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ朝鮮食糧營
團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シ
タルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ朝鮮食
糧營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ
處分スルコトヲ得

朝鮮食糧營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ
滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シ
タル金額ヲ從前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス
持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザ
ル場合ニ於テハ朝鮮食糧營團ハ從前ノ出資者ニ對シ
不足額ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ハ朝鮮食糧營團ガ損害賠償及定款ヲ以
テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ朝
鮮食糧營團ハ其ノ出資者ニ對シ二週間以内ニ出資證
券ヲ朝鮮食糧營團ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ
要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ出資證券ハ其ノ效力ヲ
失フ

前項ノ場合ニ於テハ朝鮮食糧營團ハ遲滞ナク失效シ
タル出資證券ノ番號並其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公
告スルコトヲ要ス

第二十八條 朝鮮食糧營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規
定スベシ

一 目的
二 名稱

彙報

三 事務所ノ所在地

四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項

五 役員及會議ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 朝鮮食糧債券ノ發行ニ關スル事項

八 會計ニ關スル事項

九 公告ノ方法

定款ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得
第二十九條 朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依
リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザ
レバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三十條 朝鮮食糧營團ノ解散及清算ニ關シ必要ナル
事項ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民
法第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十五條
及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項
ノ規定ハ朝鮮食糧營團ニ之ヲ準用ス

第三十二條 朝鮮食糧營團ニ理事長副理事長各一人、
理事十五人以上及監事二人以上ヲ置ク

第三十三條 理事長ハ朝鮮食糧營團ヲ代表シ其ノ業務
ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ
理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ
依リ朝鮮食糧營團ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ朝鮮食糧營團ノ業務ヲ監査ス

第三十四條 理事長、副理事長、理事及監事ハ朝鮮總
督之ヲ命ズ

理事長及副理事長ノ任期ハ五年、理事ノ任期ハ四
年、監事ノ任期ハ二年トス

第三十五條 理事長、副理事長及業務ヲ分掌スル理事
ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ認
可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十六條 朝鮮食糧營團ニ評議員若干人ヲ置キ朝鮮
總督之ヲ命ズ

評議員ハ事業經營ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮
問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコト
ヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス
第三十七條 朝鮮食糧營團ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

一 政府ニ對スル主要食糧ノ賣渡ノ受託
二 主要食糧ノ買入及賣渡

三 朝鮮總督ノ指定スル食糧ノ貯藏
四 朝鮮總督ノ指定スル主要食糧ノ加工及製造

五 前各號ノ事業ニ附帶スル事業
六 前各號ノ外朝鮮食糧營團ノ目的達成上必要ナル
事業

朝鮮食糧營團前項第五號又ハ第六號ノ事業ヲ行ハ
ントスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ
其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スルコトヲ
得ズ

第三十八條 朝鮮總督ハ朝鮮食糧營團ニ對シ主要食糧
ノ配給上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ジ其ノ他
ノ業務ニ關シ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 朝鮮食糧營團ハ販賣ノ目的ヲ以テ買入ル
ル者ニ主要食糧ヲ賣渡ストキハ朝鮮總督ノ定ムル所

五三

ニ依リ其ノ認可ヲ受ケ當該主要食糧ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

朝鮮總督ハ主要食糧ノ配給上特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ者ニ對シ同項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十條 朝鮮食糧營團ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ朝鮮食糧債券ヲ發行スルコトヲ得

第四十一條 朝鮮食糧債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名式利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

第四十二條 朝鮮食糧營團ハ朝鮮食糧債券借換ノ爲一時第四十條ノ制限ニ依ラズ朝鮮食糧債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ朝鮮食糧債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊朝鮮食糧債券ヲ償還スベシ

第四十三條 朝鮮食糧營團ニ於テ朝鮮食糧債券ヲ發行セントスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

第四十四條 朝鮮食糧債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第四十五條 朝鮮食糧債券ノ所有者ハ朝鮮食糧營團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先テ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル民法ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第四十六條 朝鮮所得稅令及朝鮮資本利子稅令中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ朝鮮食糧債券ニ之ヲ準用ス

第四十七條 第四十條乃至前條ニ規定スルモノヲ除ク

ノ外朝鮮食糧債券ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十八條 朝鮮食糧營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄下ス

第四十九條 朝鮮食糧營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

第五十條 剩餘金ノ處分ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五十一條 朝鮮食糧營團ハ其ノ資本金額ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎事業年度ニ於テ準備金トシテ剩餘金ノ百分ノ八以上ヲ積立ツベシ

前項ノ準備金ハ朝鮮總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第五十二條 朝鮮食糧營團ハ拂込ミタル出資金額ニ對シ朝鮮總督ノ定ムル割合ヲ超エテ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第五十三條 朝鮮食糧營團ハ朝鮮總督之ヲ監督シ其ノ支部ノ業務ニ關シテハ道知事モ亦之ヲ監督ス

第五十四條 朝鮮總督ハ朝鮮食糧營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、檢査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得道知事ハ朝鮮食糧營團ノ支部ノ業務ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五十五條 朝鮮總督ハ朝鮮食糧營團監理官ヲ置キ朝鮮食糧營團ノ業務ヲ監視セシム

朝鮮食糧營團監理官ハ何時ニテモ朝鮮食糧營團ノ業務及財産ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

朝鮮食糧營團監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ朝鮮食糧營團ニ命ジ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

朝鮮食糧營團監理官ハ朝鮮食糧營團ノ諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十六條 理事長、副理事長、理事又ハ監事ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ朝鮮總督ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第五十七條 朝鮮總督ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規定スル職權ノ一部ヲ道知事ニ委任スルコトヲ得

第五十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條(第九條第二項ニ於テ准用スル場合ヲ含ム)、第四條又ハ第十六條第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第七條(第九條第二項ニ於テ准用スル場合ヲ含ム)、第十三條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第五十九條 前條ノ罰ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第六十條 第十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十四條ノ規定ニ違反シタル者
二 第三十九條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

ル者

第六十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 不正ノ手段ニ依リ第十二條ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者
- 二 第十二條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケザル者
- 三 第十八條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第六十三條 第十八條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人

使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ第五十八條又ハ第六十條乃至第六十二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第六十五條 朝鮮食糧營團ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ使用人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第六十六條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罰ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減

輕又ハ免除スルコトヲ得

第六十七條 朝鮮食糧營團本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ

理事長又ハ理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副理事長若ハ理事ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副理事長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第六十八條 朝鮮食糧營團ノ理事長、副理事長又ハ業務ヲ分掌スル理事第三十五條ノ規定ニ違反シ他ノ職業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第六十九條 第二十三條ノ規定ニ違反シ朝鮮食糧營團又ハ類似ノ名稱ヲ用ヒタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第七十條 本令施行ノ期日ハ各規定ニ付朝鮮總督之ヲ定ム

第七十一條 左ニ掲グル制令ハ之ヲ廢止ス

- 一 朝鮮穀物検査令
 - 二 朝鮮米穀市場株式會社令
 - 三 朝鮮米穀配給調整令
- 前項ニ掲グル制令廢止前當該制令ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第一項ニ掲グル制令ノ廢止ニ關シ必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第七十二條 朝鮮總督ハ設立委員ヲ命ジ朝鮮食糧營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第七十三條 設立委員ハ定款ヲ作成シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

朝鮮總督ハ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ第三十七條

第一項ニ掲グル事業ト同種ノ事業ヲ行フ株式會社ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノ及朝鮮米穀市場株式會社ニ對シ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル株式會社ハ朝鮮食糧營團成立ノ時解散スルモノトシ其ノ權利義務ハ朝鮮食糧營團之ヲ承繼ス此ノ場合ニ於テハ他ノ法令中解散及清算ニ關スル規定ハ之ヲ其ノ株式會社ニ適用セズ

第七十四條 前條第一項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ同條第二項ノ命令ニ係ル株式會社ノ株式ニシテ朝鮮米穀市場株式會社以外ノ者ノ所有ニ係ルモノニ朝鮮食糧營團ノ出資ヲ引當ツベシ

設立委員ハ政府ノ引受ケタル出資及前項ノ規定ニ依リ引當テタル出資ヲ控除シタル殘餘ノ出資ニ付投資者ヲ募集スベシ

第七十五條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ朝鮮總督ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ召集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ朝鮮食糧營團理事長ニ引渡スベシ理事長前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ理事長、副理事長、理事及監事ノ全員ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

朝鮮食糧營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス
第七十六條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外朝鮮食糧

營團ノ設立及第七十三條第二項ノ命令ニ係ル株式會社ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
第七十七條 朝鮮登録稅令中左ノ通改正ス
第三條ノ三第一項中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧債券」ヲ加フ
第四條ノ六ヲ削リ第四條ノ七ヲ第四條ノ六トシ第四條ノ八ヲ第四條ノ七トス
第七條第七號中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發營團令」ノ下ニ「朝鮮食糧管理令」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「朝鮮食糧債券」ヲ加ヘ「朝鮮農地開發營團令」ハ朝鮮金融組合聯合會令ヲ「朝鮮農地開發營團令」朝鮮食糧管理令又ハ朝鮮金融組合聯合會令ニ改ム
第七十八條 印紙稅令中左ノ通改正ス
第一條第二項但書中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「食糧營團債券」アルハ朝鮮食糧債券ヲ加フ
第七十九條 第二十三條ノ規定施行ノ際現ニ朝鮮食糧營團又ハ類似ノ名稱ヲ使用スル者ハ同條ノ規定施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス
第六十九條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ノ者ニ適用セズ

熱帯醫學研究所官制中改正の件公布

熱帯醫學研究所官制中改正の件は、昭和十八年八月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

熱帯醫學研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年八月十日
勅令第六百六十六號)

熱帯醫學研究所官制中左ノ通改正ス

第三條中「技師 專任一人 奏任」ノ次ニ「助手 專任八人 判任」ヲ加ヘ「技手 專任三十三人」ヲ「技手 專任三十二人」ニ改ム
第六條ノ二 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ第二條第一號及第二號ニ掲グル事務ニ従事ス
第九條第二項中「十一人」ヲ「十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本家族制度の昂揚保全方策に關する大政翼贊會の上申

我が國家族制度の中心として日本精神の淵源をなす「家」の組織と思想とを主題として、之が昂揚保全の諸方策を検討せる大政翼贊會は、その結果を取纏め昭和十八年九月三日關係當局に上申したが、之を再録すれば右の如くである。

家の機能と其の重要性

「家は民族の維持増強、國家の存立發展の上に重大なる機能を營む。即ち「家」は國民の日常生活に於て内心よりの慰安を與へ、國民の明日の活動力を培養す。「家は貴賤貧富を問はず國民の慰安の源泉たり。國民生活安定の根據たり。國民活力の補給所たるものにして精神的安定を與へる機能を有す。

「家は國民に物的生活の保障を成すと共に没我奉仕の觀念を啓培せしむる機能を有し、「家は協同生活の最も理想的なるものにして奉仕の念を直ちに實踐的に涵養せしむる所なり。

「家は文字通り苦樂を一にする協同生活なるが故に連帶性極めて強く、積極的には國民道德の向上、消極

的には犯罪の防止に資する所大なるものあり。一家の者は相俱に碎勵して「家」の榮譽となり、家族の喜びを増すが如き行爲を只管心掛け、又互に戒愼して苟も一家の者に悲痛を加ふるが如き不徳を犯さぬやう孜孜汲々としてつとむ。寔に「家は光輝ある國民道德の基源たり。

「家は第二の國民の養成所なり。日本人の眞の國民的性格は、傳統の「家」に於て養はる。日本精神の具體としての「家は、無二の健兵健民の母胎にして他に比肩するものなき皇國民鍊成の道場たり。又「家は老病者の安息所なり。物的施設に於て、或は家以上の保護機關を設置することは困難には非ざるも、精神的には「家を措いて他に之より優れて安息休養を與へ得るもの無し。「家は祖孫一體の團體なり。斯の自覺に於て我國體の尊嚴は最も生命的に明らかにせられ、忠孝一本の我が最高道德觀念は、實踐を通じて最も具體的に養成せらる。祖孫一體なる「家の觀念に徹すること、正に國體明徴の第一義なり。

「家」の傳統と之の護持發揚

「家は右の如き重要な機能を營む。而も斯くの如き重大機能を「家に代りて營み得る機關は到底求め難し。故に萬一にも「家の生活を破壊するが如き傾向の助長せらるゝことあらむか、國民生活の安定、健全なる道德の維持、祖孫一體の觀念の啓培、次代國民の養成、長老に對する敬愛の念は著しく阻止さるゝに至るべし。

我國に於て「家を營む機能が、民族の維持、増強、國家の存立發展よりして重要な以上之の機能を十分に發揚せしむるやう適切なる保護を加ふことは、極

めて緊要なりと謂ふべし。然るに近來我國に於いては、國民が「家」の生活に親しみ、「家」の傳統を保持する上に支障となるが如き事情の次第に多く出現しつつあることを否み得ざるなり。近代産業の發展と共に、「家」の傳統の最も忠實なる保存所たる農村より離村者の激増せること、浮動常なき都市生活の膨脹、特に老大都市への人口集中、都市に於ける定住性少なき通勤者の増加、俸給生活者、賃金勞務者の大量群の發生、近代的教育機關の都市集中、青年子女の向都熱、女子の家庭外職業への就業増加等の諸事情により、古來の「家」に關する傳統は動もすれば破壊若くは變容せしめられんとしつつあり。右の如き諸事情の中には、勿論我國の産業の發展上寔に避くべからざる傾向のものなきに非ずと雖も、而も其の傾向を其の進行するままに放任し他の方法を講ぜざらむか、古來の「家」も漸く其の機能を喪失し、「家」の生活を通じての國民生活の安定も健全なる國民道德の維持も亦次第に困難たるに至るべし。斯の時代の趨勢に鑑み時宜適切なる方策と措置を講じ、時局に即して「家」の生活を益、堅實に保全し、「家」をして慈、國民生活に寄與せしむる如き凡る施策を講ずるは、現下特に喫緊のことなりとす。

實行方法

第一 「家」の精神の確立昂揚「家」を中心とする道德の作興

(一) 血統家系の尊重(家の系譜作成)

各自の「家」に於て出來得る限り完全なる「家」の系譜を作成せしめ、之を子々孫々に相傳せしむるやう指導すること。家系譜の作成に當りては遡りて祖先の事跡を究め得るものは可成詳細に之を究

むるは勿論、其の事跡の湮滅せるものは此際自ら中興の始祖となるの氣概を以て新たに良き「家」の傳統創始に努むること。

(二) 軍神、勇士の「家」の表彰

軍神を始め武勳赫々たる勇士を出したる「家」を表彰すること。勇士と共に、其の「家庭」を表彰するは「家」の精神を顯揚する上に至大の効果あるべし。

(三) 斷絶したる名譽の「家」の再興

奉公の爲に其の子孫を失ひ、繼嗣なくして斷絶したる「家」又は斷絶の懼ある「家」に就ては、近親郷黨相倚り相扶けて其の「家」の再興又は存續を圖ること。

(四) 家風の醇化(家記の作成)

「家」の永續的發展を圖ると共に、祖孫を一貫する努力の繼續と家族の全員を擧げての切磋琢磨とによつて、益、家風の醇化健全なる家風の振作に努むること。一家の者の業績を順次記録に認め、之を家寶として保存せしめ、斯の記録を通じて健全なる家風を振作せしめ、以て「家」の精神的統一に資する必要あり。近時軍方面は勿論、生産方面、文化方面等に於て國家に貢獻したる人士を出せる家庭は、極めて多きを以て之等の人士の業績を家記に採録すること。

(五) 家憲家訓(家憲家訓の蒐集編纂)

(六) 家業尊重の精神昂揚

第二 「家」を中心とする教育の振興

(一) 「家」を本體とする教育の確立

特に一家に於ける母親の子女養護に對する責任に堪へ得るやう十分の教養を與ふること。

(二) 家庭教育と學校教育との緊密化

(三) 「家」を中心とする子女の躑

(四) 女子教育特に其の家事教育の刷新

學校教育の教科内容に「家」に關する教材を可成豊富に採り入れ、特に家事教育に於て家政、育兒其他日常生活の合理的處理並に科學的知識を教ふると共に、「家」の傳統行事に關する教科を加へ之に就ての適切なる實踐的指導を與ふること。

(五) 都市に修學する青年子女に對する指導

適切なる生活指導を行ひ情味ある餘暇善用の方法を教へ、本來の「家」を忘失せざるやう格別の指導措置を講ずること。

第三 「家」を中心とする祭祀及び行事の復活

(一) 祖先祭祀の勵行

(二) 冠婚葬祭等行事の勵行

(三) 子女中心の行事復活

第四 都市生活と「家」の問題

(一) 定住居の尊重

(二) 適切なる住宅政策の確立

(三) 神棚、佛壇の設備

(四) 都市在住青年に對する指導

寄宿舎、合宿、下宿等に宿泊し「家」本來の生活に直接觸るる所なき青年子女に對しては、其の場所に兩親の寫眞、父祖の靈位を安置せしめ之を居常拜禮する習慣を養はしむること。

第五 工場制度の「家」の問題

(一) 事業一家の精神顯揚

全従業員が家庭的和樂の雰圍氣の裡に協同し得るが如き作業環境を造成せしむること。

(二) 「家」を中心とする勤勞管理の確立

我國の勤勞管理に飽迄も「家」の觀念を中心とし、其の管理の對策は獨り職場に働く工員のみならず、其の工員の家族をも廣く包含し、生産の現場は固より生活全面に互つて懇篤なる管理を徹底せしむること。

(三) 「家」を中心とする青少年工の輔導

工場寄宿舎、合宿所等に於て物的設備のみならず特に家族的雰圍氣の醸成に留意すること。寮長、舎監、寮母の人選に就中特に家庭的なる適任者を得るに努むると共に輔導員組織の活用を圖ること。

(四) 「家」を中心とする福利厚生施設の

(五) 「家」を中心とする工場事業場と地元町村の一體化

工場事業場と其の地元町村との一體化を促進し生産上、生活上兩者の關係を一層緊密ならしめ、相互の協力態勢を強化するに努むること。今日工場、事業場と其の地元町村とは往々相互に無縁の存在と化し、甚しきは兩者の間に摩擦相剋の因を成せるもの亦必ずしもなしとせず。仍つて、例へば工場、事業場の福利厚生施設を開放して其の利用による恩恵を地元民にも均霑せしめ、或は地元住民の勞力奉仕を活用して工場、事業場の生産増強を圖る等の措置を講じ、努めて兩者の緊密なる關係を樹立し、工場、地元を擧げて一家の風潮を醸成するに努むること。

(六) 産業戦士家族の顯彰

産業戦士に對する表彰制度に於て當該産業戦士

個人の表彰に止まらず、其の家族をも併せて顯彰する方途を講ずること。

第六 戦時生活下に於ける「家」の問題

(一) 女子の就勞と家庭生活との調和

(二) 未婚勤勞女性の保護の徹底

(三) 女子に對する勤勞管理の確立

「家」を中心とする女子の特性に鑑み國家的に之に對する勤勞管理の基準を確立し、且管理施設の完備を圖ること。

(四) 生活の協同化と「家」の問題

生活協同化の方法竝に之が運営の精神に就き深き検討を遂げ、飽迄も「家」を中心とする生活の協同化を圖ること。

(五) 衣料切符其の他配給制度の改善

(六) 「家」と隣組の關係

現在隣組の指導方針は往々生硬不熟に過ぎ、國民生活の實體實情に即して行はれ難き憾あり。行過ぎたる隣組の指導干渉が「家」の機能を却つて毀害し、或は家庭の利己主義が隣組全體の圓滑なる運営を阻止するが如き場合も少からず。「家」に藉口する利己主義は「家」本來の精神よりするも固より許容すべきに非ず。之に對しては大に矯正の必要あり。而も同時に隣組の基礎は飽迄も「家」に在り。隣組の運営は必ず「家」を中心とする和樂の裡に行はれ、「家」を通じて郷土、國家に奉仕する建前を堅持し、之を及ぼしてやがて町内、部落一家の美風を馴致せしむるやう指導を行ふこと。

(七) 企業整備と「家」の問題

企業整備の斷行措置の如きは國家重大の秋に臨

み、眞に緊急やむを得ざる非常手段にして、之等轉業者に對しては傳來の家業を捨てざるを得ざるに至りたる時局の急を切實に自覺せしむると共に、身を以て斯くの如き大轉換に堪へたる轉業者は、正に國策躬行の活模範として更に新職域に於て在來家業の傳統的精神を生かしむるやう特に適切な指導を行ふこと。

タイ國新領土に關する日本國タイ國間條約の成立

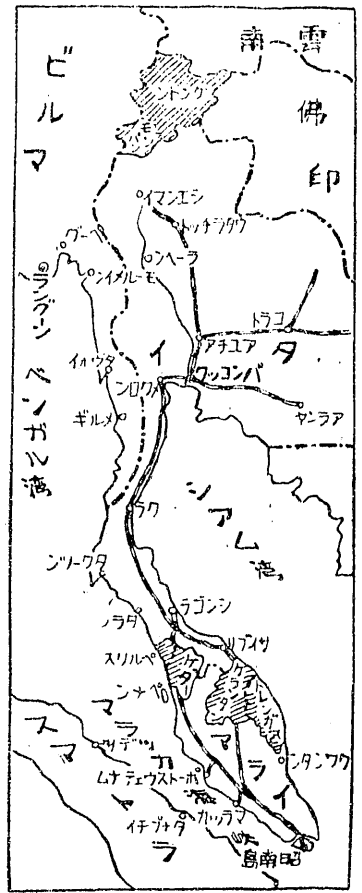
大東亞共榮圏の一環をなす「タイ」國に對して新たに新領土を供與する日本國タイ國間條約の成立については昭和十八年八月二十日情報局より左の如く發表せられた。

情報局發表

本年七月四日の東條内閣總理大臣及「ピブン」「タイ」國內閣總理大臣間會談に引續き日「タイ」兩國政府間に於いて「マライ」及「シヤン」地方に於ける「タイ」國の領土に關する日本國「タイ」國間條約締結方に付交渉中なりし處、今般右條約案文の妥結を見、八月二十日「パソコック」に於いて特命全權大使坪上貞二と「タイ」國內閣總理大臣兼外務大臣事務管掌元帥「ビー・ピブン・ソックラム」との間に右條約の署名調印を了せり

「マライ」及び「シヤン」地方に於ける「タイ」國の領土に關する日本國「タイ」國間條約

大日本帝國政府及び「タイ」王國政府は
兩國緊密に協力して米英兩國に對する共同の戰爭を完



遂し道義に基く大東亞を建設するの不動の決意を以て左の通協定せり

第一條 日本國は「タイ」國が「ケラントン」「トレンガヌ」「ケダウ」「ペルリス」各州及び附屬島嶼をその領土として編入することを承認す

第二條 日本國は「タイ」國が「シヤン」地方に於いて「ケントン」及び「モンパン」兩州をその領土として編入することを承認す

第三條 日本國は本條約實施の日より六十日以内に前二條の規定する地域に於いて現にその行ふ行政を終止すべし

第四條 第一條及び第二條の規定する地域の境界は本條約調印の日に於ける州境に據る

第五條 本條約の實施のため必要な細目は兩國當該官憲間に協議決定せらるべし

第六條 本條約は署名の日より實施せらるべし

ジャワ現地住民に對する政治參與の實現

皇國を中核とする大東亞共榮圈の建設に關する方策は帝國議會に於ける東條首相の演説により夙に闡明せ

られてゐたところであるが、特にジャワの現地住民に對する政治參與の實現については昭和十八年八月一日附ジャワ軍政監部の告示を以つて其の具體的確定を見るに到つた。同日付公布をみたる現地住民の參與設置に關する件、中央參議院令、州及び特別市參議會令、茲に右諸法令の公布に伴ふ現地當局談を掲ぐれば以下の如くである。

現地住民の參與設置に關する件

第一條 軍政監部各部に參與若干名を置く
參與は現地住民のうちより軍政監これを任命す

第二條 參與は部長の命をうけ部務に參與す

第三條 官吏にあらざる參與は高級官吏の待遇とする

中央參議院令

第一條 軍政の強力適切なる進歩を期するため中央參議院を置く中央參議院は最高指揮官に直隸し、政務に關し、最高指揮官の諮問に答申し、最高指揮官に對し建議す

第二條 中央參議院は議長副議長議員および中央參議

院事務局をもつて組織す

第三條 議員は人格識見優秀なる現地住民の中より最高指揮官の任命する者、州參議會または特別市參議會において互選するもの及び侯の推薦するものとす、議員の定数は別表による

第四條 中央參議院に議長および副議長二名を置き議員の互選による倍數の候補者の中より最高指揮官これを任命す

第五條 事務局に局長(以下事務局長と稱す)を置き最高指揮官これを任命す、事務局長は中央參議院の事務を掌理し、議長の職務に協力す、事務局の編成其他の事項は軍政監之を定む

第六條 中央參議院の會議の議事進行上必要な援助を爲さしむるため、軍政監は軍政監部職員をして會議に出席し發言せしむることを得

第七條 中央參議院の會議の召集、開會および閉會は最高指揮官之を命ず、召集の場所及び會期は最高指揮官之を定む

第八條 議長は中央參議院の會議を掌理す、議長事故ある時は副議長その職務を代理す、議長、副議長共に事故ある時は最高指揮官の指定する議員議長の職務を代理す、會議の議事規則は別に之を定む

第九條 會議の議事は出席議員の過半數をもつてこれを決す、可否同數なる時は議長の決すところによる

第十條 中央參議院に對する最高指揮官の諮問は文書をもつて事務局長を経て議長に令達し、議員の建議案は議員より事務局長を経て議長に提出す

第十一條 會議に關する文書は日本語によるものを正

本としマライ語によるものを副本とす、會議の用語は日本語またはマライ語とす

第十二條 議員の任期は一箇年とす、但し缺員を補充したる場合にはその任期は前任者の残存期間とす

第十三條 議員は侯及び官吏以外の現地住民中最高の名譽を享受す、議員の手當及び職務のため要したる實費の保障に關しては軍政監これを定む
附則本令は公布の日よりこれを實施す

『別表』 (一) 最高指揮官の任命する議員二十三名

(二) 州參議會または特別市參議會において互選する議員、各市または特別市毎に一名
(三) 侯の推薦する議員二名

州、特別市參議會令

第一條 地方政務に關する建議答申を求め以て軍政の強力適切なる運営を圖るため州及び特別市に州參議會又は特別市參議會(以下參議會と稱す)を置く

第二條 參議會の議員は軍政監の定むるところにより選舉せられたるもの、および當該州又は特別市内に住所を有する人格識見優秀なる現地住民の中より州長官又は特別市長の任命するものとす、議員の定數は軍政監これを定む

第三條 議員の任期は一年とす、但し缺員を補充したる場合においては其の任期は前任者の残存期間とす

第四條 議員は軍政監の定むるところにより手當および職務のため要したる實費の保障を受く

第五條 參議會に議長および副議長各一名を置き議員の互選する倍數の候補者の中より州長官または特別市長これを任命す

第六條 參議會は州長官又は特別市長これを招集し、

開會及び閉會を命ず、招集の場所及び會期は州長官又は特別市長之を定む

第七條 參議會は州長官又は特別市長の諮問に應じ當該地方政務に關する事項につき意見を答申す

第八條 參議會は當該地方政務に關し州長官又は特別市長に建議することを得

第九條 州長官又は特別市長の命を受けたる職員は參議會の會議に出席して發言することを得

第十條 議長は參議會の會議を掌握す、議長事故ある時は副議長その職務を代理す、正副議長共に事故ある時は州長官又は特別市長の指定する議員議長の職務を代理す

第十一條 會議の議事は出席議員の過半数を以てこれを決す、可否同數なる時は議長決するところによる
第十二條 (略)

現地當局談

大日本軍によつて今般新に定められた政治參與は、オランダ政府の採取政策的施策の産物とは形式的にも本質的にも相違するのである。即ち大日本軍は萬民をして各その所を得せしめ野に遺賢を置かざることを目標とし現地住民より議員を求むるには出来る限り民意を尊重し、中央においては最高指揮官、地方においては公平に民情に徴して任命することも定め、また議長および副議長は議員の互選による候補者中より選任せられることになつた。かくてこれらの人材は悉く一堂に會し、諮問に對する答申或は建議をなして軍政に奉仕協力し得ることとなつた。議事の進行には議員の眞摯なる態度を期待するために、多數決制を採用することとしたのである。次に注意すべきは、出來得る限り現地

住民の聲を軍政に反映せしめるために、中央においても地方においても、原則として一般地方行政官は任命せず、官吏は官吏としてその職域に奉公せしめる方針である。これに加へて、議長以下議員に日本人をふくめぬ如きは全く前例なき制度といふべく、これ大日本軍が大戦敢行中にも拘らず、如何に現在住民に滿歴の信頼を寄せてゐるかを明かに示すものである。また中央參議院内に設けらるべき事務局には圓熟練達なる若干數の日本人職員を配し、議事に關する完全な輔佐と教導の役割を果せしめんことを期した。次に中央ないし地方において諮問されるべき事項は、

- 一、軍政の滲透徹底
- 二、民度向上
- 三、教育および教化
- 四、産業經濟
- 五、民生救濟
- 六、衛生

等の諸問題であり、各議員の積極的減私奉公が待望されてゐるが、茲に特に注意すべきことは、ジャワは今や物質的にも人的にも戦時下の總動員態勢下におかれてゐる。最後に新しく定められた參與制は官吏乃至民間より拔擢せられた現地住民をして、軍政監部各部において高級官吏乃至その待遇の下に參與せしめることを規定するものである。この新制度は、現地住民特にインドネシア住民に對して政務上の見識並びに實力を涵養せしめ責任ある活躍を期待する素地ともいへる。なほ官吏の分野においては州廳その他の軍政諸機關の長官又はその樞要な地位に現地住民を登用するに決した。目下銳意その具體化を準備中である。